

大阪府こころの健康総合センター 所報・紀要

令和5年度

大阪府こころの健康総合センター

精神保健福祉に関する最新の情報を
ホームページで提供しています

こころのオアシス

<http://kokoro-osaka.jp/>

発 刊 に あ た っ て

令和 5 年度の「大阪府こころの健康総合センター所報・紀要」を取りまとめましたので、この 1 年間の当センターの事業について報告します。

令和 2 年から世界中で拡大した新型コロナウイルス感染症は、我が国でも令和 2 年 4 月 7 日の緊急事態宣言以降、多くの人々に大きな影響を及ぼし、センター業務の多くが感染対策のために様々な制約を受けましたが、令和 5 年 5 月 8 日をもって 5 類感染症として扱われることになり、おおむね従前の体制に戻ることになりました。一方、研修のハイブリッド開催やオンデマンド配信、相談業務やコンサルテーションにおけるオンラインの活用など新しい手法は引き続き積極的に取り入れていくこととなりました。

令和 4 年 12 月 16 日に公布された精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（精神保健福祉法）が一部改正されました。医療保護入院の同意や退院請求を行うことができる「家族等」から DV や虐待の加害者を除くことや、措置入院や医療保護入院の入院措置を行う際に家族にも告知することなどが、令和 5 年 4 月 1 日に施行されました。さらに令和 6 年 4 月にも大きく変更されるため、これらへの対応を行いました。

「第 2 期大阪府ギャンブル等依存症対策推進計画」（令和 5 年度から 7 年度）、及び「大阪府自殺対策計画」（令和 5 年度から 10 年度）が策定されました。依存症専門相談と並行して実施する「借金専門相談」や「若者の自殺未遂対応チーム事業」などの新規事業も含め、庁内や関連機関等と連携を図りつつ、事業を展開しています。

令和 6 年 1 月 1 日には能登半島地震が発生しました。この地震により亡くなられた方々に哀悼の意を表し、御遺族と被災された方々に心からお見舞いを申し上げます。大阪府は石川県の要請に応じて DPAT 先遣隊を派遣し、派遣元として DPAT 調整本部を設置し、当センター職員も健康医療部地域保健課職員とともに派遣調整等の本部業務に従事しました。

当センターでは、今後も府民のこころの健康づくりを進める拠点として、関係機関・団体等との連携・協力をさらに含め、こころの健康に関わる課題に取り組んでまいります。府民のみなさま、関係機関・団体のみなさまのご支援、ご協力をお願いいたします。

令和 6 年 11 月

大阪府こころの健康総合センター
所長 平山 照美

目 次

I. 概 要	頁
1. 設立の目的及び業務	1
2. 基本理念・基本方針	2
3. 沿 革	2
4. 施設概要	2
5. 機 構	3
6. 決算の状況	3
II. 事 業	
1. 精神保健福祉に関する企画	4
(1) 災害時等のこころのケア活動に関すること	4
(2) 産業保健分野との連携事業	6
2. 普及啓発	7
(1) 刊行物による情報提供・普及啓発	8
(2) ホームページによる情報提供・普及啓発	8
(3) こころの健康図書コーナーの図書数	8
3. 府職員及び関係機関職員への研修（人材育成）	9
4. 調査研究	15
5. 自殺対策	16
(1) 大阪府自殺対策推進センター	16
(2) 技術支援	24
6. 依存症対策	25
(1) 普及啓発の強化	25
(2) 相談支援体制の強化	29
(3) 治療体制の強化	33
(4) 切れ目のない回復支援体制の強化	34
(5) 大阪依存症包括支援拠点（OATIS）の運営	37
(6) 「健康と生活に関する調査」の実施	37
7. 精神医療審査会	38
8. 精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療受給者証（精神通院）	39
(1) 精神障害者保健福祉手帳	39
(2) 自立支援医療受給者証（精神通院）	39
9. 精神科病院実地指導・精神科病院入院者実地審査	40
10. 精神科医療機関療養環境検討協議会	41
11. 入院者訪問支援事業	43

12. 措置診察	44
13. 医療保護入院等のための移送	46
14. 精神科救急医療情報センター	47
15. 地域活動への支援	48
(1) 地域活動への支援	50
(2) 保護観察所と連携した取組み	50
(3) その他の地域支援に関する取組み	50
(4) 保健所心理業務	50
(5) 大阪府措置入院者等退院後支援事業	50
16. 相談	51
(1) 精神保健福祉相談（依存症・自死遺族相談・発達障がいに関する専門相談を含む）	51
(2) 集団支援	55
(3) 電話相談	57
(4) 保健所心理業務	67
(5) ひきこもり地域支援センター事業	68
17. こころのケア	71
(1) 新型コロナウイルス感染症流行時のこころのケア	71
18. 会議出席・講師派遣・事業協力・国などの研修への参加	73
(1) 会議等出席	73
(2) 講師派遣	75
(3) 事業協力	79
(4) 国などの研修への参加	79
紀 要	
ギャンブル等依存症簡易介入マニュアル普及事業について	80
資 料	
I. こころの健康総合センターの統計	91
II. 大阪府の精神保健福祉統計	96
III. 大阪府の精神保健福祉施策年表	113

I. 概 要

1. 設立の目的及び業務

大阪府こころの健康総合センター（以下「センター」という。）は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「精神保健福祉法」という。）第6条に規定される精神保健福祉センターであり、精神保健福祉に関する中核施設として条例により設置されている。精神保健福祉法の理念にのっとり、「精神障がい者の自立と社会復帰を目指す」、「府民のこころの健康の保持、増進を図る」という精神保健福祉における今日的課題の解決に向け積極的に取り組むこととしている。

センターは、次の業務を行うこととしている（大阪府こころの健康総合センター処務規程より）。

- (1) 精神保健の向上及び精神障害者の福祉の増進を図るための事業の企画に関すること。
- (2) 精神保健及び精神障害者の福祉に係る調査研究に関すること。
- (3) 精神保健及び精神障害者の福祉に係る行政機関及び関係団体との連携及び調整に関すること。
- (4) 災害時におけるこころのケア活動に関すること。
- (5) 精神保健及び精神障害者の福祉に係る情報の提供及び普及啓発に関すること。
- (6) 精神保健及び精神障害者の福祉に係る人材育成及び相談に関すること。
- (7) 精神障害者保健福祉手帳に関すること。
- (8) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二章第四節に規定する自立支援医療費の支給（精神障害者に係るものに限る。）に関すること。
- (9) 大阪府精神医療審査会の事務に関すること。
- (10) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十二条第二項の意見の陳述に関すること及び第二十六条第一項の技術的事項についての協力その他市町村に対する必要な援助に関すること。
- (11) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十八条の六第一項の規定による精神科病院への立入検査に関すること。
- (12) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第十八条第一項の規定による精神保健指定医に関すること。
- (13) 精神障害者の権利譲渡を図るための関係行政機関及び関係団体との連携に関すること。
- (14) 保健所における精神保健及び精神障害者の福祉に係る業務の支援に関すること。
- (15) 精神保健の向上及び精神障害者の福祉の増進を図るものの活動の支援に関すること。
- (16) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第十八条第一項に規定する精神保健指定医の診察及び法第二十九条第一項の規定による入院に関すること。
- (17) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十四条の規定による移送に関すること。
- (18) 自殺対策推進センターの運営に関すること。
- (19) (1)～(18)に掲げるもののほか、府民の精神保健の向上及び精神障がい者の福祉の増進を図るため必要なこと。

2. 基本理念・基本方針

【基本理念】

「私たちは、府民のこころの健康の保持及び増進に努めるとともに、精神障がい者の人権の尊重と福祉の増進をめざします。」

【基本方針】

- (1) 精神障がい者の医療及び福祉の向上を図ります。
- (2) 時代のニーズに応じた専門相談及び技術支援を行います。
- (3) 地域の精神保健福祉を支える人材を育成します。
- (4) 関係機関との連携を進め、地域の課題解決に向けたネットワークづくりを支援します。
- (5) 精神保健に関する調査研究・情報発信を行います。

3. 沿革

昭和 27 (1952) 年 8 月	大阪府精神衛生相談所設置
昭和 37 (1962) 年 4 月	大阪府立公衆衛生研究所に精神衛生部開設
平成 6 (1994) 年 4 月	大阪府精神衛生相談所及び大阪府立公衆衛生研究所精神衛生部を廃止し、大阪府立こころの健康総合センターとして新築オープン
平成 14 (2002) 年 4 月	大阪府こころの健康総合センターに改称

4. 施設概要

所在地	〒558-0056 大阪市住吉区万代東 3 丁目 1-46 TEL : 代表 06-6691-2811 FAX : 06-6691-2814 E-mail : kenkosogo@sbox.pref.osaka.lg.jp ホームページ : http://kokoro-osaka.jp/
施設規模	鉄筋 コンクリート地上 4 階、地下 1 階 敷地面積 約 1,900 m ² 建築面積 約 860 m ² 延床面積 約 3,350 m ² (3 階部分は、令和 3 年度から大阪府難病相談支援センターが使用)
最寄りの交通機関	大阪シティバス「府立総合医療センター」、阪堺電軌上町線「帝塚山四丁目」、 JR 阪和線「長居」、Osaka Metro 御堂筋線「長居」、南海電鉄高野線「住吉東」

5. 機 構

当センターにおける職員配置及び事務分掌は以下のとおり。

(令和6年3月31日現在)

所 属	職 名	現員	職 種	事 務 分 掌
所 長	技術職員	1	医師	
次 長	事務職員	1	事務	(兼総務課長)
参 事	技術職員	1	医師	
総 務 課	事務職員	6	事務 6	①庶務 ②予算 ③庁舎管理 ④自立支援医療費の支給認定に係る事務 ⑤他課分掌外事務
事業推進課	技術職員	5	課長(ケースワーカー) 1 ケースワーカー 2 保健師 1 心理技師 1	①企画・調整 ②教育研修・普及啓発 ③調査・研究 ④精神保健福祉関連団体への支援 ⑤自殺対策に関すること ⑥災害時こころのケア活動に関すること
相談支援・ 依存症対策課	技術職員 事務職員	14 1	課長(ケースワーカー) 1 医師 2 事務 1 ケースワーカー 9 心理技師 2	①精神保健及び精神障がい者の福祉に係る相談 に関すること ②電話相談 ③依存症対策に関すること ④地域精神保健福祉活動への支援
医療審査課	技術職員	9	課長(ケースワーカー) 1 ケースワーカー 7 運転手 1	①精神障害者保健福祉手帳の判定に係る事務 ②精神医療審査会 ③精神科病院への立入検査 ④措置診察業務に関すること ⑤精神科救急医療に関すること
計		38		
非常勤職員等		52		

6. 決算の状況

令和5年度の決算状況は、以下のとおり。

(千円)

歳 入		歳 出	
項 目	金 額	項 目	金 額
分担金及び負担金	43	(款) 総務費	4,928
負担金	43	(項) 総務管理費	4,928
使用料及び手数料	24	(目) 一般管理費	4,928
手数料	24	(款) 福祉費	176,151
国庫支出金	9,236,649	(項) 社会福祉費	7,040
国庫負担金	9,236,649	(目) 社会福祉総務費	7,040
諸収入	2,189	(項) 障がい者福祉費	169,112
雑入	2,189	(目) 障がい者福祉推進費	169,112
		(款) 健康医療費	19,673,130
		(項) 公衆衛生費	19,673,130
		(目) 公衆衛生総務費	21,622
		(目) 予防費	1,583
		(目) 精神衛生費	19,649,925
		(款) 都市整備費	517
		(項) 住宅建設費	517
		(目) 公共建築費	517
合 計	9,238,905	合 計	19,854,726

Ⅱ. 事 業

1 . 精神保健福祉に関する企画

概要

精神保健の向上及び精神障がい者の福祉の増進を図るための取組みや事業を企画・実施し、事業評価を行っている。

事業実績

(1) 災害時等のこころのケア活動に関すること

1) 大阪 DPAT 養成研修

災害等が発生した際には、被災地域の精神保健医療ニーズの把握、各種関係機関等との連携、マネジメント、専門性の高い精神科医療の提供と精神保健活動の支援が必要であり、このような活動を行うために大阪府によって組織される専門的な研修・訓練を受けた災害派遣精神医療チーム (DPAT) を養成する研修を平成 29 年度より年 1 回開催している。令和 5 年度は講義、演習の 2 日間とも集合開催した。演習では、南海トラフ地震発災時を想定し、活動拠点本部の立上げ、避難所支援、病院支援についての演習を実施し、DPAT 活動についての理解を深めた。

また、講義・演習の内容を後日、大阪 DPAT 隊員登録者を対象に技能維持研修として大阪府公式 YouTube の配信により実施した。

<表 1-(1)-1. 大阪 DPAT 養成研修>

日 時	内 容	対 象	参加者数
9 月 9 日 (土) 9 時～17 時	講義「DPAT とは」 当センター 参事 平山 照美 講義「災害時医療のロジスティクス」 地方独立行政法人大阪府立病院機構 大阪急性期・総合医療センター (日本 DMAT) 診療放射線技師 西 健太 講義「大阪府の災害時医療保健活動体制について」 大阪府健康医療部保健医療室医療対策課 救急・災害医療グループ 小林 大資 講義「災害現場における指揮命令・諸機関との連携、最近 の DPAT の活動状況について」 DPAT インストラクター 緑川 大介 講義「災害時の情報管理」 医療法人杏和会 阪南病院 星 光子 講義「衛星携帯電話と情報の整理」 当センター 事業推進課 南 由美 講義「災害時等のこころのケアの基礎知識」 当センター 事業推進課 西 則子	府内の精神科 医療機関の職 員等 (精神科医 師、看護師、精 神保健福祉士、 事務職員等)	43

日 時	内 容	対 象	参加者数
9月10日(日) 10時～ 16時30分	演習「南海トラフ地震発災時を想定した演習①」 ・活動拠点本部の立ち上げ 演習「南海トラフ地震発災時を想定した演習②」 ・病院支援 ・避難所支援 DPAT インストラクター 緑川 大介 地方独立行政法人大阪府立病院機構 大阪精神医療センター 四町田 悟 荒尾 正人 社会医療法人北斗会 さわ病院 杉本 聡 高橋 宗男 医療法人杏和会 阪南病院 楠田 修司 西村 浩一 大阪府健康医療部保健医療室地域保健課 当センター 参事 当センター 事業推進課 大阪市こころの健康センター 堺市精神保健課	府内の精神科医療機関の職員等（精神科医師、看護師、精神保健福祉士、事務職員等）	43

<表 1-(1)-2. 大阪 DPAT 技能維持研修>

日 時	内 容	対 象	参加者数
令和6年 1月15日(月) 9時～ 2月16日(金) 17時 (大阪府公式 YouTube 配信)	講義「DPAT とは」 当センター 参事 平山 照美 講義「災害時医療のロジスティクス」 地方独立行政法人大阪府立病院機構 大阪急性期・総合医療センター（日本 DMAT） 診療放射線技師 西 健太 講義「大阪府の災害時医療保健活動体制について」 大阪府健康医療部保健医療室医療対策課 救急・災害医療グループ 小林 大資 講義「災害現場における指揮命令・諸機関との連携、最近の DPAT の活動状況について」 DPAT インストラクター 緑川 大介 講義「災害時の情報管理」 医療法人杏和会 阪南病院 星 光子 講義「衛星携帯電話と情報の整理」 当センター 事業推進課 南 由美 講義「災害時等のこころのケアの基礎知識」 当センター 事業推進課 西 則子 演習「南海トラフ地震発災時を想定した演習～避難所支援～」 当センター 参事 平山 照美	大阪 DPAT 隊員登録者	10

2) 災害時等こころのケア研修

災害時等のメンタルヘルスに関する問題に対応できるよう PFA (サイコロジカル・ファーストエイド) について学ぶことを目的として研修を実施した。なお、本研修は精神保健福祉従事者研修と合同開催とした。

＜表 1-(1)-3. 災害時等こころのケア研修＞

日 時	内 容	対 象	参加者数
7月13日(木) 10時30分～ 16時00分	講義・演習「災害や事件、事故後のこころのケア～PFA(サイコロジカル・ファーストエイド)を学ぶ～」 兵庫県こころのケアセンター 上席研究主幹 大澤 智子	保健所職員、市町村の保健福祉・災害時等の対応に従事する職員、府内の精神科病院・精神科病床を有する病院・精神科診療所等の職員、相談支援事業所等の職員	40

3) 能登半島地震における大阪 DPAT の派遣

令和6年1月1日に発生した能登半島地震について、1月7日に DPAT 事務局から派遣要請があり、1月9日に大阪 DPAT 調整本部を設置し、先遣隊を計7隊派遣した。被災地では、石川県 DPAT 調整本部や輪島市 DPAT 指揮所、珠洲市 DPAT 指揮所、石川中央・南加賀医療圏 DPAT 支援指揮所で支援を行った。

大阪 DPAT 調整本部では、地域保健課精神保健グループ及び当センターの職員が先遣隊の派遣調整等後方支援を行った。

(2) 産業保健分野との連携事業

1) 大阪産業保健総合支援センターとの連携

勤労者のこころの健康問題への対応力の向上を図るため、産業保健活動を行っている大阪産業保健総合支援センターと連携し、企業の健康管理業務や人事労務の担当者を対象に、こころの健康づくりに関する講習会を実施した。なお、新型コロナウイルス感染症対策として例年より対象人数を会場定員の3分の1に設定した。

＜表 1-(2)-1. 講習会内容＞

日 時	会 場	内 容	対 象	参加者数
10月3日(火) 14時～16時	エル・おおさか 南734	テーマ：職場におけるゲートキーパー養成 講座(中級編) 当センター 事業推進課 南 由美 西 則子	産業医・ 看護職・ 衛生管理 者・労務 担当者等	14
12月4日(月) 14時～16時	エル・おおさか 南734	テーマ：職場におけるゲートキーパー養成 講座(中級編) 当センター 事業推進課 南 由美 西 則子		17
1月31日(水) 14時～16時	エル・おおさか 研修室2	テーマ：アルコール健康障がいと依存症 医療法人和気会 新生会病院 院長 和気 浩三		27

2. 普及啓発

概要

当センターでは、こころの健康づくりを推進するため、府民が利用できる「こころの健康図書コーナー」を開設するとともに、各種刊行物やホームページにおいて、こころの健康づくりに関する情報提供・普及啓発と医療機関・相談機関などの社会資源に関する情報提供を行っている。

事業実績

(1) 刊行物による情報提供・普及啓発

1) 大阪府内で精神疾患の診療を行う機関

府内の精神保健福祉関係相談窓口及び精神科医療機関を対象に「大阪府内で精神疾患の診療を行う機関一覧」を発行した。また、詳細なデータを随時更新し、ホームページにおいて情報提供した。

2) 新規作成・改訂刊行物

<表 2-(1)-1. 新規作成・改訂刊行物>

名 称	内 容	形 態	発行月
トラウマの理解とこころのケア	トラウマの理解とこころのケアについての啓発	3つ折りリーフレット	8月改訂
子どものトラウマの理解とこころのケア	子どものトラウマの理解とこころのケアの啓発	3つ折りリーフレット	8月改訂
「ひとりで悩まないで」 ～相談窓口一覧～	相談窓口の周知	チラシ	12月改訂
それって依存症かも？	依存症の啓発チラシ	チラシ	10月
アルコール依存症とは	アルコール健康障がいの啓発パネル	パネル	11月
やめられないのは、意志が弱いのではなく依存症かもしれません	依存症の啓発チラシ	チラシ	11月改訂
高齢者のお酒の問題あきらめていませんか？	依存症の啓発チラシ	チラシ	12月改訂
お酒とうまくつきあおう	アルコール健康障がいの啓発パネル	パネル	11月改訂
アルコールの身体への影響	アルコール健康障がいの啓発パネル	パネル	11月改訂
やってみよう！アルコール依存度チェック	アルコール健康障がいの啓発パネル	パネル	11月改訂
ビンジドリンキングの危険性	アルコール健康障がいの啓発パネル	パネル	11月改訂
女性とアルコール	アルコール健康障がいの啓発パネル	パネル	11月改訂
赤ちゃんとアルコール	アルコール健康障がいの啓発パネル	パネル	11月改訂
飲酒運転クイズ	アルコール健康障がいの啓発パネル	パネル	11月改訂
飲酒運転クイズ（回答編）	アルコール健康障がいの啓発パネル	パネル	11月改訂
飲酒運転には、厳しい罰則と行政処分があります	アルコール健康障がいの啓発パネル	パネル	11月改訂
運転者以外にも、厳しい罰則があります	アルコール健康障がいの啓発パネル	パネル	11月改訂

3) メールマガジン「こころのオアシス通信」

市町村や医療機関等関係者向けに、当センターが実施する事業や作成したリーフレット、新着図書などを広報し、地域の精神保健福祉活動を推進することを目的に、メールマガジン「こころのオアシス通信」を、計 11 回配信した。併せて、精神保健福祉業務に役立つ国や全国の動きなどを情報提供した。

(2) ホームページによる情報提供・普及啓発

ホームページ「こころのオアシス」 (<http://kokoro-osaka.jp/>) において、精神保健福祉に関する総合的な情報提供を行った。

(3) こころの健康図書コーナーの図書数

今年度の新規図書数、蔵書総数は、表 2-(3)-1 に示すとおりである。

<表 2-(3)-1. 図書数>

本の区分	新 規	蔵書総数
図 書	19	8,592
雑 誌	81	12,982
A V	0	1,126
資 料	62	13,941
参考図書	3	171
計	165	36,812

3. 府職員及び関係機関職員への研修（人材育成）

概要

精神保健福祉業務に従事する職員（府健康医療部等精神保健福祉担当職員、市町村・福祉事務担当職員、医療機関職員、障害者総合支援法に規定する障がい福祉サービスを行う事業所職員等）の資質向上を目的に、広く関係者の育成を図るため、研修を行っている。

事業実績

「健康医療部等精神保健福祉担当職員研修」はケースワーカー・保健師・心理職員等に対する研修で、表 3-1 の体系に基づき階層別に開催した。また、「関係機関職員研修」として、市町村・福祉事務所・医療機関・障がい福祉サービス事業所等で精神保健福祉業務に従事する職員に対する研修を表 3-2 のとおり実施した。

なお、開催にあたっては、（一社）大阪精神科病院協会と（公社）大阪精神科診療所協会の後援を受けた。階層別研修は、対象者を精神保健福祉業務に従事した年数に分けて実施する研修であり、新転任者、2 年目、3 年目、年数指定なし、主査級職員の 5 階層となっている。

新転任者対象のベーシック研修は、新たに精神保健福祉業務に従事することになった職員に対し、実務知識を習得するための講義を中心とした基礎的な研修を行った。

2 年目、3 年目の職員を対象としたステップアップ研修では、地域での実践を振り返りながら相談支援のスキルを高めることができるように、面接技術や関係機関との連携による地域支援の方法についてをテーマに実施した。

スキルアップ研修では、「災害時等こころのケア」及び「精神保健福祉領域におけるトラウマインフォームドケアを学ぶ」をテーマに実施した。

スーパーバイズ研修は、保健所の精神保健福祉チーム主査級職員を対象に、スーパーバイズの技術を身につけることができるよう、講義と事例検討を行った。

<表 3-1. 健康医療部等精神保健福祉担当職員研修体系>

区 分	研修名	対 象
階層別研修	ベーシック研修 A	1 年目
	ステップアップ研修 A	2 年目
		3 年目
	スキルアップ研修 A	年数指定なし
	スーパーバイズ研修 A	主査級

<表 3-2. 関係機関職員研修体系>

区 分	研修名	対 象
新任転任研修	ベーシック研修 B	1 年目
現任研修	ステップアップ研修 B	2 年目
		3 年目
	スキルアップ研修 B	年数指定なし

＜表 3-3. ベーシック研修 A＞

日 時・会 場	内 容 ・ 講 師	参加者数
4月19日(水) 9時30分～ 17時05分 当センター 4階 研修室	講義「保健所における精神保健福祉業務の実際」 大阪府茨木保健所 地域保健課 岡 信浩	14
	講義「措置診察、移送、精神科救急医療」 当センター 医療審査課 平澤 靖久・津崎 陽子	
	大阪府版ゲートキーパー養成研修 当センター 事業推進課 西 則子	
	講義「精神保健福祉の歴史・精神保健福祉法について、大阪府の精神保健福祉行政における課題と方向性について」 大阪府健康医療部保健医療室地域保健課 参事 上野 千佳	
	講義「自殺に関する相談支援についてⅠ～自殺未遂者相談支援～」 当センター 事業推進課 伊藤 大士	
4月20日(木) 9時30分～ 17時05分 当センター 4階 研修室	講義「こころの健康総合センターについて」 当センター 事業推進課 甲田 恵美 当センター 相談支援・依存症対策課 道崎 真知子	14
	講義「精神疾患の基礎知識Ⅰ」 当センター 相談支援・依存症対策課 藤田 知巳	
	講義「精神疾患の基礎知識Ⅱ」 当センター 相談支援・依存症対策課 藤田 知巳	
	体験談「当事者の体験談より学ぶ」 当事者	
	報告「家族の思いと家族会活動」 大阪府精神障害者家族会連合会	
	講義「自殺に関する相談支援についてⅡ～自死遺族相談～」 当センター 相談支援・依存症対策課 道崎 真知子	
	グループワーク 当センター 事業推進課 甲田 恵美・伊藤 大士	
7月6日(木) 9時30分～ 17時05分 当センター 4階研修室	講義「障がい者の支援制度、施策について～障害者総合支援法を中心に～」 大阪府福祉部障がい福祉室障がい福祉企画課 平川 瑞恵	13
	講義「ヤングケアラーについて」 一般社団法人こもれび 水流添 真	
	講義「精神科病院実地指導・精神医療審査会・療養環境検討協議会・各種届出書類について」 当センター 医療審査課 西本 知子・大久保 真紀	
	体験談・講義「依存症の本人・家族への相談支援について」 依存症の当事者および家族 当センター 相談支援・依存症対策課 道崎 真知子	
	講義「高次脳機能障がいについて」 大阪府障がい者自立相談支援センター身体障がい者支援課 安部 紫	
	講義「災害時のこころのケア」 当センター 事業推進課 西 則子	
	講義「心神喪失者等医療観察法」 大阪保護観察所 社会復帰調整官	

日 時・会 場	内 容 ・ 講 師	参加者数
7月7日(金) 9時30分～ 17時05分 当センター 4階 研修室	講義「精神保健福祉相談の進め方」 桃山学院大学 教授 辻井 誠人	14
	講義「精神科病院からの地域移行について」 大阪府福祉部障がい福祉室生活基盤推進課 中川 尚代	
	講義「精神保健福祉とトラウマインフォームドケア」 当センター 参事 平山 照美	
	講義「支援者のメンタルヘルス」 当センター 事業推進課 西 則子	
	グループワーク 当センター 事業推進課 甲田 恵美・伊藤 大士	
7月10日(月) 13時15分～ 16時まで	病院見学(大阪精神医療センター)	19
10月12日(木) 13時15分～ 16時まで	病院見学(大阪精神医療センター)	6

＜表 3-4. ベーシック研修 B＞

配信期間	内容・講師	視聴回数	市町村	障がい福祉サービス事業所等	医療機関	その他	参加者総数
7月3日 (月) 9時～ 7月31日 (月) 17時 (大阪府公式 YouTube 限定 配信)	講義「精神保健福祉の歴史・精神保健福祉法について、 大阪府の精神保健福祉行政における課題と方向性について」 大阪府健康医療部保健医療室地域保健課 上野 千佳	358	24	83	16	9	132
	講義「こころの健康総合センター・保健所について」 当センター 事業推進課 甲田 恵美	204					
	講義「精神障害者保健福祉手帳について」 当センター 医療審査課 池 慎太郎	180					
	講義「自立支援医療費（精神通院）について」 当センター 総務課 夏池 早百合	177					
	講義「精神疾患の基礎知識Ⅰ」 当センター 相談支援・依存症対策課 藤田 知己	201					
	講義「精神疾患の基礎知識Ⅱ」 当センター 相談支援・依存症対策課 藤田 知己	201					
	講義「精神保健福祉相談の進め方」 桃山学院大学 教授 辻井 誠人	213					
	講義「障がい者の支援制度、施策について～障害者総合 支援法を中心に～」 大阪府福祉部障がい福祉室障がい福祉企画課 平川 瑞恵	184					
	講義「ヤングケアラーについて」 一般社団法人こもれび	162					
	講義「精神科病院からの地域移行について」 大阪府福祉部障がい福祉室生活基盤推進課 中川 尚代	172					
	体験談・講義「依存症の本人・家族への相談支援について」 依存症の当事者および家族 当センター 相談支援・依存症対策課 道崎 真知子	243					
	講義「高次脳機能障がいについて」 大阪府障がい者自立相談支援センター 身体障がい者支援課 安部 紫	150					
	体験談「当事者の体験談より学ぶ」 当事者及び支援者	177					
	報告「家族の思いと家族会活動Ⅰ」 大阪府精神障害者家族会連合会	166					
	報告「家族の思いと家族会活動Ⅱ」 大阪府精神障害者家族会連合会	141					
	講義「支援者のメンタルヘルス」 当センター 事業推進課 西 則子	149					
			アンケート提出数…	アンケート提出数…	アンケート提出数…	アンケート提出数…	アンケート提出数…

※「精神障がい者支援体制加算」の対象者は、「演習（個人ワーク）」も実施。

＜表 3-5. ステップアップ研修 A・B (2年目)＞

日 時・会 場	内 容 ・ 講 師	A	B				参加者総数
		参加者数	市町村	障がい福祉サービス事業所等	医療機関	その他	
6月12日(月) 13時～17時 大阪急性期・総合医療センター3階講堂	講義と演習 「専門職としての面接技術を学ぶ～面接技術の演習～」 桃山学院大学 社会学部 教授 辻井 誠人	13	4	7	4	0	28
10月16日(月) 10時～17時 当センター4階特別会議室	事例検討 桃山学院大学 社会学部 教授 辻井 誠人	5	/				5
10月23日(月) 10時～17時 当センター4階特別会議室	事例検討 桃山学院大学 社会学部 教授 辻井 誠人	5					5
10月27日(金) 10時～17時 当センター4階特別会議室	事例検討 桃山学院大学 社会学部 教授 辻井 誠人	5					5

＜表 3-6. ステップアップ研修 A・B (3年目)＞

日 時・会 場	内 容 ・ 講 師	A	B				参加者総数
		参加者数	市町村	障がい福祉サービス事業所等	医療機関	その他	
10月2日(月) 13時30分～17時 当センター4階研修室	講義と演習 「地域支援の方法を学び支援の質を高める」 武庫川女子大学 心理・社会福祉学部 准教授 大岡 由佳	10	2	4	3	0	19
11月2日(木) 9時30分～17時 当センター4階特別会議室	事例検討 当センター 事業推進課 松川 祥恵 相談支援・依存症対策課 米田 令 医療審査課 原 るみ子	9	/				9
11月22日(水) 14～17時30分 当センター4階特別会議室	事例検討 当センター 事業推進課 松川 祥恵 医療審査課 原 るみ子	10					10

<表 3-7. スキルアップ研修 A・B>

日 時・会 場	内 容	対 象	参加者数
7月13日(木) 10時30分～ 16時 大阪急性期・総合 医療センター3階 講堂	講義・演習「災害や事件、事故後のこころのケア～PFA(サイコロジカル・ファーストエイド)を学ぶ～」 兵庫県こころのケアセンター 上席研究主幹 大澤 智子 (再掲)「災害時等こころのケア研修」と合同 開催	保健所職員、市町村の保健 福祉・災害時等の対応に従 事する職員、府内の精神科 病院・精神科病床を有する 病院・精神科診療所等の職 員、相談支援事業所等の職 員	40
11月13日(月) 10時～17時 大阪急性期・総合 医療センター3階 講堂	講義・演習 「精神保健福祉領域におけるトラウマイン フォームドケアを学ぶ ～生きづらさを抱え た人へのアプローチを考える～」 武庫川女子大学 心理・社会福祉学部 准教授 大岡 由佳	保健所、保健センター等の 精神保健福祉担当職員 大阪府内(政令市を除く)の 市町村(障がい福祉担当、自 殺対策担当)、精神科医療機 関、相談支援事業所等の職 員	40

<表 3-8. スーパーバイズ研修 A>

日 時・会 場	内 容 ・ 講 師	参加者数
6月23日(金) 9時45分～12時 当センター4階 プロジェクト研究室1	講義・演習 「精神保健福祉相談業務におけるスーパービジョン」 桃山学院大学 社会学部 教授 辻井 誠人	4
2月15日(木) 9時45分～16時まで 当センター4階特別会議室	スーパーバイズ事例検討 桃山学院大学 社会学部 教授 辻井 誠人	4
2月16日(金) 9時45分～17時まで 当センター4階特別会議室	スーパーバイズ事例検討 桃山学院大学 社会学部 教授 辻井 誠人	5
2月29日(木) 10時～12時 当センター4階特別会議室	バイジーの意見交換会	6

4. 調査研究

概要

精神保健及び精神障がい者の福祉に係る調査研究を行っている。

事業実績

【調査研究】

○健康と生活に関する調査

「第2期大阪府ギャンブル等依存症対策推進計画」（令和5年3月策定）に基づき、大阪府におけるギャンブル等依存症に関する実態を把握し、今後の大阪府におけるギャンブル等依存症対策を考えるための資料とすることを目的に、住民基本台帳から無作為抽出した府民 18,000 名を対象に調査を実施し、結果検討会議を開催し、報告書を作成した（有効回答数 6,616 票、有効回答率 36.8%）。

報告書：https://www.pref.osaka.lg.jp/kokoronokenko/osakaaddiction/23_g_research.html

5. 自殺対策

概要

全国の自殺者数は、平成10年以降3万人を超える状態が続いていたが、平成22年から減少傾向となり、平成24年に3万人を下回り、令和5年は21,837人であった。

大阪府の自殺者数も全国と同様に推移し、平成10年に2千人を超えて以降、高止まりの状態推移していたが、平成23年から減少し始め2千人を下回り減少傾向であったが、令和4年は前年より112人増の1,488人（警察庁の自殺統計）で、これは新型コロナウイルス感染症の拡大による社会の状況の変化もあり、自殺者が11年ぶりに増加した令和2年より多い状況となった。

大阪府においては、国の「自殺総合対策大綱」を踏まえ、平成30年3月に基本指針の一部改正を行った。本指針は、平成28年4月に自殺対策基本法の一部が改正されたことを受けて、都道府県自殺対策計画として位置付けられ、「毎年、府内の自殺者数の減少を維持する」「早期に府内各市町村が自殺対策計画を策定するように支援する」ことが新たな目標として掲げられた。国は、令和4年10月、自殺対策の指針として新たな「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」を閣議決定した。大阪府でも、自殺対策を総合的かつ効率的に進めていくために、令和5年3月、「大阪府自殺対策計画」を策定した。

当センターでは、平成21年度設置の自殺予防情報センターを平成28年4月に「大阪府自殺対策推進センター」とし、関係機関と連携を図りながら、市町村における自殺対策計画の推進の支援や、保健所や市町村等に対する適切な助言や情報提供、地域における自殺対策の関係者に対して研修などを行い、地域の状況に応じた自殺対策の総合的な推進を図った。

事業実績

（1）大阪府自殺対策推進センター

保健・福祉・医療・労働・教育・警察等関係機関（以下「関係機関」という。）と連携を図りながら、保健所や市町村等に対し適切な助言や情報提供、自殺に関する専門的な相談の対応、地域における自殺対策の関係者に対する研修等を行った。

また、厚生労働省が設置している「こころの健康相談統一ダイヤル」を利用した回線を当センター内に3回線配置し、自殺予防のための電話相談の充実を図るとともに、自殺予防週間のある9月と自殺対策強化月間である3月の1か月間においては、24時間体制で「集中電話相談」（一部民間団体に委託）として実施した。

さらに、平成27年度途中から40歳未満の人を対象に、毎週水曜日に若者専用電話相談電話「わかぼちダイヤル」を実施し、様々な悩みを抱えた若者の相談に対応することで、自殺予防につなげる取組みを行った。

1) 自殺対策に関する情報提供・普及啓発

○ホームページによる情報提供

『こころのオアシス』（<http://kokoro-osaka.jp/>）に「自殺対策」のページを設け、大阪府の自殺対策や悩みの相談窓口などの情報提供を行うとともに、悩みの相談窓口について、二次元コードからもアクセスできるよう工夫した。

○大阪府内の各市町村における自殺の状況

警察庁から提供を受けた自殺統計原票データに基づき、厚生労働省が集計を行った「地域における自殺の基礎資料」を用いて、各市町村等における地域の月別及び年間の自殺者の状況をまとめ、各地域での自殺対策に役立ててもらえるよう情報提供を行った。

○自殺対策普及啓発

9月の自殺予防週間、3月の自殺対策強化月間にロビーでの啓発展示や、『こころのオアシス』の啓発バナーの設置、厚生労働省作成のポスター等の関係機関への配布、メールマガジン「こころのオアシス通信」、もずやんXによる情報発信を行った。

2) 自殺対策研修

保健所・市町村等地域の相談体制の整備や精神保健福祉にかかわる職員が社会問題として共通認識を持ち、地域の自殺予防のゲートキーパーの役割を果たし、適切な対応ができるよう相談従事者を対象にした各種研修会を企画・開催し、人材育成を図った。新型コロナウイルス感染症が5類に移行し、対面で実施が望ましい研修を対面で実施した。

<表 5-(1)-1. 自殺対策研修> ※J-1については8)大阪府版ゲートキーパー養成研修に再掲(20頁参照)

日時	会場	研修名	内容	対象	参加者数
5月12日(木) 1部: 10時30分~ 12時 2部: 13時30分~ 17時	大阪急性 期・総 合医療 セン ター 3階 講堂	J-1 こころの健 康について 考えよう! (SOSの出 し方教育)・ 大阪府版 ゲートキー パー養成研 修テキスト 講習会	1部 講義・演習「こころの健康について考えよう!(SOSの出し方教育)テキスト講習会」 当センター 事業推進課 南 由美 甲田 恵美	保健所の精神保健福祉業務担当職員、市町村自殺対策担当職員、市町村がゲートキーパー研修を委託している事業所職員	40
			2部 講義・演習「大阪府版ゲートキーパー養成研修テキスト講習会」 当センター 事業推進課 南 由美 伊藤 大士 西 則子		41
5月22日 (月) 23日(火) 25日(木) 10時~12時	オン ライン	羽曳野市教育委員会 SC 対象こころの健康について考えよう!(SOSの出し方教育)テキスト講習会	講義「若年者の自殺対策について」 テキスト「こころの健康について考えよう!(SOSの出し方教育)」の講義・演習 当センター 事業推進課 南 由美 甲田 恵美 伊藤 大士	羽曳野市教育委員会スクールカウンセラー、指導主事等	10
7月25日 (木) 13時30分~ 16時10分	オン ライン	J-2 こころの健 康について 考えよう! (SOSの出 し方教育)テ キスト講習 会	講義「若年者の自殺対策について」 テキスト「こころの健康について考えよう!(SOSの出し方教育)」の講義・演習 当センター 事業推進課 南 由美 甲田 恵美 実践報告 大阪府立第二工芸高校定時制 樋口 治 東大阪市立新喜多中学校 富井 和美	保健所、市町村の保健・福祉関係部署で精神保健福祉業務を含む相談支援業務に従事する職員(政令市を除く)、(政令市を除く)小学校、中学校、高等学校、支援学校の教職員・教育関係者	65
8月4日(火) 10時~16時	ドーン セン ター 5階 特別会 議室	J-3 若年層向け 電話相談対 応研修	講義「自殺に傾いた人への電話相談支援~若者のこころの特徴と対応~」 演習・グループワーク 関西福祉科学大学大学院 教授 都村 尚子	保健所・保健福祉センター、市町村保健・福祉関係部署で精神保健福祉業務を含む相談支援業務に従事する職員(政令市を除く)、高等学校、大学、専修・各種専門学校等教育機関職員	43

日 時	会 場	研修名	内 容	対 象	参 加 者 数
8月21日(月) 14時～16時	茨木市立小学校	茨木市立小学校教職員対象 こころの健康について考えよう！(SOSの出し方教育)テキスト講習会	講義「若年者の自殺対策について」 テキスト「こころの健康について考えよう！(SOSの出し方教育)」の講義・演習 当センター 事業推進課 南 由美 甲田 恵美	茨木市立小学校、中学校、教育委員会教職員	34
9月6日(水) 13時30分～17時	ドーンセンター 5階 特別会議室	J-4 若年層向け 自殺対策研修	講義「大学生のメンタルヘルス～『生きづらさを抱える若者への支援』～」 兵庫教育大学客員教授・大阪人間科学大学特任教授・ひがし布施クリニック院長 野田 哲朗 地域の実践報告 茨木保健所 島山 玲 大阪府の自殺の概要「大阪府こころのほっとライン(大学生向けSNS相談)」 地域保健課 三場 知香 大阪府版ゲートキーパー養成研修と SOSの出し方教育について 当センター 事業推進課 南 由美	府内大学の学生支援センター、保健管理センターなどの相談窓口の担当者 府保健所・中核市保健所等の精神保健福祉業務担当職員	28
10月20日(金) 14時～17時	当センター 4階 研修室	J-5 自殺未遂者 支援研修	講義「自殺未遂をした人をどのように理解し支援するか～支援者のこころの反応とセルフケア・組織対応～」 グループワーク 龍谷大学短期大学部こども教育学科 准教授 赤澤 正人	保健所、市町村の保健・福祉関係部署で精神保健福祉業務を含む相談支援業務に従事する職員(政令市を除く)、精神科医療機関や三次救急の医療機関の職員、福祉関係機関で相談支援業務に従事する職員	20
11月30日(木) 13時30分～14時30分 12月6日(水) 16時～17時	私立中学校高等学校 オンライン	私立中学校高等学校教職員対象こころの健康について考えよう！(SOSの出し方教育)テキスト講習会	テキスト「こころの健康について考えよう！(SOSの出し方教育)」の講義・演習 当センター 事業推進課 南 由美 伊藤 大士	私立中学校高等学校教職員	70
12月1日(金) 14時～17時	マイドーム おおさか 8階 第1・2 会議室	J-6 自死遺児相談 従事者研修	講義「大切な家族を自死で失った子どもの理解と支援」 龍谷大学短期大学部社会福祉学科 教授 黒川 雅代子 報告「自死遺族相談の実際」 グリーフサポート・リヴ 代表理事 佐藤 まどか グループワーク「架空事例を用いた遺児支援についての意見交換」 架空事例の解説	(堺市を除く)保健所・保健福祉センター、市町村保健・福祉関係部署等で精神保健福祉業務を含む相談支援業務に従事する職員、(堺市立を除く)小・中・高等学校、大学、専修・各種学校等教育機関職員、精神科医療機関職員、子ども家庭センター職員	75

日 時	会 場	研修名	内 容	対 象	参加者数
令和6年 1月22日(月) 10時～ 16時30分	茨木 保健所	茨木保健所 「こころの健康について考えよう！」・ 「大阪府版ゲートキーパー養成研修」テキスト講習会	1部 講義・演習「こころの健康について考えよう！（SOSの出し方教育）テキスト講習会」 当センター 事業推進課 南 由美 甲田 恵美	保健所精神保健福祉 チーム職員等	7
			2部 講義・演習「大阪府版ゲートキーパー養成研修テキスト講習会」 当センター 事業推進課 南 由美 甲田 恵美		
令和6年 3月1日(金) 13時30分～ 16時30分	マイ ドーム おおさ か 8階 第1・2 会議室	自殺対策事業 報告会	<p>【第1部】若者向けSNS相談「大阪府こころのほっとライン」報告会 講演「若者の『こころ』を考える～疾病・孤独そして自死～」 追手門学院大学心理学部心理学科 教授 溝部 宏二</p> <p>報告「SNS相談大阪府こころのほっとライン実施状況について」 関西カウンセリングセンター 高間 量子 地域保健課 三場 知香</p> <p>【第2部】民間団体における自殺対策の取り組みについて 民間団体からの実践報告 関西いのちの電話 事務局長 石井 英隆 国際ビフレンダーズ大阪自殺防止センター 理事長 北條 達人 こころの救急箱 副理事長 牧野 雄市 グリーンサポート・リヴ 代表理事 佐藤 まどか</p>	府内大学、短期大学、 専修学校の相談支援室 教員、 大阪府内（政令市を除く）の保健所・保健福祉センター、市町村の保健・福祉関係部署等で精神保健福祉業務を含む相談支援業務に従事する職員	44

3) 自死遺族相談

平成21年10月から自死遺族等を対象に来所による個別専門相談を行い、安心して話せる場所や必要な情報提供などを行っており、令和5年度の自死遺族相談に関する相談は、電話相談が実29件（延32件）、来所相談件数は実11件（延33件）であった。

また、相談従事者を対象に相談対応力を向上し、支援に役立てるため、自死遺族相談事例検討会を3回開催した。

<表5-(1)-2. 自死遺族相談事例検討会>

日 時	内 容	対 象	参加者数
7月6日(木) 9時30分～12時	講義 「自殺という問題と向き合う」	自死遺族相談従事者（当センター職員・保健所職員等）	10
10月5日(木) 9時30分～12時	事例検討 神戸大学大学院人間発達環境学研究科		11
2月1日(木) 9時30分～12時	教授 吉田 圭吾		11

4) こころの健康相談統一ダイヤル <「15. 相談」に詳細掲載(62頁参照)>

大阪府では、国が運用している「こころの健康相談統一ダイヤル(以下「統一ダイヤル」という。)」に、平成24年9月から加入し、自殺予防のための電話相談を実施している。令和5年度は、「統一ダイヤル」による電話相談を3回線で実施した。相談件数は6,931件であった。

5) 「こころの健康相談統一ダイヤル」集中電話相談 <「15. 相談」に詳細掲載(64頁参照)>

平成24年度から、夜間休日の相談を民間団体に委託し、集中電話相談を実施している。令和5年度は自殺予防週間のある9月と、自殺対策強化月間の3月の各1か月間、24時間電話相談を実施した。

6) 若者専用電話相談 <「15. 相談」に詳細掲載(60頁参照)>

様々な悩みを抱えた若者の自殺予防を図るため、平成27年度から、毎週水曜日9時30分から17時とし、若者(40歳未満の方)を対象とした電話相談「わかぼちダイヤル～わかものハートぼちぼちダイヤル～」を開設した。令和5年度の総相談件数は510件、うち対象者が40歳未満の相談が60件であった。

7) 電話相談従事者養成研修

「統一ダイヤル」「若者専用電話相談」「こころの電話相談」に従事する電話相談員等を対象に、ゲートキーパーとしてのスキルを学び高めることができるようゲートキーパー養成研修を実施するとともに、相談者に対する理解を深め、適切な援助が提供できるよう事例検討を行うことにより、電話相談員等の資質向上を図った。

<表5-(1)-3. 電話相談従事者養成研修・事例検討会>

内容	日時	参加者延数
ゲートキーパー養成研修	① 5月17日(水) 10時～12時 ② 5月18日(木) 14時～16時 ③ 5月19日(金) 10時～12時 ④ 5月29日(月) 14時30分～16時30分	4
事例検討会	① 7月24日(月) 17時45分～19時45分 ② 8月10日(木) 17時45分～19時45分 ③ 9月12日(火) 17時45分～19時45分 ④ 10月11日(水) 17時45分～19時45分 ⑤ 11月24日(金) 17時45分～19時45分	23

8) 大阪府版ゲートキーパー養成研修

保健所と共同で作成した『大阪府版ゲートキーパー養成研修講師用テキスト』(「基礎情報編・ロールプレイ編」、「基礎情報編・若年者支援編」)及び受講者用『大阪府版ゲートキーパー養成研修テキスト』(「基礎情報編」1.初級編・2.中級編・3.若年者支援編、「ロールプレイ編」1.傾聴技法初級・2.傾聴技法中級・3.見るロールプレイ・4.シナリオロールプレイ・5.実践ロールプレイ・6.シナリオロールプレイ 2)を用いて、ゲートキーパー養成研修テキスト講習会を行った。

また、講師用テキストを第3版に改訂した。

○大阪府版ゲートキーパー養成研修テキスト講習会

開催回数は2回で、受講者は34機関、47人であった。

※17頁<表5-(1)-1.1 自殺対策研修>「J-1 大阪府版ゲートキーパー養成研修テキスト講習会」を参照

○ゲートキーパー養成研修

『大阪府版ゲートキーパー養成研修テキスト』を活用して、府内で開催されたゲートキーパー養成研修は、計49回で、参加者は延1,236人であった(J-1研修含む)。

＜表 5-(1)-4. 大阪府版ゲートキーパー養成研修＞

実施主体	機関数 (延数)	参加者 数	受講者内訳
府保健所	0	0	
中核市 保健所	15	541	行政職員 49 人、医療機関 47 人、教育機関 355 人、障がい福祉サービス等 27 人、ボランティア・地域住民 2 人、その他 61 人
市町村	24	479	行政職員 189 人、医療機関 3 人、教育機関 24 人、障がい福祉サービス等 22 人、ボランティア・地域住民 154 人、その他 87 人
当センター	10	216	行政職員 64 人、医療機関 9 人、教育機関 116 人、障がい福祉サービス等 3 人、その他 24 人
その他	0	0	
計	49	1,236	

9) 「こころの健康について考えよう！(SOS の出し方教育)」の普及

○ 「こころの健康について考えよう！(SOS の出し方教育)」テキスト講習会

令和 2 年度、SOS の出し方教育のツールとして作成した冊子「こころの健康について考えよう！」の普及をめざし、保健所、市町村自殺対策担当課職員、小・中・高等学校の教職員対象に講師養成を目的とした自殺対策研修 (J-1・J-2) テキスト講習会 (J-2 はオンライン研修) を行った。また、羽曳野市教育委員会、茨木市立小学校、私立中学校高等学校及び茨木保健所からの要請を受け、テキスト講習会を行った。

※17 頁<表 5-(1)-1. 自殺対策研修>「J-1 こころの健康について考えよう (SOS の出し方教育) テキスト講習会」、 「J-2 こころの健康について考えよう (SOS の出し方教育) テキスト講習会」を参照

○ 「こころの健康について考えよう！(SOS の出し方教育)」の普及

希望のあった小学生 6 校 (5・6 年生)、中学校 4 校 (1・2・3 年生)、高等学校 6 校 (1・2・3 年生)、大学 4 校を対象に、講義「こころの健康について考えよう！(SOS の出し方教育)」を実施した。

この他、市町村自殺担当職員が「SOS の出し方に関する教育」の実施に向けての教職員の理解促進のため、講義「こころの健康について考えよう！(SOS の出し方教育)」を実施 (1 回) した。また、養護教諭が各学校で「SOS の出し方に関する教育」の実施に向けて自主活動として、養護教諭の有志の部会で模擬授業を実施 (1 回) した。

＜表 5-(1)-5. こころの健康について考えよう！(SOS の出し方教育) の普及＞

日 時	実施校	内 容	参加者数
6 月 21 日(水) 9 時 40 分～10 時 25 分 10 時 45 分～11 時 30 分	茨木市立小学校 5 年生・6 年生	講義「こころの健康について考えよう！」 当センター 事業推進課 南 由美 伊藤 大士	61
6 月 30 日(金) 14 時 25 分～15 時 05 分	府立高等学校 2 年生	講義「こころの健康について考えよう！」 当センター 事業推進課 南 由美 甲田 恵美	280
7 月 12 日(水) 10 時 55 分～11 時 45 分 11 時 55 分～12 時 45 分 13 時 40 分～14 時 30 分	東大阪市立中学校 3 年生	講義「こころの健康について考えよう！」 当センター 事業推進課 南 由美 甲田 恵美	102
8 月 31 日(木) 11 時～12 時 10 分	府立高等学校 1 年生	講義「こころの健康について考えよう！」 当センター 事業推進課 南 由美 甲田 恵美	258

日 時	実施校	内 容	参加者数
9月7日(木) 11時～11時45分	茨木保健所実習生 梅花女子大学4年生 (栄養士実習) 藍野大学4年生 (保健師実習)	講義「こころの健康について考えよう！」 茨木保健所地域保健課精神保健福祉チーム 山崎 舞 島山 玲 茨木市健康医療部健康づくり課 石前 浩之 池尾 有希子	7
9月21日(木) 13時20分～14時10分 14時20分～15時10分	府立高等学校 2年生	講義「こころの健康について考えよう！」 当センター 事業推進課 南 由美 伊藤 大士 茨木保健所地域保健課精神保健福祉チーム 山崎 舞 島山 玲 茨木市健康医療部健康づくり課 石前 浩之 池尾 有希子	206
11月14日(火) 13時35分～15時15分	私立小学校 5年生	講義「依存症予防教育」 「こころの健康について考えよう！」 当センター 事業推進課 南 由美 甲田 恵美 相談支援・依存症対策課 後呂 美也子 (「いのちの授業」として「依存症予防教育」 と合同開催)	60
11月15日(水) 13時～14時30分	大阪人間科学大学 1回生とその他希望する学生	講義「こころの健康について考えよう！」 茨木保健所地域保健課精神保健福祉チーム 島山 玲	60
12月7日(木) 11時50分～12時40分	富田林市立中学校 1年生	講義「こころの健康について考えよう！」 富田林市立保健センター 池田 由記 宮西 かえで スタッフ1名	81
12月15日(金) 10時40分～11時30分	府立高等学校 3年生	講義「こころの健康について考えよう！」 当センター 事業推進課 伊藤 大士 藤井寺保健所地域保健課精神保健福祉チーム 岡本 光	107
12月19日(火) 9時40分～12時25分	八尾市立小学校 6年生	講義「こころの健康について考えよう！」 当センター 事業推進課 甲田 恵美 西 則子 八尾市保健所保健予防課 神農 由佳	99
12月20日(水) 11時30分～12時15分	富田林市立小学校 5年生	講義「こころの健康について考えよう！」 富田林市立保健センター 曾我 朋子 宮西 かえで スタッフ1名	74
12月	私立中学校 1年生	講義「こころの健康について考えよう！」 私立高等学校教諭	158

日 時	実施校	内 容	参加者数
12 月	私立中学校 2 年生	講義「こころの健康について考えよう！」 私立中学校教諭	131
12 月	私立中学校 3 年生	講義「こころの健康について考えよう！」 私立中学校教諭	108
令和 6 年 1 月	私立高等学校 1 年生	講義「こころの健康について考えよう！」 私立高等学校教諭	240
令和 6 年 1 月	私立高等学校 2 年生	講義「こころの健康について考えよう！」 私立高等学校教諭	247
令和 6 年 1 月 26 日(金) 14 時 25 分～15 時 15 分	河南町立中学校 2 年生	講義「こころの健康について考えよう！」 当センター 事業推進課 南 由美 甲田 恵美	98
令和 6 年 1 月 30 日(火) 14 時 25 分～15 時 15 分	河南町立中学校 1 年生	講義「こころの健康について考えよう！」 当センター 事業推進課 南 由美 甲田 恵美	115
令和 6 年 2 月 1 日(木) 13 時 25 分～14 時 15 分	府立高等学校 1 年生	講義「こころの健康について考えよう！」 当センター 事業推進課 南 由美 甲田 恵美	270
令和 6 年 2 月 13 日(火) 14 時 45 分～15 時 30 分	富田林市立小学校 5 年生	講義「こころの健康について考えよう！」 富田林保健所 地域保健課精神保健福祉チーム 藤田 のぶ 北岡 明峰	60
令和 6 年 2 月 16 日(金) 13 時 25 分～14 時 15 分 14 時 25 分～15 時 15 分	富田林市立中学校 2 年生	講義「こころの健康について考えよう！」 富田林市立保健センター 曾我 朋子 池田 由記 宮西 かえで スタッフ 1 名	142
令和 6 年 2 月 16 日(金) 17 時 35 分～18 時 20 分	府立高等学校 定時制の課程 1 年生	講義「こころの健康について考えよう！」 当センター 事業推進課 南 由美 西 則子	21
令和 6 年 2 月 29 日(木) 13 時 45 分～14 時 30 分	富田林市立小学校 6 年生	講義「こころの健康について考えよう！」 富田林市立保健センター 池田 由記 宮西 かえで	56
令和 6 年 2 月 29 日(木) 10 時 50 分～11 時 35 分 11 時 45 分～12 時 30 分	茨木市立小学校 6 年生	講義「こころの健康について考えよう！」 茨木市立小学校 校長	65

10) 若者の自殺未遂対応チーム事業

令和 5 年度から国のモデル事業を活用し、自殺者数が増加傾向にある若年層に対する自殺対策の一環として事業を開始した。若者の自殺未遂支援事例のうち、保健所や市町村、地域の関係機関のみでは対応に苦慮する場合に、精神科医師や弁護士等多職種の専門家チームを派遣し、本人・家族を支援する地域の支援機関に対して、関わり方などのコンサルテーションを実施した。令和 5 年度の実績は相談 2 件、事業実施 1 件であった。

11) 市町村自殺対策計画推進支援

平成 28 年に改正された自殺対策基本法の第 13 条第 2 項において、「市町村は、自殺総合対策大綱及び地域の事情を勘案して、地域自殺対策計画を定めるもの」とされ、令和 2 年度末、41 市町村（政令市を除く）、全てにおいて地域自殺対策計画が策定された。当センターは、大阪府内の市町村・保健所に対して、自殺対策計画推進のために電話・メールで助言・情報提供などの支援 74 件行い、中核市（5 市）における計画推進会議に 14 回（うち、書面開催 2 回を含む）出席した。

12) 自殺対策関係会議への出席・協力 <「18. 会議出席・講師派遣・事業協力・国などの研修への参加」に詳細掲載（74 頁参照）>

大阪府の自殺対策推進にかかる会議に出席・協力するとともに、大阪府保健所及び中核市保健所で開催される自殺対策に関する会議に出席し、情報提供や技術支援等を行った。

（2）技術支援

1) 大阪府妊産婦こころの相談センター

大阪府では、精神的に不安定な時期のある妊産婦へのサポート体制強化により妊産婦の自殺防止を目的として、平成 28 年 2 月から大阪母子医療センター内に「大阪府妊産婦こころの相談センター」を設置し、メンタルヘルスに不調を抱えている妊産婦及びその家族・パートナーに対して専任の相談員が相談支援・適切な支援機関へのつなぎ・関係機関への助言・事例検討会等を行っている。

当センターは、相談員への助言、運営会議及び実務担当者会議への出席などを通し、精神保健福祉領域での技術支援を行った。

6. 依存症対策

概要

依存症は、適切な治療と支援により回復が十分可能であるが、依存症であるという認識を持ちにくいといった依存症の特性や、専門医療機関や地域における支援体制が十分整っていないことなどから、依存症の本人及び家族が必要な支援を受けられていないという状況である。

大阪府、大阪市、大阪府警本部の三者が協力して取組みを行う「あいりん地域を中心とする環境整備の取組み（5か年計画）」の一つである、「薬物依存症者等ケア強化事業」（平成26年度～30年度）を開始し、当センターでは、大阪市こころの健康センターと協働し、府内全体の依存症の本人や家族へのケア水準の向上を目的として、事業に取り組んできた。

平成30年度からは、依存症への社会的認知や対策の需要の高まりを受けて、相談・治療・回復支援について、切れ目のない体制を整備すべく、「依存症対策強化事業」として対策を強化することになった。令和元年度には、「薬物依存症者等ケア強化事業」から続けてきた事業の柱を、「①普及啓発の強化」「②相談支援体制の強化」「③治療体制の強化」「④切れ目のない回復支援体制の強化」の4つに再編した。

また、令和2年度には、「⑤大阪独自の支援体制の強化」を柱に加え、当センターを「依存症総合支援センター」、大阪精神医療センターを「依存症治療・研究センター」とし、2つのセンターが有機的な連携を行う「大阪依存症包括支援拠点（OATIS）」を設置した。

さらに、令和5年度からは、「⑥調査・分析の推進」「⑦人材養成」を加え、事業の柱が再編され、これら7つを柱とした総合的な依存症対策に取り組んでいる。

事業実績

（1）普及啓発の強化

1）依存症に関するリーフレット等の作成

依存症の正しい知識や相談窓口を伝えるためのリーフレットやチラシを作成した。また、アルコール関連問題啓発週間においては、サイネージ画像の作成および啓発パネルの更新を行い、関係機関に啓発の協力を依頼した。

2）ホームページでの依存症に関する情報提供

依存症の基礎知識や相談窓口、リーフレットなどの刊行物、関係機関向け研修、関係機関連携会議などについてホームページやおおさか依存症ポータルサイト（健康医療部地域保健課所管）等で情報提供した。

3）ロビー展示

令和5年度よりギャンブル等依存症問題啓発週間（5月14日～20日）に加え、大阪ギャンブル等依存症問題啓発月間（5月）と、アルコール関連問題啓発週間（11月10日～16日）に合わせ、ロビーでポスター等の展示、リーフレットの配架を行った。

4）府民セミナーの開催

依存症の基礎知識や多重債務問題に関して、府民に啓発するために、大阪府依存症理解啓発府民セミナー「みんなで考えよう依存症のこと」を以下のとおり、対面及びオンデマンド配信の形式（YouTubeでの限定公開）で実施。

＜表 6-(1)-1. 大阪府依存症理解啓発セミナー＞

配信期間	内 容	対 象	参加者数
9月20日(水) 14時～16時	講義①「依存症について正しく知ろう」 大阪精神医療センター 精神科医 入来 晃久 講演②「夢は叶う！必死のパッチで逆境から夢をつむ」 講演会&独演会 落語家 桂 雀々	府民・関係者	115
11月27日(月)～ 2月29日(木) (当センター YouTube 限定配信)	講義①「依存症について正しく知ろう」 大阪精神医療センター 精神科医 入来 晃久 講演②「夢は叶う！必死のパッチで逆境から夢をつかむ」 講演会&独演会 落語家 桂 雀々	府民・関係者	745
1月19日(金) 13時30分～15時 30分	講義①「依存症について正しく知ろう」 関西医科大学精神神経科学教室 精神科医 池田 俊一郎 体験談から学ぼう(本人1名) 講義②「依存症と借金問題について」 大阪いちょうの会 司法書士 井手 洋右	府民・関係者	60
3月1日(金)～ 3月29日(金) (当センター YouTube 限定配信)	講義①「依存症について正しく知ろう」 関西医科大学精神神経科学講座 精神科医 池田 俊一郎 講義②「依存症と借金問題について」 大阪いちょうの会 司法書士 井手 洋右	府民・関係者	383

5) 予防啓発ツールの作成

学校教員等が授業において予防教育を実施できるよう、高校生向けの予防啓発ツール(スライド教材2種、ワークシート4種、動画教材2種)及び教員向け解説書を作成した。

6) 依存症予防教育教職員向け研修

高等学校の教職員等を対象に、依存症予防教育を実施するための依存症に関する基礎的な知識を学ぶ研修を実施した。

＜表 6-(1)-2. 依存症予防教育教職員向け研修＞

日時	会場	内容	対象	参加者数
8月18日(金) 13時45分～ 16時45分	大阪産業 創造館 4階 イベント ホール	講義 「依存症の基礎知識」 当センター 参事 平山 照美 体験談 本人1名 講義	高等学校、支援 学校高等部、高 等専修学校、大 学等の教職員	24
9月19日(火) ～ 10月31日(火)	当センター YouTube 限定配信	「依存症予防啓発ツールの活用について」 当センター 相談支援・依存症対策課 池田 美香 グループワーク		29
12月27日(水) 13時30分～ 16時30分	ドーン センター 5階 特別会議室	講義 「依存症の基礎知識」 当センター 参事 平山 照美 体験談 本人1名 講義	高等学校、支援 学校高等部、高 等専修学校、大 学等の教職員	10
2月15日(木) ～ 3月22日(金)	当センター YouTube 限定配信	「依存症予防啓発ツールの活用について」 当センター 相談支援・依存症対策課 池田 美香 グループワーク		29

7) 依存症予防啓発教育出前授業

依存症を早期に予防するため、府内の希望のあった高等学校等を対象に、依存症についての授業を行った。

＜表 6-(1)-3. 依存症予防啓発教育出前授業内容＞

日時	実施高校	内容	参加者数
9月5日(火) 14時20分～15時50分	私立高等学校	講義「依存症のことを学ぼう！」 当センター 相談支援・依存症対策課 後呂 美也子 体験談	210
10月26日(木) 14時30分～15時20分	大阪府立高等学校	講義「依存症のことを学ぼう！」 当センター 相談支援・依存症対策課 中澤 承子 体験談	244
11月14日(火) 13時35分～15時15分	私立小学校	講義「依存症のことを学ぼう！」 当センター 相談支援・依存症対策課 後呂 美也子	60
11月20日(月) 11時50分～12時40分	大阪府立高等学校	講義「依存症のことを学ぼう！」 大阪府立長吉高等学校 教員 体験談	164
11月27日(月) 14時25分～15時15分		講義「依存症のことを学ぼう！」 当センター 相談支援・依存症対策課 後呂 美也子 体験談	

日 時	実施高校	内 容	参加者数
12月18日(月) 11時35分～12時20分	箕面市立中学校	講義「依存症のことを学ぼう！」 当センター 相談支援・依存症対策課 後呂 美也子 体験談	577
1月19日(金) 14時15分～15時05分	府立高等学校	講義「依存症のことを学ぼう！」 大阪府藤井寺保健所 職員 体験談	105
1月26日(金) 14時15分～15時05分		講義「お金を借りることについて」 大阪いちょうの会 司法書士 井手 洋右	106
2月26日(月) 13時40分～14時25分	八尾市立小学校	講義「依存症のことを学ぼう！」 当センター 相談支援・依存症対策課 後呂 美也子	105

8) 高校生向け依存症予防啓発推進事業

文部科学省が発行しているリーフレット「行動嗜癖を知っていますか？」を、大阪府内の高等学校3年生等を対象に配布した。

9) 新成人向け依存症啓発チラシの配布

依存症の説明と相談窓口を掲載したチラシを作成し、希望のあった市町村に配布した。

10) 若者・地域支援者向け依存症予防事業

青少年指導員などの子どもに関わる支援をしている地域の支援者を対象に、依存症の基礎知識に関する研修を行った。

＜表6-(1)-4. 若者・地域支援者向け依存症予防事業内容＞

日 時	会 場	内 容	対 象	参加者数
12月9日(土) 14時30分 ～ 16時30分	大阪大学 中之島 センター 7階 セミナー室 7A	講義 「若者の生きづらさについて」 佛教大学 保健医療学部 教授 漆葉 成彦 講義 「子どもとお金のトラブル」 大阪いちょうの会 司法書士 井手 洋右	青少年指導員、 子どもに関わる 支援をしている 職員(市町村職 員、保健所職員、 子ども家庭セン ター職員、教育 関係者等)	39
3月1日(金) ～ 3月22日(金)	当センター YouTube 限定配信	講義 「依存症の基礎知識～大阪府版依存症相談 対応人材養成テキストより～」 当センター 相談支援・依存症対策課 相談員 講義 「子どもとお金のトラブル」 大阪いちょうの会 司法書士 井手 洋右	青少年指導員、 子どもに関わる 支援をしている 職員(市町村職 員、保健所職員、 子ども家庭セン ター職員、教育 関係者等)	33

11) 大学への依存症予防啓発

大学生に対する依存症の予防啓発のため、希望のあった大学へ講義等を実施した。

＜表 6-(1)-5. 大学への依存症予防啓発＞

日時	会場	内容	対象	参加者数
7月14日(金) 16時50分～ 18時20分	大阪大学 豊中キャンパス 豊中総合会館 3階	講義「依存症の基礎知識」 当センター 相談支援・依存症対策課 藤田 知巳 体験談 感想の共有 本人2名	大阪大学 学生	11
7月21日(金) 16時50分～ 18時20分		講義「依存症からの回復」 当センター 相談支援・依存症対策課 藤田 知巳 講義「依存症のことで悩んでいる人がいたらどうする？」 当センター 相談支援・依存症対策課 寺尾 さやか ロールプレイ		16
12月12日(火) 13時～ 14時30分	梅花女子大学 F101	講義「依存症のことを学ぼう！」 当センター 相談支援・依存症対策課 後呂 美也子 体験談 本人1名	梅花女子 大学学生	48

12) 飲酒防止教育普及研修

保健所や学校等が飲酒防止教育を行う上での必要な知識やポイントについて学ぶことができるよう、飲酒防止教育普及研修を開催した。

＜表 6-(1)-6. 普及研修内容＞

日時	方法	内容	対象	参加者数
8月2日(水) 13時30分～ 16時15分	ドーンセンター 5階 特別会議室	講義「20才未満の人の飲酒問題について考える～大人が知っておくべき大事なこと～」 医療法人和気会 新生会病院 院長 和気 浩三 体験談 本人1名 講義「飲酒防止教室を実施するにあたって」 当センター 相談支援・依存症対策課 池田 美香 グループワーク	保健所、府内の 教育関係職員 (小・中・高等学 校、支援学校)	16

(2) 相談支援体制の強化

1) 依存症専門相談（依存症相談拠点支援センター）

本人及び家族からのアルコール・薬物・ギャンブル等の依存症全般に関する相談を実施するとともに、関係機関へのコンサルテーションを実施した。

令和5年度は5月の大阪ギャンブル等依存症問題啓発月間において、相談時間を拡充（5月第3土曜・第4週の月曜から金曜までは20時まで）して、依存症専門相談を実施した。

令和5年度の依存症に関する相談件数は実787件、延1,813件で、詳細は以下の表のとおりである。

＜表 6-(2)-1. 依存症専門相談の内訳＞

内容	実数	延数
アルコール	157	438
薬物 ※1	151	314
ギャンブル等	295	738
ゲーム	26	45
スマートフォン・インターネット	12	13
その他 ※2	146	265
計	787	1,813

※1 内、処方薬：実数 18、延数 21

※2 その他内訳：買い物（実数 51、延数 113）、窃盗（実数 14、延数 18）
性（実数 33、延数 47）、その他（実数 35、延数 73）、
不明（実数 13、延数 14）

＜表 6-(2)-2. 依存症専門相談件数（実数）＞

内容	R2	R3	R4	R5
アルコール	159	161	215	157
薬物	145	171	177	151
ギャンブル等	179	231	238	295
その他	111	161	171	184
計	594	724	801	787

また、令和 2 年 5 月より、平日に相談に来ることができない本人や家族等を対象に、第 2・第 4 土曜に相談を実施。令和 5 年度の相談件数は、173 件であった。（令和 5 年度は 5 月第 3 土曜分含む）

＜表 6-(2)-3. 土曜相談件数の内訳（再掲）＞

内容	R2	R3	R4	R5
電話	71	122	165	98
来所	30	86	70	75
その他	1	0	0	0
計	102	208	235	173

2) 多職種連携専門相談事業

令和 5 年 6 月から依存症による借金問題で困っている本人や家族及び関係者を対象に、依存症専門相談の中で、大阪弁護士会の協力を得て弁護士によるオンラインでの借金専門相談を実施した。令和 5 年度の相談件数は 10 件であった。あわせて借金相談窓口を訪れる人等に対して、依存症に関する基礎的な知識や相談窓口の周知を行うことを目的とした。リーフレットを 5,000 部作成し、関係機関に配布した。

また依存症による問題で困っている本人や家族を、関係機関にスムーズにつなぐために、関係機関のスタッフによる当センターへの出張相談を実施した。令和 5 年度の相談件数は 4 件であった。

3) 依存症関連事例検討会

相談従事者を対象に相談対応力を向上し、支援に役立てるため、依存症関連事例検討会を年 4 回実施し、延べ 23 人が参加した。

4) 依存症家族サポートプログラム <「15. 相談」に詳細掲載 (55 頁参照)>

薬物依存症とギャンブル等依存症の家族を対象に、本人が治療や相談につながることや家族自身のメンタルヘルスの改善を目的とし、CRAFT をベースにした家族心理教育のためのプログラムを実施した。

5) 依存症当事者対象集団回復プログラム <「15. 相談」に詳細掲載 (56 頁参照)>

薬物やギャンブル等の問題で困っている人を対象に、薬物やギャンブル等に頼らない自分らしい生き方を取り戻すことを目的に、ワークブックを用いて、集団での回復プログラムを実施した。

6) 依存症相談対応・基礎研修 (A-1)

講義と体験談から依存症についての正しい知識を学び、相談窓口で適切な対応ができるよう、関係機関職員を対象に研修を実施した。

<表 6-(2)-4. 依存症相談対応・基礎研修 (A-1)>

日 時	会 場	内 容	対 象	参加者数
5月19日(金) 13時30分～ 16時30分	ドーンセンター 5階 大会議室2 (対面及びオンライン研修)	講義①「アルコール問題を中心とした依存症について」 当センター 精神科医 藤田 知己 講義②「依存症相談の受け方について」 当センター 相談支援・依存症対策課 道崎 真知子 体験談から学ぶ～本人・家族による体験談～ 本人3名 家族1名	市町村、保健所、相談支援事業所、医療機関、子ども家庭センター等	82 (対面：23、 オンライン：59)
6月30日(金) 13時30分～ 16時30分	天王寺 貸会議室 リンク大阪 9階 ルームA (対面及びオンライン研修)	講義①「薬物問題を中心とした依存症について」 当センター 参事 平山 照美 体験談から学ぶ～本人による体験談～ 本人3名 家族1名 講義②「依存症相談の受け方について」 当センター 相談支援・依存症対策課 寺尾 さやか	市町村、保健所、相談支援事業所、医療機関、子ども家庭センター等	107 (対面：34、 オンライン：73)
7月10日(月) 14時～ 16時30分	マイドーム おおさか 8階 第1・第2 会議室	講義①「ギャンブル等依存症の理解」 島根県立心と体の相談センター 所長 小原 圭司 体験談から学ぶ～依存症の本人・家族による体験談～ 本人1名 家族1名 講義②「ギャンブル等依存症の対応」 島根県立心と体の相談センター 所長 小原 圭司	市町村、保健所、相談支援事業所、医療機関、子ども家庭センター等	98 (対面：38、 オンライン：60)
9月1日(金) ～ 9月15日(金)	当センター YouTube 限定配信	講義①「依存症の理解」 当センター 参事 平山 照美 講義②「依存症相談の受け方について」 当センター 相談支援・依存症対策課 寺尾 さやか	市町村、保健所、相談支援事業所、医療機関、子ども家庭センター等	125

7) 依存症相談対応・実践研修 (A-2)

相談支援の経験がある関係機関職員を対象に、「家族への相談支援」、「若年層における薬物問題」をテーマとした研修を実施した。

＜表 6-(2)-5. 依存症相談対応・実践研修 (A-2) ＞

日 時	会 場	内 容	対 象	参加者数
11月9日(木) 13時30分～ 16時30分	ドーン センター 4階 大会議室3	講義及び演習「家族への相談支援について」 信貴山病院 ハートランドしぎさん 医長 長 徹二 本人1名 体験談	市町村、保健所、 相談支援事業 所、医療機関、子 ども家庭セン ター等	18
2月2日(金) 14時～17時	エルおおさか 本館5階 視聴覚室	講義①「若者の薬物問題の現状とサポートに ついて」 国立精神・神経医療センター 精神保健研究所 薬物依存研究部 心理社会研究室長 嶋根 卓也 講義②「薬物の問題を抱える若者への支援 について～思春期を中心に」(オンライン 講義) 福岡県警察本部生活安全部少年課 飯塚少年サポートセンター 係長 森 治美 グループワーク	市町村、保健所、 医療機関、相談 支援事業所、子 ども家庭セン ター、高等学校・ 支援学校高等部 の教職員、大学 等教育機関の教 職員等	54

8) 依存症相談対応・強化研修 (A-3)

相談支援の経験がある関係機関職員を対象に、アディクションの問題のある子どもへの支援、トラウマとアディクションの問題を抱える方への支援について演習を交えて研修を実施した。

＜表 6-(2)-6. 依存症相談対応・強化研修 (A-3) 内容＞

配信期間	会 場	内 容	対 象	参加者数
11月20日(月) 13時30分～ 16時30分	マイドーム おおさか 8階 第1・第2会 議室	講義及び演習 「アディクションの問題のある親と子ども への支援」 筑波大学 医学医療系 准教授 森田 展彰	市町村、保健所、 相談支援事業 所、医療機関、子 ども家庭セン ター等	17
3月21日(木) 13時30分～ 16時30分	大阪科学技術 センタービル 8階 小ホール	講義及び演習 「トラウマとアディクションの問題を抱え る方への支援」 NPO法人リカバリー 理事長 大嶋 栄子	市町村、保健所、 相談支援事業 所、医療機関、子 ども家庭セン ター等	31

(3) 治療体制の強化

1) 医療機関職員専門研修

府内の医療機関職員向けに、依存症患者に対する支援を行う人材を養成することを目的として、3回研修を実施した（依存症治療拠点機関である大阪精神医療センターに委託）。

<表 6-(3)-1. 医療機関職員への専門研修内容>

日 時	会 場	内 容	対 象	参加者数
10月4日(水) 17時 ～18時30分	ホテル アウィーナ 大阪 3階 葛城の間	講義「ギャンブル依存症の治療と回復」 大阪精神医療センター 精神科医 横路 優子 講義「ねや川サナトリウムでのギャンブル依存症に関する 取り組み」 医療法人長尾会 ねや川サナトリウム 理事長・院長 長尾 喜一郎 精神保健福祉士 津野 智彦	医療機 関職員 等	73
12月9日(土) 10時～17時	オンライン	講義「大阪精神医療センターにおける薬物依存症治療の取 組み」 大阪精神医療センター 薬物依存症治療チーム 講義「大阪精神医療センターでの依存症の連携～薬物依存 症を中心として」 大阪精神医療センター 依存症治療研究センター長 藤田 治 本人・家族からの体験談 講義「依存症の家族支援 私の経験から」 NPO 法人八王子ダルク 家族支援事業 SMILE 責任者 近藤 あゆみ グループワーク「事例を通じて支援を展開する」		33
1月13日(土) 10時～17時	大阪精神医 療センター	講義「依存症を再定義する」 さいがた医療センター 院長 佐久間 寛之 講義「対象理解と Sai-DAT 流アプローチ」 講義「Sai-DAT プログラムの実際」 講義「レジリエンスアプローチ、リカバリー・オリエンテッ ドケアの視点」 さいがた医療センター 依存症 Sai-DAT チーム 本人・家族からの体験談 講義「大阪精神医療センターでのアルコール依存症治療に ついて」 大阪精神医療センター アルコール依存症治療チーム グループワーク「共同意思決定を考える」		43

2) 依存症認知行動療法プログラム普及支援事業

依存症に関する専門プログラムを提供する医療機関が少ないことから、医療機関からの専門プログラム見学の受け入れやプログラム実施にあたっての支援等を行った（依存症治療拠点機関である大阪精神医療センターに委託）。

3) 簡易介入マニュアル普及事業

ギャンブル等依存症の早期発見・早期治療のため、かかりつけ医等において、早期発見、早期介入、情報提供等を実施できるよう、大阪精神科診療所協会の協力のもと、ギャンブル等依存症簡易介入マニュアルを作成した。

また、ギャンブル等依存症に対応可能な医療機関の裾野の拡大を図るため、大阪府医師会に委託し、ギャンブル等依存症簡易介入マニュアルの普及研修を行った。

＜表 6-(3)-2. 簡易介入マニュアル普及事業＞

日 時	会 場	内 容	対 象	参加者数
2月29日(木) 14時～16時	大阪府 医師会館 7階 71会議室	(1)ギャンブル等依存症の基礎知識 地方独立行政法人大阪府立病院機構 大阪精神医療センター 精神科医 入来 晃久 (2)簡易介入マニュアルの活用 ①「ギャンブル等依存症簡易介入マニュアル」について 医療法人悠仁会 稲田クリニック 院長 稲田 泰之 ②「アルコール問題のある人への簡易介入マニュアル」について 医療法人和気会 新生会病院 院長 和気 浩三	医師・その他保健医療職種の関係者	111 (医師：88 医師以外：23)

(4) 切れ目のない回復支援体制の強化

1) 大阪府依存症関連機関連携会議

依存症の本人及び家族等への支援に関すること、大阪アディクションセンターに関することについて協議・検討するために、行政・司法・医療・福祉関係者・当事者等によって構成される大阪府依存症関連機関連携会議を開催し、専門的な事項を協議・検討するために、3つの部会を開催した。

※ 35頁「(4)2) 大阪アディクションセンター(OAC)の運営」を参照

＜表 6-(4)-1. 大阪府依存症関連機関連携会議＞

日 時	会 場	内 容
第1回 6月7日(水) 10時～11時30分	ドーンセンター 5階 特別会議室	(1) 令和5年度大阪府依存症対策強化事業について (2) 大阪アディクションセンターの活動について (3) その他
第2回 3月6日(水) 15時～17時	ドーンセンター 5階 特別会議室	(1) 令和5年度大阪府依存症対策強化事業について (2) 各部会の報告について (3) 大阪アディクションセンターの活動について (4) その他

＜表 6-(4)-2. 大阪府依存症関連機関連携会議 各部会＞

会議名	日時	会場	内容
アルコール健康障がい対策部会	10月4日(水) 10時～ 11時30分	ドーンセンター 大会議室3	(1) 女性のアルコール関連問題の現状と今後の支援について (2) アルコール健康障がい予防啓発について (3) その他
薬物依存症地域支援体制推進部会	12月13日(水) 15時～ 16時30分	大阪市立阿倍野市民学習センター講堂	(1) 薬物依存症者サポート事業の取組みについて (話題提供) 大阪市西成区保健福祉センター 保健福祉課 地域保健活動 保健副主幹 安孫子 千穂 精神保健福祉相談員 宮成 優子 (2) その他
	2月5日(月) 15時～ 16時30分	たかつガーデン 2階会議室 コスモス	(1) 処方薬・市販薬依存(乱用)について (2) その他
ギャンブル等依存症地域支援体制推進部会	7月26日(水) 10時～ 11時30分	ドーンセンター 大会議室3	(1) ギャンブル等依存症の啓発について (2) その他
	11月22日(水) 14時～16時	ドーンセンター 大会議室3	(1) 今年度の取組みについて (2) その他

2) 大阪アディクションセンター (OAC) の運営

関係機関が情報共有・連携しながら、依存症の本人及び家族等の相談・治療・回復を途切れなく支援するためのネットワークである大阪アディクションセンター (OAC) を平成 27 年 5 月に当センターを事務局として設置し、平成 29 年 4 月から本格稼働している。令和 6 年 3 月末現在、59 機関・団体が加盟している。

OOAC 交流イベントの実施

関係機関・団体同士が情報共有・連携し、また支援担当者同士の顔の見える関係づくりを進めるため、交流イベントを開催した。

＜表 6-(4)-3. OAC 交流イベント＞

日時	会場	内容	対象	参加者数
1月29日(月) 10時～ 16時30分	大阪産業創造館4階 イベント ホール	講演会「依存症の回復とその道りについて」 関西医科大学総合医療センター 精神科医 池田 俊一郎 参加機関・団体の紹介 体験談 本人4名 家族3名 グループワーク・交流会	OAC 加盟 機関及び団 体、自助グ ループメン バー、市町 村、保健所、 医療機関職 員等	53

OOAC ミニフォーラムの開催支援

地域ごとの連携を推進するために、これまで各ブロック単位で開催していた OAC ミニフォーラムを、令和 4 年度より各地域で開催しており、開催にあたり必要な支援を行った。(府内 10 か所で開催)

○メーリングリストの活用

メーリングリストを活用し、加盟機関・団体間の情報共有を推進した。

○啓発週間の取組の紹介

令和5年度より、ギャンブル等依存症問題啓発週間（5月14日～20日）に加え、大阪ギャンブル等依存症問題啓発月間（5月）とアルコール関連問題啓発週間（11月10日～16日）に、加盟機関・団体が取り組む啓発活動をホームページに掲載し、情報共有及び情報提供を行った。

○大阪アクションセンター活動状況冊子の更新

加盟機関・団体同士の連携を促進するため、各機関の活動状況をまとめた冊子を更新した。

3) 自助グループ・回復施設等との連携・協力・支援

以前よりOACの取組みとして実施していた回復施設・自助グループの見学会について、コロナ禍により数年実施できていなかったが、本人や家族からの相談窓口である保健所等の職員が、回復施設・自助グループを見学することで普段の相談業務に活かすことを目的に、関係団体・自助グループの協力を得て、見学会を開催した。

＜表6-(4)-4. 自助グループ・回復施設見学会＞

日 時	場 所	対 象	参加者数
11月22日（水）13時30分～16時	大阪マック	大阪府及び 中核市保健所職員 当センター職員	延べ86 (実数56)
12月7日（木）13時30分～16時			
11月16日（木）14時～15時	大阪ダルク		
12月4日（月）14時～15時			
12月11日（月）13時～16時	いちごの会		
12月15日（金）9時30分～12時			
12月11日（月）19時～20時45分	断酒会		
12月22日（金）13時30分～15時30分			
12月15日（金）19時～20時	AA		
12月22日（金）19時～20時			
11月29日（水）11時～12時	NA		
12月13日（水）11時～12時			
11月21日（火）19時～20時	GA		
12月5日（火）19時～20時			

4) 連携支援モデル構築事業

依存症の個別支援において、複雑化・複合化した事例に対しても円滑に機能するよう、各支援機関間のネットワークの深化を図ることを目的として、令和5年度からギャンブル等依存症支援機関である、いちごの会、大阪いちごの会、大阪マック、ギャンブル依存症問題を考える会、全国ギャンブル依存症家族の会大阪の5団体に計37回訪問し、連携支援についての現状を聞き取った。また、連携支援をテーマとした勉強会や事例検討会を開催した。

＜表6-(4)-5. 連携支援モデル構築事業における事例検討会等＞

日時	会場	内容	対象	参加者数
2月28日(水) 15時30分～ 16時30分	ドーンセンター4階 小会議室1	ミニ講座「ギャンブル依存症からの回復」 ひがし布施クリニック 院長 野田 哲朗 ミニカンファレンス「医療機関との連携について」	ギャンブル 依存症問題 を考える会	4
3月1日(金) 14時～16時	八尾市 保健所	依存症支援についてのグループ検討 依存症についてのミニ講座 講師・助言者 ひがし布施クリニック 名誉院長 辻本 士郎 NPO 法人いちごの会 理事長 佐古 恵利子	八尾市内の 精神保健福 祉等の関係 機関職員	21

5) 飲酒運転対策等連絡会議への参加

大阪府保健医療室地域保健課が主催する飲酒運転対策等連絡会議に出席し、大阪府警察本部における飲酒運転再犯防止対策や、大阪府内（大阪市・堺市含む）の飲酒運転対策の取組み状況等について情報交換等を行った。

(5) 大阪依存症包括支援拠点（OATIS）の運営

令和2年4月に設置された大阪依存症包括支援拠点（OATIS）は、予防・相談支援、人材養成などを総合的に行う「依存症総合支援センター（当センター）」と、依存症に関する専門治療や研究を行う「依存症治療・研究センター（大阪精神医療センター）」が有機的に連携した、大阪府における依存症対策の総合拠点である。

具体的には年数回連絡会を開催するとともに、当センターが実施している府民セミナーや研修等の講師やプログラム等各種事業を通じて連携を図っている。

＜表6-(5)-1. OATIS 連絡会の開催状況＞

日程	内容
5月15日(月)	各センターの取組みについて、今年度の連携事業について、情報提供等
7月24日(月)	今年度の連携事業の進捗について、情報提供等
11月6日(月)	今年度の連携事業の進捗について、情報提供等
3月18日(月)	今年度の連携事業の振り返り、来年度の連携事業について、情報提供等

(6) 「健康と生活に関する調査」の実施 ＜「4. 調査研究」の再掲（15頁参照）＞

7. 精神医療審査会

概要

精神保健福祉法第 12 条に基づき、独立した第三者機関として、精神医療審査会を設置し、医療保護入院者の入院届、定期病状報告書の審査及び精神科病院入院者からの退院・処遇改善請求の審査を行い、精神科病院入院患者の適正な医療及び保護の確保に努めている。精神医療審査会は 5 名の委員で構成される合議体で、本府では 8 合議体 40 人の委員で審査を行っている。

事業実績

令和 5 年度の審査会開催状況は、本審査会（全体会）1 回、合議体 72 回であった。審査状況のうち、退院・処遇改善請求について表 7-1 に、病院での本人からの意見聴取の実施回数を表 7-2 に、審査結果を表 7-3 にそれぞれ示す。また、定期病状報告書等の審査状況について表 7-4 に示す。

なお、精神医療審査会の審査状況の推移は 92 頁に記載している。

<表 7-1. 退院・処遇改善請求の審査状況>

単位：件

	請求 件数	審査中に退院・ 取り下げ件数	審査 件数
退院請求	398	159	208
処遇改善 請求	111	39	62
計	509	198	270
請求者数	441	175	225

<表 7-2. 病院での本人からの意見聴取の実施件数>

単位：件

退院請求	処遇改善 請求	計	請求者数 (人)
179	52	231	190

※請求者が退院と処遇改善請求を併せて行う場合があるため請求件数とは一致しない。

<表 7-3. 審査結果>

単位：件

退院請求		処遇改善請求	
入院継続が適当	182	処遇が適当	55
他の形態での入院継続が必要	8	処遇は不適当	7
入院継続は不適当	18		
計	208	計	62

※計には前年度末「審査継続中」を含む。

※請求者が退院と処遇改善請求を併せて行う場合があるので、表 7-1 の請求件数とは一致しない。

<表 7-4. 定期病状報告等の審査状況>

単位：件

	審査 件数	審査結果		
		現在の入院形態が適当	他の入院形態への移行が適当	入院継続不要
医療保護入院の届出	10,021	10,021	0	0
定期病状報告	医療保護	4,094	0	0
	措置	16	0	0
計	14,131	14,131	0	0

8. 精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療受給者証（精神通院）

概要

精神障害者保健福祉手帳（精神保健福祉法第 45 条）及び自立支援医療受給者証（精神通院）にかかる判定及び交付を行っている。

事業実績

（1）精神障害者保健福祉手帳

精神障害者保健福祉手帳の交付申請に基づいて判定し、認定されたものについて手帳を交付している。交付事務の権限移譲をしていない 5 市町の判定及び交付件数は、表 8-(1)-1 のとおりである。

また、平成 23 年度より順次交付事務の権限移譲を行っており、令和 5 年度現在、権限移譲をしているのは 36 市町村で、当センターでは判定依頼を受けた診断書について判定を行っており、判定依頼件数は、表 8-(1)-2 のとおりである。

＜表 8-(1)-1. 精神障害者保健福祉手帳判定及び交付件数＞

単位：件

判定分			判定省略分			交付数
申請	不承認	承認	年金証書	転入	再交付	
3,192	25	3,167	1,164	190	114	4,635

（大阪府交付分）

＜表 8-(1)-2. 権限移譲市町村からの手帳診断書の判定依頼件数＞

単位：件

年度	権限移譲市町村数	判定依頼件数	うち非該当
令和 3 年度	36	18,973	180
令和 4 年度	36	19,191	195
令和 5 年度	36	21,411	167

（2）自立支援医療受給者証（精神通院）

自立支援医療（精神通院医療）支給認定の申請に基づいて判定し、認定されたものについて自立支援医療受給者証（精神通院）を交付しており、判定及び交付件数は、表 8-(2) のとおりである。

＜表 8-(2). 自立支援医療受給者証（精神通院）承認件数＞

単位：件

判定分			判定省略分	承認件数
申請	不承認	承認	転入	
119,431	24	119,407	1,663	121,070

9. 精神科病院実地指導・精神科病院入院者実地審査

概要

入院患者の人権に配慮した適正な精神医療が確保され、入院制度等の適正な運用が図られるよう、入院患者の症状又は処遇等に関して精神科病院に対して報告徴収及び立入検査等（実地指導）を実施するとともに、精神科病院に入院している措置入院者及び医療保護入院者について、精神保健指定医による診察（実地審査）を行った。

また、実地指導等の結果、改善報告や改善計画の提出を求めたり、要望事項を伝えるなど、必要な措置を講じた。

事業実績

（1）精神科病院実地指導

1) 実地指導

精神保健福祉法第38条の6及び第38条の7、大阪府精神科病院実地指導実施要領の規定に基づき、東大阪市及び豊中市内にある精神科病院4病院で定期的実地指導を各1回実施した。

※大阪府保健所管内の精神科病院における実地指導は、「大阪府保健所長に権限を委任する規則」第1条第6号の規定により大阪府の各保健所が実施。

※大阪府衛生行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第4条第1項にて規定された高槻市及び第4条第2項に規定された吹田市、枚方市、八尾市及び寝屋川市内の精神科病院における実地指導は各市保健所が実施。

2) 実地指導説明会

病院間で指摘内容に格差が生じないよう、府及び中核市保健所を対象に、令和5年6月21日に実地指導に関する説明会を開催し、36名が出席した。

また、精神保健指定医を対象に、実地指導に関する説明会を11回開催し、25名が出席した。

3) 実地指導報告会

実地指導後は、府及び中核市保健所を対象に、令和6年3月13日に実地指導報告会を開催し、実地指導に関する情報共有、意見交換を行い、30名が参加した。

4) 実地指導への技術支援等

府及び中核市保健所からの実地指導に関する問合せに対応するとともに、保健所からの依頼に応じて、臨時実地指導等に当センターの精神保健指定医や職員が同行するなど、技術支援等を行った。

（2）精神科病院入院者実地審査

精神保健福祉法第38条の6及び第38条の7、大阪府精神科病院入院者実地審査実施要領の規定に基づき、実地指導時に、大阪府保健所管内、東大阪市及び豊中市内の精神科病院34病院において、実地審査を36件実施した。また、入院後概ね3か月を経過した措置入院者対象に実施した実地審査の件数は4件で、審査件数及び審査結果は、以下のとおりである。

※大阪府衛生行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第4条第1項にて規定された高槻市及び第4条第2項に規定された吹田市、枚方市、八尾市及び寝屋川市内の精神科病院における実地審査（措置入院者を除く）は、各市保健所が実施。

＜表9-1. 精神科病院入院者実地審査の審査件数及び審査結果＞

単位：件

入院形態	実地指導時 審査	結果		措置3か月 経過後審査	結果	
		適当	不適当		措置要	措置不要
措置入院	4	3	1	5	3	2
医療保護入院	32	32	0	—	—	—

10. 精神科医療機関療養環境検討協議会

概要

精神科医療機関療養環境検討協議会は、精神科医療機関内における人権尊重を基本とした適正な医療の確保と療養環境の改善、向上を図ることを目的とし、平成 21 年度に設置された。当センターはその事務局として大阪市及び堺市と共同で運営している。

協議会委員の所属団体・機関は、大阪精神科病院協会、大阪精神科診療所協会、日本精神科看護協会大阪府支部、大阪精神保健福祉士協会、大阪弁護士会、大阪精神障害者連絡会、大阪精神医療人権センター、大阪府精神障害者家族会連合会、大阪後見支援センター、大阪府保健所長会、学識経験者、大阪府、大阪市、堺市である。

協議会委員又は臨時委員が療養環境サポーターとして 6 医療機関を訪問し、改善事項や気づいた点について報告書にまとめた後、病院にフィードバックし、その報告書に対する病院からの回答を基に協議会で検討している。

事業実績

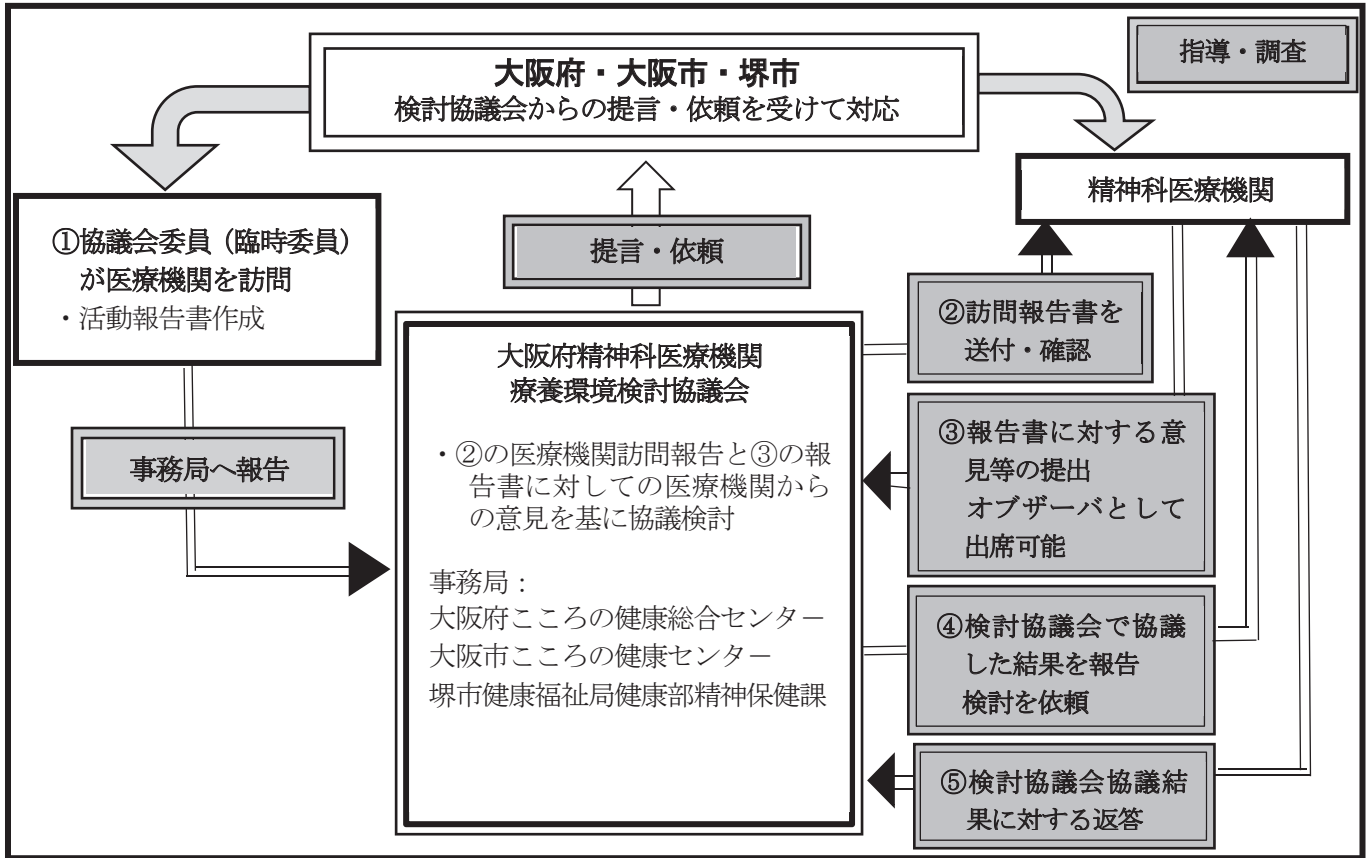
令和 2 年度から令和 4 年度は、新型コロナウイルス感染症拡大により病院への訪問は実施できなかったが、協議会は対面と Web により開催し、各病院で工夫している療養環境向上に向けた良い取り組みについてのアンケート調査実施について検討を行い、大阪精神科病院協会を通じて各病院に結果を報告した。

令和 5 年度からは、協議会を対面で開催するとともに、大阪精神科病院協会と調整を行い、医療機関訪問を再開した。また、当協議会を入院者訪問支援事業の推進会議として活用し、事業に関する情報共有等を行った。

<表 10-1. 療養環境検討協議会検討要項等一覧>

日 時	内 容
5 月 26 日 (金)	精神科病院へのアンケートについて (報告)、医療機関訪問の再開について、入院者訪問支援事業について各委員から療養環境検討に関する活動の報告
7 月 28 日 (金)	医療機関訪問の再開について、入院者訪問支援事業について
9 月 15 日 (金)	医療機関訪問の再開について、入院者訪問支援事業について
11 月 24 日 (金)	医療機関訪問の報告と検討 (吉村病院)、入院者訪問支援事業について
1 月 26 日 (金)	医療機関訪問の報告と検討 (水間病院)、医療機関への協議会報告 (吉村病院)、入院者相談支援事業について
3 月 8 日 (金)	医療機関訪問の報告と検討 (こころあ病院・大阪大学医学部附属病院)、医療機関への協議会報告 (水間病院)、入院者訪問支援事業について

<図 10-1. 大阪府精神科医療機関療養環境検討協議会・流れと手順>



11. 入院者訪問支援事業

概要

精神科病院の入院者のうち、市町村長同意による医療保護入院者からの希望に応じ、傾聴や生活に関する相談、情報提供等を役割とした訪問支援員の派遣に向けて、訪問支援員養成研修、推進会議及び実務担当者会議を実施した。

※大阪府では、大阪市、堺市と共同で事業を実施。

事業実績

(1) 推進会議

大阪府精神科医療機関療養環境検討協議会の場合を推進会議として活用し、6回（5月26日、7月28日、9月15日、11月24日、1月26日、3月8日）開催し、入院者訪問支援事業に関する厚生労働省からの情報の提供や、訪問支援員養成研修に関する進捗状況及び実施状況の報告等を行った。

(2) 実務担当者会議

実務者会議を3回（11月30日、12月25日、2月13日）開催し、訪問支援員養成研修の内容等について検討を行った。

(3) 訪問支援員養成研修

訪問支援員を養成するための研修を下記の内容で実施し（演習は、大阪精神医療人権センターに委託）、33名が受講した。

＜表 11. 入院者訪問支援事業訪問支援員養成研修＞

日時		会場	内容
講義	※視聴期間 2月22日（木） 10時～ 3月4日（月） 17時 （約4時間）	オンライン （厚生労働省の ホームページか ら各自視聴）	(1) 入院者訪問支援事業について (2) 入院者訪問支援事業の意義と目的 (3) 入院者訪問支援員の役割 (4) 入院している人が体験すること (5) 入院者訪問支援の実践 (6) 精神医療の現状と課題 (7) 入院者訪問支援員が知っておくべき資源 (8) 精神障がい者の人権
演習	3月16日（土） 10時～17時30分	エル・おおさか	【チェックイン】グループ内で自己紹介・アイスブレイク 【演習①】入院者訪問支援員の役割に関する考え方 【演習②】出会いの場面（ロールプレイと意見交換） 【演習③】シンポジウム 入院者訪問支援事業の意義と支援員の役割 ～それぞれの立場から～ 【演習④】実際の相談場面 ～傾聴と支援員の役割～（ロールプレイと意見交換） 【チェックアウト】支援員のミッションとわたしの思い

12. 措置診察

概要

精神保健福祉法に規定される申請・通報・届出に基づき、措置診察や移送等を行っている。

事業実績

令和5年度の申請・通報・届出数の総数は554件であった。精神保健指定医による措置診察の状況を表11-1に、措置入院者の状況を表11-2に、保健所別精神保健指定医による措置診察の申請通報届出数を表11-3に、病名別新規措置患者数を表11-4にそれぞれ示す。

<表 12-1. 精神保健指定医による措置診察>

単位：件

区分		精神保健福祉法条文						計	29条の2
		22条	23条	24条	25条	26条	26条の2		
申請・通報・届出件数		8	360	35	0	150	0	553	426
診察の必要がないと認めた件数 (却下・取下げ)		8	79	13	0	0	0	100	236
診察不能件数		0	0	0	0	0	0	0	0
緊急措置体制へ引き継いだ件数		—	41	—	—	—	—	41	—
診察を実施した 件数	法第29条該当の件数	0	208	17	0	0	0	225	155
	法第29条該当でなかった件数	0	31	3	0	0	0	34	34
	精神障がい者でなかった件数	0	1	0	0	0	0	1	1

※22条：一般からの申請

※23条：警察官からの通報（緊急措置入院後の本鑑定の件数を含む、書面のみの通報は計上していない）

※24条：検察官からの通報

※25条：保護観察所の長からの通報

※26条：矯正施設の長からの通報（いわゆる簡易通報は計上していない）

※26条の2：精神科病院の管理者からの届け出

※29条の2：緊急措置診察入院

<表 12-2. 措置入院患者の状況>

単位：人

措置状況	新規措置入院	緊急措置入院	措置解除	年度末措置入院	年度末仮退院中
人数	225	155	243	22	0

<表 12-3. 保健所別精神保健指定医による措置診察の申請通報届出件数>

単位：件

保健所	総数		22 条		23 条		26 条の 2		29 条該当 症状の者	
	通報等	実施	申請	実施	通報	実施	届出	実施		
池田	20	7	0	0	20	7	0	0	6	(3)
茨木	15	9	0	0	15	9	0	0	7	(0)
守口	20	10	0	0	20	10	0	0	9	(2)
四條畷	24	10	4	0	20	10	0	0	8	(2)
藤井寺	11	7	0	0	11	7	0	0	7	(0)
富田林	15	3	3	0	12	3	0	0	3	(1)
和泉	14	10	0	0	14	10	0	0	10	(1)
岸和田	14	9	0	0	14	9	0	0	8	(1)
泉佐野	13	4	0	0	13	4	0	0	4	(2)
府保健所計	146	69	7	0	139	69	0	0	62	(12)
吹田市	11	4	1	0	10	4	0	0	3	(1)
東大阪市	23	19	0	0	23	5	0	0	4	(5)
高槻市	9	5	0	0	9	5	0	0	5	(1)
豊中市	8	2	0	0	8	1	0	0	1	(1)
枚方市	11	7	0	0	11	5	0	0	5	(2)
八尾市	11	9	0	0	11	6	0	0	6	(3)
寝屋川市	11	4	0	0	11	5	0	0	5	(0)
中核市保健所計	84	53	1	0	83	31	0	0	29	(13)
総数	230	101	8	0	222	100	0	0	91	(25)

※通知件数には取り下げ、実施件数には通報受付の後緊急措置体制で実施したものも含む。

※29 条該当症状の件数（ ）内は、緊急措置体制に回ったのち、本鑑定で措置入院となった件数。

<表 12-4. 病名別新規措置入院患者>

単位：人

病 名	人 数	
統合失調症	91	
気分障害	37	
てんかん	1	
脳器質性精神障害	認知症	4
	その他	1
その他の精神病	10	
精神作用物質使用による精神 および行動の障害	アルコール	3
	覚せい剤	7
	その他	1
知的障害	6	
パーソナリティ障害	8	
神経症	2	
幻覚妄想状態	28	
精神運動興奮状態	16	
その他	10	
計	225	

13. 医療保護入院等のための移送

概要

精神保健福祉法第 34 条の規定に基づき、精神保健指定医による診察の結果、精神障がい者であり、かつ、直ちに入院させなければ医療及び保護を図る上で著しく支障がある者であって、その精神障がいのために本人の同意に基づく入院が行われる状態にないと判断されたものについて、その家族等の同意があるときは、本人の同意がなくても医療保護入院又は応急入院させるため、応急入院指定病院に移送を行っている。

事業実績

令和 5 年度は、移送の依頼が 3 件あり、結果は、実施 1 件、却下 1 件、取り下げ 1 件であった。

14. 精神科救急医療情報センター

概要

警察、救急隊、府民（おおさか精神科緊急ダイヤル）から依頼のあった夜間・休日に精神科救急医療を必要としている者に対し、救急病院（当番制）への受診、受け入れの調整を行っている。

事業実績

令和5年度の相談件数の総数は2,287件であった。相談者の性別を表13-1に、相談経路を表13-2に、対応結果を表13-3にそれぞれ示す。

<表 14-1. 精神科救急情報センター相談者性別件数>

性別	件数
男性	1,096
女性	1,189
不明	2
計	2,287

<表 14-2. 精神科救急医療情報センター相談経路別件数>

経路	件数
救急隊	513
精神科救急ダイヤル	794
警察	785
精神科医療機関等	195
計	2,287

<表 14-3. 精神科救急医療情報センター対応結果別件数>

対応	件数
任意入院	320
医療保護入院	929
応急入院	161
対象外（窓口判断）	57
対象外（病院判断）	202
外来受診	222
外来後要入院	0
来院せず	130
取り下げ	247
その他	19
計	2,287

15. 地域活動への支援

概要

府内各地域での精神保健福祉活動の向上を目的として、国・府などの施策動向や各地域の活動状況に関する情報収集及び情報提供、保健所が実施する研修や相談に対する技術支援など、各地域からの要請や相談を受けて必要な支援を行った。

事業実績

(1) 地域活動への支援

令和5年度に保健所や保護観察所のほか、市町村、障がい福祉サービス事業所、医療機関、各団体等からの要請や相談を受けて支援を行い、総支援件数は491件であった。

項目別支援回数で、最も多いのは「自殺対策事業関連」で、次に、「啓発・理解促進」となっている（表14-(1)-1）。「自殺対策事業関連」では市町村からの問い合わせ等への対応、「啓発・理解促進」では、地域の関係機関からの問い合わせに対する情報提供などが含まれている。

要請元別支援回数は、「保健所」が最も多く、次いで「市町村」の順となっている（表14-(1)-2）。

問題別支援回数においても、「自殺関連」が最も多くなっている（表14-(1)-5）。

<表 15-(1)-1. 項目支援回数>

項目区分	支援回数 (%)	
自殺対策事業関連	175	35.6
依存症対策事業関連	37	7.5
地域移行・地域定着支援関連	16	3.3
自立支援協議会関連	8	1.6
啓発・理解促進	73	14.9
ひきこもり事業関連	1	0.2
発達障がい支援関連	1	0.2
措置入院者等退院後支援事業	3	0.6
ケース支援に関すること	51	10.4
実地指導関連	1	0.2
教育研修（当センター主催）	25	5.1
各種研修会（当センター主催でないもの）	28	5.7
保健所主催会議（ブロック会、チーム会議など）	21	4.3
その他	51	10.4
計	491	(100.0)

<表 15-(1)-2. 要請元別支援回数>

要請元区分	支援回数 (%)	
保健所	161	(32.8)
市町村 (障害・保健部局)	65	(13.2)
医療機関	9	(1.8)
障がい者支援施設・社会福祉施設	18	(3.7)
福祉事務所 (生活保護課)	0	(0.0)
府庁 (健康医療部・福祉部)	23	(4.7)
障がい者自立相談支援センター	13	(2.6)
その他庁内他部局	20	(4.1)
労働関連機関	6	(1.2)
保護観察所	26	(5.3)
府民	1	(0.2)
その他	149	(30.3)
計	491	(100.0)

<表 15-(1)-4. 地域別支援回数>

地域区分		支援回数 (%)	
保健所単位	池田	11	(2.2)
	茨木	25	(5.1)
	守口	14	(2.9)
	四條畷	14	(2.9)
	藤井寺	26	(5.3)
	富田林	23	(4.7)
	和泉	14	(2.9)
	岸和田	13	(2.6)
	泉佐野	21	(4.3)
	東大阪市	12	(2.4)
	高槻市	11	(2.2)
	豊中市	14	(2.9)
	枚方市	9	(1.8)
	八尾市	10	(2.0)
	寝屋川市	13	(2.6)
	吹田市	6	(1.2)
ブロック単位	北ブロック	3	(0.6)
	東ブロック	11	(2.2)
	中ブロック	6	(1.2)
	南ブロック	10	(2.0)
	全府域	183	(37.3)
府域外	大阪市	28	(5.7)
	堺市	3	(0.6)
	他府県	11	(2.2)
計	491	(100.0)	

<表 15-(1)-3. 方法別支援回数>

方法区分		支援回数 (%)	
ケース支援	職員による関係機関職員へのコンサルテーション	15	(3.1)
	医師による関係機関職員へのコンサルテーション	9	(1.8)
	本人プログラム (ケース支援あり)	0	(0.0)
	家族プログラム (ケース支援あり)	0	(0.0)
	その他ケースに関連した技術支援	35	(7.1)
ケース支援以外	事業企画援助	49	(10.0)
	情報収集提供	234	(47.7)
	提供資料の作成	2	(0.4)
	家族プログラム普及	1	(0.2)
	本人プログラム普及	0	(0.0)
	教育研修	57	(11.6)
	組織育成	0	(0.0)
	機関連絡・圏域調整	2	(0.4)
	その他技術支援	20	(4.1)
その他	67	(13.6)	
計	491	(100.0)	

<表 15-(1)-5. 問題別支援回数>

対象疾患区分	支援回数 (%)	
自殺関連	187	(38.1)
アルコール	21	(4.3)
薬物	30	(6.1)
ギャンブル	17	(3.5)
ひきこもり	1	(0.2)
発達障がい	3	(0.6)
こころの健康づくり	16	(3.3)
精神障がい者社会復帰	26	(5.3)
障がい全般 (三障がい)	14	(2.9)
災害	14	(2.9)
複合	27	(5.5)
その他	135	(27.5)
計	491	(100.0)

(2) 保護観察所と連携した取組み

薬物関連の保護観察対象者に、当センターから電話で連絡をとり医療機関や自助グループを紹介した。また、面接を実施する「Voice Bridges Project」において、令和5年度は7件の新規ケースの申し込みがあり、過年度からの継続ケースも含め19件のかかわりがあった。

また、当センターや社会資源の情報提供等のため、保護観察所で行われる当事者プログラム、家族ミーティングや家族教室に出席した。

＜表 15-(2)-1. 保護観察所と連携した取組み内容＞

日 時	内 容
5月18日(木)	大阪保護観察所での本人プログラム
1月17日(水)	
1月31日(水)	
2月14日(水)	
2月28日(水)	
3月13日(水)	
5月17日(水)	大阪保護観察所堺支部での本人プログラム
8月23日(水)	
9月13日(水)	
11月15日(水)	
1月17日(水)	
3月13日(水)	
7月4日(火)	大阪保護観察所での家族教室
2月15日(木)	大阪保護観察所堺支部での家族教室
11月7日(火)	大阪保護観察所での家族ミーティング

(3) その他の地域支援に関する取組み

大阪刑務所において、薬物の問題がある累犯者の薬物依存離脱指導プログラムに参加し、出所後も継続して薬物依存からの回復に向けた支援を受けられるよう、相談先や支援機関及び当センターで行っている集団回復プログラム等について説明を行った。(2月：1回、3月：1回)

(4) 保健所心理業務 <16. 相談 (4) 保健所心理業務に詳細掲載 (67頁参照)>

大阪府保健所における精神保健福祉活動への技術支援として、当センターより非常勤心理職員を各保健所に概ね月3回派遣した。主な支援として、本人に対する心理療法や、家族・関係者への相談及び助言などを行った。

(5) 大阪府措置入院者等退院後支援事業

平成29年度にモデル的に行っていた措置入院者等への支援計画の作成・計画に基づく支援について、平成30年3月に厚生労働省がガイドラインを発出したことを受けて、平成30年度から「大阪府措置入院者等退院後支援事業」として府内全域での事業を開始した。

当センターは、大阪府が措置し、帰住先未定のケース(1事例)の支援を行うとともに、精神保健福祉センターとして、支援主体の保健所等からの要請に基づき、手続き等に関する助言及び帰住先への引継ぎを行った。

16. 相談

概要

当センターでは、「依存症相談」「自死遺族相談」「発達障がい相談」の専門相談を主とした精神保健福祉相談とともに、「こころの電話相談」「若者専用電話相談わかぼちダイヤル」「こころの健康相談統一ダイヤル」といった電話相談を実施した。集団支援として「薬物の問題で困っている人のための集団回復プログラム」「ギャンブル等の問題で困っている人のための集団回復プログラム」「薬物依存症家族サポートプログラム」「ギャンブル等依存症家族サポートプログラム」を開催した。また、保健所に心理職員を派遣し、保健所精神保健福祉活動の一端を担った。

ひきこもり地域支援センター事業では、ひきこもり専門電話相談のほか、ひきこもり支援専門のコーディネーターが市町村や保健所等での支援に対し、訪問もしくは電話でコンサルテーション等を実施した。

事業実績

(1) 精神保健福祉相談（依存症・自死遺族相談・発達障がいに関する専門相談を含む）

令和5年度の相談受理件数は、電話相談と来所相談をあわせると、新規および年度新規は実相談件数が1,227件、延相談件数が2,414件であった。専門相談の件数については、表15-(1)-1に示したとおりである。

相談全体の状況に関して、年齢別・性別件数を表15-(1)-2に、相談者別件数を表15-(1)-3に、相談内容別件数を表15-(1)-4に、支援内容別件数を表15-(1)-5にそれぞれ示す。さらには、新規（実数）相談について、居住地別件数を表15-(1)-6に、来所経路別件数を表15-(1)-7に、精神保健福祉問題別件数を表15-(1)-8に示した。

<表 16-(1)-1. 相談件数>

単位:件

相談内訳		電話相談		来所相談	
		実数	延数	実数	延数
専門 相談	依存症	568	897	219	916
	自死遺族	29	32	11	33
	発達障がい	29	33	2	14
その他の相談		353	413	16	76
計		979	1,375	248	1,039

<表 16-(1)-2. 対象者別件数>

単位:件(%)

年齢区分	実数									
	男		女		不明		その他		計	
0～19歳	62	(8.2)	33	(7.9)	4	(7.5)	0	(0.0)	99	(8.1)
20～39歳	263	(34.9)	92	(21.9)	3	(5.7)	0	(0.0)	358	(29.2)
40～64歳	199	(26.4)	103	(24.5)	0	(0.0)	0	(0.0)	302	(24.6)
65歳以上	38	(6.9)	32	(7.6)	1	(1.9)	0	(0.0)	71	(5.8)
不明	192	(25.5)	160	(40.8)	45	(84.9)	0	(0.0)	397	(32.4)
計	754	(100.0)	420	(100.0)	53	(100.0)	0	(0.0)	1,227	(100.0)

単位：件（％）

年齢区分	延 数									
	男		女		不明		その他		計	
0～19 歳	135	(8.2)	75	(10.6)	4	(7.4)	0	(0.0)	214	(8.9)
20～39 歳	631	(38.2)	200	(28.3)	3	(5.6)	0	(0.0)	834	(34.5)
40～64 歳	610	(36.9)	212	(30.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	822	(38.5)
65 歳以上	52	(3.1)	39	(3.4)	1	(1.9)	0	(0.0)	92	(3.8)
不明	225	(13.6)	181	(25.6)	46	(85.2)	0	(0.0)	452	(18.7)
計	1,653	(100.0)	707	(100.0)	54	(100.0)	0	(0.0)	2,414	(100.0)

<表 16-(1)-3. 相談者別件数>

単位：件（％）

対象者との続柄	実 数		延 数	
本人	546	(44.5)	1,325	(54.9)
家族	590	(48.1)	950	(39.4)
関係者	41	(3.3)	53	(2.2)
本人と家族	1	(0.1)	26	(1.1)
本人と関係者	1	(0.1)	6	(0.2)
その他	48	(3.9)	54	(2.2)
計	1,227	(100.0)	2,414	(100.0)

<表 16-(1)-4. 相談内容別件数>

単位：件（％）

相談内容	実 数		延 数	
精神科の受療・治療に関するもの	738	(47.9)	1,003	(41.5)
療養（治療）生活に関するもの	19	(1.5)	45	(1.9)
社会復帰・リハビリに関するもの	67	(5.5)	314	(13.0)
保健福祉医療の制度・サービスに関するもの	21	(1.7)	36	(1.5)
対人・社会関係（学校・職場）の適応に関するもの	23	(1.9)	47	(1.9)
家族などの問題対処の仕方に関するもの	163	(13.3)	392	(16.2)
こころの健康（日常生活問題・ストレス）に関するもの	129	(10.5)	492	(20.4)
その他	67	(5.5)	85	(3.5)
計	1,227	(100.0)	2,414	(100.0)

<表 16-(1)-5. 支援内容別件数>

単位：件（％）

支援内容	実数		延数	
傾聴	95	(8.0)	466	(19.3)
当センター紹介・利用援助	235	(19.2)	403	(16.7)
保健所等紹介・利用援助	205	(16.7)	224	(9.3)
医療機関紹介・利用援助	166	(13.5)	201	(8.3)
精神保健福祉センター紹介・利用援助	133	(10.8)	140	(5.8)
他相談機関紹介・利用援助	96	(7.8)	112	(4.6)
制度・サービス等の情報提供・利用援助	30	(2.4)	31	(1.3)
関係機関との連絡調整	18	(1.5)	52	(2.2)
問題対処に関する助言	176	(14.3)	559	(23.2)
日常生活支援	3	(0.2)	14	(0.6)
回復支援	24	(2.0)	148	(6.1)
心理検査	0	(0.0)	0	(0.0)
支援方法の検討	0	(0.0)	1	(0.0)
その他	46	(3.7)	63	(2.6)
計	1,227	(100.0)	2,414	(100.0)

<表 16-(1)-6. 居住地別件数>

単位：件（％）

居住地	実数	
大阪市	270	(22.0)
堺市	29	(2.4)
高槻市	33	(2.7)
東大阪市	70	(5.7)
豊中市	50	(4.1)
枚方市	49	(4.0)
八尾市	54	(4.4)
寝屋川市	24	(2.0)
吹田市	56	(4.6)
豊能	33	(2.7)
三島	57	(4.6)
北河内	74	(6.0)
中河内	8	(0.7)
南河内	89	(7.3)
泉州	113	(9.2)
他府県	69	(5.6)
不明	149	(12.1)
計	1,227	(100.0)

＜表 16-(1)-7. 来所経路別件数＞

単位：件（％）

経路	実 数	
医療機関	52	(4.2)
保健所	28	(2.3)
公的相談機関	21	(1.7)
学校教育機関	5	(0.4)
関係機関	103	(8.4)
家族・知人	69	(5.6)
インターネット等	408	(33.3)
チラシ・ポスター	17	(1.4)
府・市町村広報誌	14	(1.1)
その他	85	(6.9)
不明	425	(34.6)
計	1,227	(100.0)

＜表 16-(1)-8. 精神保健福祉問題別件数＞

単位：件（％）

問題別	実 数		延 数	
精神病に関する問題	69	(5.6)	89	(3.7)
高齢者に関する問題	17	(1.4)	17	(0.7)
うつ・うつ状態に関する問題	64	(3.3)	66	(2.7)
気分障害（うつ以外）に関する問題	22	(1.8)	23	(1.0)
アルコールに関する問題	157	(12.8)	438	(18.1)
薬物に関する問題	151	(12.3)	314	(13.0)
ギャンブル等に関する問題	295	(19.7)	738	(30.6)
ゲームに関する問題	26	(2.1)	45	(1.9)
インターネットに関する問題	12	(1.0)	13	(0.5)
その他の依存症に関する問題	146	(11.9)	265	(11.0)
パーソナリティ障害に関する問題	10	(0.8)	16	(0.7)
ひきこもり・不登校に関する問題	14	(1.1)	14	(0.6)
思春期に関する問題	26	(1.8)	54	(2.2)
発達障害に関する問題	31	(2.5)	47	(1.9)
摂食障害に関する問題	10	(0.8)	27	(1.1)
自死遺族相談	40	(3.3)	65	(2.7)
その他の精神疾患に関する問題	37	(3.0)	53	(2.2)
その他	100	(8.1)	130	(5.4)
計	1,227	(100.0)	2,414	(100.0)

(2) 集団支援

1) 薬物依存症家族サポートプログラム

薬物依存症の家族を対象に、本人が治療や相談につながることで、家族自身のメンタルヘルスの改善を目的とし、CRAFTをベースにした家族心理教育プログラムを実施した。

- ・期 間 令和5年4月～令和6年3月
- ・開催回数 前期6回、後期6回
- ・参加人数 前期：実4名（延18名）、後期：実6名（延19名）

＜表 16-(2)-1. 薬物依存症家族サポートプログラムグループ 前期＞

【前期】日 時	内 容	参加者数	
4月25日(火)	13時30分 ～	まず初めに大切なこと	3
5月23日(火)		本人を理解するために	3
6月27日(火)		コミュニケーションスキルの改善	2
7月25日(火)	15時30分	望ましい行動を増やし、望ましくない行動を減らす	4
8月22日(火)		あなた自身の生活を豊かにする	3
9月26日(火)		本人に治療を勧める	3

＜表 16-(2)-2. 薬物依存症家族サポートプログラムグループ 後期＞

【後期】日 時	内 容	参加者数	
10月24日(火)	13時30分 ～	まず初めに大切なこと	3
11月28日(火)		本人を理解するために	3
12月26日(火)		コミュニケーションスキルの改善	3
1月30日(火)	15時30分	望ましい行動を増やし、望ましくない行動を減らす	4
2月27日(火)		あなた自身の生活を豊かにする	2
3月26日(火)		本人に治療を勧める	4

2) ギャンブル等依存症家族サポートプログラム

ギャンブル等依存症の家族を対象に、本人が治療や相談につながることで、家族自身のメンタルヘルスの改善を目的とし、CRAFTをベースにした家族心理教育プログラムを実施した。

- ・期 間 令和5年4月～令和6年3月
- ・開催回数 前期6回、後期1回（後期5回は参加者0で開催せず）
- ・参加人数 前期：実7名（延20名）、後期：実2名（延2名）

＜表 16-(2)-3. ギャンブル等依存症家族サポートプログラム 前期＞

【前期】日 時	内 容	参加者数	
4月4日(火)	13時30分 ～	まず初めに大切なこと	5
5月2日(火)		本人を理解するために	2
6月6日(火)		コミュニケーションスキルの改善	3
7月4日(火)	15時30分	望ましい行動を増やし、望ましくない行動を減らす	3
8月1日(火)		あなた自身の生活を豊かにする	3
9月5日(火)		本人に治療を勧める	4

＜表 16-(2)-4. ギャンブル等依存症家族サポートプログラム 後期＞

【後期】日 時	内 容	参加者数	
10月3日(火)	13時30分 ～ 15時30分	まず初めに大切なこと	—
11月7日(火)		本人を理解するために	2
12月5日(火)		コミュニケーションスキルの改善	—
1月9日(火)		望ましくない行動を減らし、望ましい行動を増やす	—
2月6日(火)		あなた自身の生活を豊かにする	—
3月5日(火)		本人に治療を勧める	—

3) 依存症家族サポートプログラム特別講座

依存症問題で困っている家族に共通する話題・問題について、以下のとおり特別講座として実施した。

＜表 16-(2)-5. 依存症家族サポートプログラム特別講座＞

日 時	内 容	参加者数
9月14日(木)	14時～16時 講義「依存症ってどんな病気？」 大阪精神医療センター 新安 弘佳	6
9月29日(金)	14時～ 15時30分 体験談「仲間とつながろう」 ギャマノンメンバー、ナラノンメンバー	6
10月18日(水)	14時～16時 講義「依存症とお金の話」と体験談 大阪弁護士会 鈴木 嘉夫 NAメンバー、GAメンバー	8

4) ギャンブル等の問題で困っている人のための集団回復プログラム

ギャンブル等の問題で困っている人が、ギャンブル等に頼らない自分らしい生き方を取り戻すことを目的に、O-GAT（おおさかギャンブル障がい回復トレーニングプログラム）のワークブックを用いて、集団プログラムを実施した。

- ・期 間 令和5年4月～令和6年3月
- ・開催回数 前期6回、後期6回
- ・参加人数 前期：実16名（延53名） 後期：実16名（延40名）

＜表 16-(2)-6. ギャンブル等の問題で困っている人のための集団回復プログラム 前期＞

日 時	内 容	参加者数	
4月11日(火)	14時～16時	ギャンブルについての整理	8
5月9日(火)		引き金とその対処	6
6月13日(火)		再発を防ぐために	11
7月11日(火)		私の道しるべ	12
8月8日(火)		回復のために	8
9月12日(火)		回復への道のり	8

＜表 16-(2)-7. ギャンブル等の問題で困っている人のための集団回復プログラム 後期＞

日 時	内 容	参加者数	
10月10日(火)	14時～16時	ギャンブルについての整理	8
11月14日(火)		引き金とその対処	5
12月12日(火)		再発を防ぐために	7
1月16日(火)		私の道しるべ	5
2月13日(火)		回復のために	5
3月12日(火)		回復への道のり	10

5) 薬物の問題で困っている人のための集団回復プログラム

薬物の問題で困っている人が、薬物の問題への具体的な対処方法を学び、薬物に頼らない生活を取り戻すことを目的、DAIJOB（薬物の問題で困っている人のための回復プログラム）のワークブックを用いて、集団プログラムを実施した。

- ・期 間 令和5年4月～令和6年3月
- ・開催回数 前期5回、後期2回（前期1回、後期4回は参加者0で開催せず）
- ・参加人数 前期：実2名（延7名） 後期：実2名（延3名）

＜表 16-(2)-8. 薬物の問題で困っている人のための集団回復プログラム 前期＞

日 時	内 容	参加者数	
4月18日（火）	14時～16時	薬物の問題についての整理	2
5月16日（火）		引き金とその対処	2
6月20日（火）		回復の地図	1
7月18日（火）		再発を防ぐために	1
8月15日（火）		私の道しるべ	—
9月19日（火）		回復の道のり	1

＜表 16-(2)-9. 薬物の問題で困っている人のための集団回復プログラム 後期＞

日 時	内 容	参加者数	
10月17日（火）	14時～16時	薬物の問題についての整理	—
11月21日（火）		引き金とその対処	—
12月19日（火）		回復の地図	—
1月23日（火）		再発を防ぐために	—
2月20日（火）		私の道しるべ	2
3月19日（火）		回復の道のり	1

(3) 電話相談

1) こころの電話相談

令和5年度の「こころの電話相談」の相談件数は2,150件であった。その内、毎週水曜日に行っている「わかぼちダイヤル」の相談件数は510件であり、さらにその中で「わかぼちダイヤル」の対象年齢である40歳未満（相談者が家族・関係者の場合も含む）の件数は60件であった。

当センター内に設置の「こころの健康相談統一ダイヤル」の件数6,931件を合わせると、電話相談の総件数は9,081件となっている。

「こころの電話相談」のうち、「わかぼちダイヤル」の40歳未満の相談件数60件を除く、2,090件についての集計結果を「こころの電話相談」として報告する。

また、相談内容別件数では、「こころの健康（日常生活問題・ストレス）に関するもの」が多くなっている。精神保健福祉問題別件数では、「その他」を除き「うつ・うつ状態に関する問題」が多くなっている。

＜表 16-(3)-1. 相談者別件数＞

単位：件（％）

対象者との続柄	男	女	その他	不明	計	
本人	700	1,177	1	6	1,884	(90.2)
家族・親族	14	59	0	0	73	(3.5)
関係者	4	4	1	2	11	(0.5)
不明	7	12	3	100	122	(5.8)
計	725	1,252	5	108	2,090	(100.0)

こころの電話相談における電話相談者は女性が58.6%、男性が35.5%で、本人からの相談が約9割であった。相談対象者の年代については、2,090件のうち、50歳代が30.7%で最も多く、次いで、60歳代(17.5%)となっている。電話相談者の居住地は、大阪市・堺市・他府県を除く府内が約5割であった。

＜表 16-(3)-2. 対象者別件数＞

単位：件（%）

年 齢	男	女	その他	不明	計	
10歳未満	0	1	0	1	2	(0.1)
10歳代	6	9	0	0	15	(0.7)
20歳代	26	37	0	0	63	(3.0)
30歳代	50	32	0	1	83	(4.0)
40歳代	200	159	0	0	359	(17.2)
50歳代	207	434	0	0	641	(30.7)
60歳代	100	266	0	0	366	(17.5)
70歳代	25	53	0	0	78	(3.7)
80歳代	11	16	1	0	28	(1.3)
90歳代	1	1	0	0	2	(0.1)
不明	116	217	0	120	453	(21.7)
計	742	1,225	1	122	2,090	(100.0)

＜表 16-(3)-3. 相談者居住地別件数＞

単位：件（%）

居住地	件 数	
政令指定都市・中核市を除く府内	735	(35.1)
東大阪市	35	(1.7)
高槻市	67	(3.2)
豊中市	50	(2.4)
枚方市	24	(1.1)
八尾市	19	(0.9)
寝屋川市	85	(4.1)
吹田市	45	(2.2)
大阪市	405	(19.4)
堺市	23	(1.1)
他府県	94	(4.5)
不明	508	(24.3)
計	2,090	(100.0)

＜表 16-(3)-4. 相談内容別件数＞

単位：件（％）

相談内容	性別				計	
	男	女	その他	不明	件数	割合
精神科の受療・治療に関するもの	112	141	1	1	255	(12.2)
療養（治療）生活に関するもの	121	87	0	0	208	(9.9)
社会復帰・リハビリテーションに関するもの	42	18	0	0	60	(2.9)
保健福祉医療の情報に関するもの	9	9	0	0	18	(0.9)
家族及び周囲の人たちの対応の仕方に関するもの	16	88	0	0	104	(5.0)
対人関係（家庭・学校・職場等）の適応に関するもの	54	236	0	0	290	(13.8)
こころの健康（日常生活問題・ストレス）に関するもの	312	627	0	1	940	(45.0)
その他	59	46	4	106	215	(10.3)
計	725	1,252	5	108	2,090	(100.0)

＜表 16-(3)-5. 精神保健福祉問題別件数＞

単位：件（％）

問題別	件数	
精神病に関する問題	341	(16.3)
高齢者に関する問題	100	(4.8)
うつ・うつ状態に関する問題	480	(23.0)
気分障害（うつ以外）に関する問題	120	(5.7)
アルコールに関する問題	9	(0.4)
薬物に関する問題	2	(0.1)
ギャンブル等に関する問題	2	(0.1)
ゲームに関する問題	0	(0.0)
インターネットに関する問題	0	(0.0)
パーソナリティ障害に関する問題	3	(0.1)
ひきこもり・不登校に関する問題	4	(0.2)
思春期に関する問題	7	(0.3)
発達障害に関する問題	45	(2.2)
摂食障害に関する問題	8	(0.4)
てんかん	1	(0.0)
その他の精神疾患に関する問題	223	(10.7)
その他	745	(35.7)
計	2,090	(100.0)

＜表 16-(3)-6. 支援内容別件数＞

単位：件（％）

支援内容	件数	
傾聴	1,711	(81.9)
助言	108	(5.2)
保健医療福祉情報の提供	32	(1.5)
当センター紹介	8	(0.4)
保健所（市町村保健センター）紹介	46	(2.2)
他医療機関紹介	8	(0.4)
他相談機関紹介	34	(1.6)
その他	143	(6.8)
計	2,090	(100.0)

2) 若者専用電話相談

40歳未満の人のための専用電話相談として毎週水曜日に「わかぼちダイヤル〜わかものハートぼちぼちダイヤル〜」を開設しており、令和5年度の相談件数は510件であった。また、相談対象者がわかぼちダイヤル対象者である40歳未満（相談者が家族・関係者の場合も含む）の相談状況を見ると、相談件数は60件であり、うち58件が本人からの相談であった。相談者の居住地別に見ると、大阪市・堺市・他府県を除く大阪府域が7割である。また、相談内容別件数では、「こころの健康（日常生活問題・ストレス）に関するもの」「対人関係の適応に関するもの」が多く、精神保健福祉問題別件数では、「その他」を除き「その他の精神疾患に関する問題」が多くなっている。

＜表 16-(3)-7. 対象者別件数＞

単位：件（％）

年 齢	男	女	その他	不明	計	
10歳未満	0	0	0	0	0	(0.0)
10歳代	2	2	0	1	5	(8.3)
20歳代	19	7	0	0	26	(4.3)
30歳代	13	16	0	0	29	(48.3)
計	34	25	0	1	60	(100.0)

＜表 16-(3)-8. 相談者別件数＞

単位：件（％）

対象者との続柄	男	女	その他	不明	計	
本人	34	24	0	0	58	(96.7)
家族・親族	0	1	0	0	1	(1.7)
関係者	0	0	0	0	0	(0.0)
不明	1	0	0	0	1	(1.7)
計	35	25	0	0	60	(100.0)

＜表 16-(3)-9. 相談者居住地別件数＞

単位：件（％）

居住地	件 数	
政令指定都市・中核市を除く府内	28	(46.7)
東大阪市	3	(5.0)
高槻市	3	(5.0)
豊中市	1	(1.7)
枚方市	5	(8.3)
八尾市	1	(1.7)
寝屋川市	1	(1.7)
吹田市	1	(1.7)
大阪市	11	(18.3)
堺市	2	(3.3)
他府県	2	(3.3)
不明	2	(3.3)
計	60	(100.0)

<表 16-(3)-10. 相談内容別件数>

単位：件 (%)

相談内容	性別				計	
	男	女	その他	不明	件	(%)
精神科の受療・治療に関するもの	5	3	0	0	8	(13.3)
療養（治療）生活に関するもの	1	1	0	0	2	(3.3)
社会復帰・リハビリテーションに関するもの	4	1	0	0	5	(8.3)
保健福祉医療の情報に関するもの	1	0	0	0	1	(1.7)
家族及び周囲の人たちの対応の仕方に関するもの	3	3	0	0	6	(10.0)
対人関係（家庭・学校・職場等）の適応に関するもの	8	8	0	0	16	(26.7)
こころの健康（日常生活問題・ストレス）に関するもの	9	7	0	0	16	(26.7)
その他	3	2	0	1	6	(10.0)
計	34	25	0	1	60	(100.0)

<表 16-(3)-11. 精神保健福祉問題別件数>

単位：件 (%)

問題別	件数	(%)
精神病に関する問題	2	(3.3)
高齢者に関する問題	0	(0.0)
うつ・うつ状態に関する問題	6	(10.0)
気分障害（うつ以外）に関する問題	2	(3.3)
アルコールに関する問題	0	(0.0)
薬物に関する問題	0	(0.0)
ギャンブル等に関する問題	0	(0.0)
ゲームに関する問題	0	(0.0)
インターネットに関する問題	0	(0.0)
パーソナリティ障害に関する問題	1	(1.7)
ひきこもり・不登校に関する問題	1	(1.7)
思春期に関する問題	2	(3.3)
発達障害に関する問題	3	(5.0)
摂食障害に関する問題	0	(1.3)
てんかん	0	(1.3)
その他の精神疾患に関する問題	26	(43.3)
その他	17	(28.3)
計	60	(100.0)

<表 16-(3)-12. 支援内容別件数>

単位：件 (%)

支援内容	件数	(%)
傾聴	50	(83.3)
助言	5	(8.3)
保健医療福祉情報の提供	3	(5.0)
当センター紹介	0	(0.0)
保健所（市センター）紹介	0	(0.0)
他医療機関紹介	0	(0.0)
他相談機関紹介	1	(1.7)
その他	1	(1.7)
計	60	(100.0)

3) こころの健康相談統一ダイヤル

令和5年度の「こころの健康相談統一ダイヤル」の相談件数は6,931件であった。電話相談者は女性の方が多く、半数以上が本人からの電話であった。相談対象者の年齢別件数をみると60歳代が11.3%、40歳代が11.1%を占めており、居住地域別では大阪市・堺市・他府県を除く大阪府域が2割以上を占めている。

また、相談内容別では、「悩み相談」が相談内容の半数程度を占め、中でも人間関係に関するものが20.9%であった。

<表 16-(3)-13. 対象者別件数>

単位：件 (%)

年 齢	男	女	その他	不明	計	
10歳未満	1	0	0	1	2	(0.0)
10歳代	28	31	0	1	60	(0.9)
20歳代	120	134	1	1	256	(3.7)
30歳代	140	197	0	2	339	(4.9)
40歳代	527	243	0	0	770	(11.1)
50歳代	112	539	0	1	652	(9.4)
60歳代	400	379	0	1	780	(11.3)
70歳代	25	107	0	0	132	(1.9)
80歳代	13	29	0	0	42	(0.6)
90歳代	2	2	0	3	7	(0.1)
不明	429	655	9	2,798	3,891	(56.1)
計	1,797	2,316	10	2,808	6,931	(100.0)

<表 16-(3)-14. 相談者居住地別件数>

単位：件 (%)

居住地	計	
政令指定都市・中核市を除く府内	428	(6.2)
東大阪市	230	(3.3)
高槻市	115	(1.7)
豊中市	100	(1.4)
枚方市	77	(1.1)
八尾市	42	(0.6)
寝屋川市	369	(5.3)
吹田市	131	(1.9)
大阪市	322	(4.6)
堺市	4	(0.1)
他府県	123	(1.8)
不明	4,990	(72.0)
計	6,931	(100.0)

<表 16-(3)-15. 相談者別件数>

単位：件 (%)

本人との続柄	男	女	その他	不明	計	
本人	1,672	2,192	1	29	3,894	(56.2)
家族	26	118	0	1	145	(2.1)
その他	18	20	0	2	40	(0.6)
不明	68	58	7	2,719	2,852	(41.1)
計	1,784	2,388	8	2,751	6,931	(100.0)

＜表 16-(3)-16. 相談内容別件数（複数選択）＞

単位：件

相談内容		件数
死・自死	自殺企図	137
	自殺・希死念慮	571
	自傷行為	56
	自死遺族	23
精神保健関係	病気に関すること	1,478
	治療（入院・薬）に関すること	349
	その他	121
悩み相談	金銭的問題	464
	仕事関係	690
	人間関係	2,190
	健康問題	588
	その他	487
その他	無言	301
	不明	263
	当窓口についての問合せ	37
	新型コロナウイルス感染症に関すること	13
	性的マイノリティに関すること	1
	苦情	9
	その他	2,662
計		10,440

＜表 16-(3)-17. 支援内容別件数（複数選択）＞

単位：件

対応		件数
傾聴		4,127
助言		201
情報提供	行政機関	305
	医療機関	14
	その他	59
保健所へのつなぎ		119
危機対応	119 番要請勧奨	1
	110 番通報	0
	その他	0
その他		2,837
計		7,544

4) 集中電話相談

○9月自殺予防週間

令和5年度の9月の自殺予防集中電話相談（平日17時～翌9時30分及び土日祝日の終日）は、9月1日～30日に「こころの健康相談統一ダイヤル」を2回線を実施し、相談件数は1,088件であった。

男女比率は、女性からの相談が男性の約2倍であり、約9割が本人からの電話である。また、相談対象者の年齢別件数をみると50歳代が25.4%、60歳代が22.2%、40歳代が14.7%を占めている。居住地別では大阪市・堺市・他府県を除く大阪府域が約3割を占めている。相談内容別では、「人間関係」に関することが512件、「病気に関すること」が319件と多かった。

＜表 16-(3)-18. 対象者の年齢別件数＞

単位：件（%）

年齢	件数	
10歳未満	0	(0.0)
10歳代	12	(1.1)
20歳代	60	(5.5)
30歳代	74	(6.8)
40歳代	160	(14.7)
50歳代	276	(25.4)
60歳代	241	(22.2)
70歳代	59	(5.4)
80歳代	10	(0.9)
90歳代	1	(0.1)
不明	195	(17.9)
計	1,088	(100.0)

＜表 16-(3)-19. 相談者の居住地別件数＞

単位：件（%）

居住地	件数	
政令指定都市を除く府内	352	(32.4)
大阪市	415	(38.1)
堺市	52	(4.8)
他府県	19	(1.7)
不明	250	(23.0)
計	1,088	(100.0)

＜表 16-(3)-20. 相談者の続柄別件数＞

単位：件（%）

対象者との続柄	件数	
本人	996	(91.5)
家族	17	(1.6)
その他	6	(0.6)
不明	69	(6.3)
計	1,088	(100.0)

＜表 16-(3)-21. 相談者の性別件数＞

単位：件（%）

性別	件数	
男	345	(31.7)
女	687	(63.1)
その他	1	(0.1)
不明	55	(5.1)
計	1,088	(100.0)

<表 16-(3)-22. 相談内容別件数（複数選択）>

単位：件

相談内容		件数
死・自死	自殺企図	21
	自殺・希死念慮	99
	自傷行為	23
	自死遺族	5
精神保健関係	病気に関すること	319
	治療（入院・薬）に関すること	38
	その他	29
悩み相談	金銭的問題	83
	仕事関係	116
	人間関係	512
	健康問題	130
	その他	65
その他	無言	38
	不明	31
	当窓口についての問合せ	11
	新型コロナウイルス感染症に関すること	4
	性的マイノリティに関すること	2
	その他	33
計		1,559

<表 16-(3)-23. 支援内容別件数（複数選択可）>

単位：件

支援内容		件数
傾聴		1,060
助言		246
情報提供	行政機関	43
	医療機関	4
	その他	6
危機対応	119 番要請勧奨	2
	110 番通報勧奨	2
	その他	1
その他		1
計		1,365

○3月自殺対策強化月間

令和5年度の3月の自殺予防集中電話相談（平日17時～翌9時30分及び土日祝日の終日）は、令和6年3月1日～3月31日に9月と同様、「こころの健康相談統一ダイヤル」を2回線で実施し、相談件数は992件であった。

男女比率は女性からの相談が男性よりも多く、9割程度が本人からの電話である。また、相談対象者の年齢別件数をみると、50歳代が20.4%、60歳代が18.2%、40歳代が16.6%を占めている。居住地域別では大阪市・堺市・他府県を除く大阪府域が3割を占めている。相談内容別では、「人間関係」に関するものが491件、「病気に関すること」が304件と多かった。

＜表 16-(3)-24. 対象者の年齢別件数＞

単位：件 (%)

年 齢	件 数	
10 歳未満	1	(0.1)
10 歳代	10	(1.0)
20 歳代	83	(8.4)
30 歳代	91	(9.2)
40 歳代	165	(16.6)
50 歳代	202	(20.4)
60 歳代	181	(18.2)
70 歳代	44	(4.4)
80 歳代	4	(0.4)
90 歳代	1	(0.1)
不明	210	(21.2)
計	992	(100.0)

＜表 16-(3)-25. 相談者の居住地別件数＞

単位：件 (%)

居住地	件 数	
政令指定都市を除く府内	347	(35.0)
大阪市	278	(28.0)
堺市	79	(8.0)
他府県	9	(0.9)
不明	279	(28.1)
計	992	(100.0)

＜表 16-(3)-26. 相談者の続柄別件数＞

単位：件 (%)

対象者との続柄	件 数	
本人	876	(88.3)
家族・親族	15	(1.5)
関係者	12	(1.2)
不明	89	(9.0)
計	992	(100.0)

＜表 16-(3)-28. 相談内容別件数（複数選択）＞

単位：件

相談内容		件 数
死・自死	自殺企図	14
	自殺・希死念慮	148
	自傷行為	24
	自死遺族	5
精神保健 関係	病気に関すること	304
	治療（入院・薬）に関すること	54
	その他	26
悩み相談	金銭的問題	65
	仕事関係	127
	人間関係	491
	健康問題	81
	その他	69
その他	無言	41
	不明	24
	当窓口についての問合せ	12
	新型コロナウイルス感染症に関する こと	1
	性的マイノリティに関する こと	1
	苦情	8
	その他	44
	計	1,539

＜表 16-(3)-27. 相談者の性別件数＞

単位：件 (%)

性 別	件 数	
男	313	(31.5)
女	601	(60.6)
その他	0	(0.0)
不明	78	(7.9)
計	992	(100.0)

＜表 16-(3)-29. 支援内容別件数（複数選択）＞

単位：件

支援内容		件 数
傾聴		919
助言		235
情報提供	行政機関	31
	医療機関	5
	その他	15
危機対応	119 番要請	1
	119 番要請勧奨	3
	110 番通報	0
	110 番通報勧奨	3
その他		0
計		1,212

(4) 保健所心理業務

大阪府保健所における精神保健福祉活動への技術支援として、当センターより各保健所へ非常勤心理職員を概ね月3回派遣した。本人に対する心理的検査や心理相談、家族・関係者への相談及び助言などを行った。

令和5年度の相談件数は新規（年度新規も含む）115件、継続224件の計339件であった。対象者の年齢は、20～29歳が116件で約3割を占めている。相談内容としては「心理的相談・心の健康づくり」が280件と8割以上を占め、対象領域としては「心の健康づくり」「その他の精神疾患に関する問題」「うつ・うつ状態」が多かった。

精神保健福祉個別心理相談については、対象者年齢別件数を表15-(4)-1に、相談内容別件数を表15-(4)-2に、対象領域別件数を表15-(4)-3に、支援内容別件数を表15-(4)-4にそれぞれ示した。また、精神保健福祉集団活動について表15-(4)-5に、地域における精神保健福祉活動について表15-(4)-6にまとめた。（資料Ⅱ-2「大阪府の保健所精神保健福祉活動」から心理職員業務を抜粋）

<表16-(4)-1. 対象者年齢別件数>

単位：件

年齢	実数	延数
0～19歳	12	31
20～29歳	38	116
30～39歳	26	95
40～49歳	15	38
50～59歳	18	45
60～69歳	3	8
70～79歳	3	6
80～89歳	0	0
90歳以上	0	0
計	115	339

<表16-(4)-2. 相談内容別件数>

単位：件

相談内容	実数	延数
受療支援	6	7
治療継続支援	0	1
判定など	2	6
心理的相談・心の健康づくり	71	280
障がい受容支援	0	0
就労支援	0	0
社会復帰・生活支援	0	3
その他	36	42
計	115	339

<表16-(4)-3. 対象領域別件数>

単位：件

対象領域	実数	延数
高齢者に関する問題	1	1
社会復帰に関する問題	0	0
アルコールに関する問題	3	10
薬物に関する問題	0	1
ギャンブルに関する問題	3	9
ゲームに関する問題	2	3
思春期に関する問題	7	15
心の健康づくり	40	157
うつ・うつ状態	20	41
摂食障害に関する問題	2	8
てんかんに関する問題	0	0
精神病に関する問題	4	9
パーソナリティ障害に関する問題	3	3
その他の精神疾患に関する問題	26	73
その他	4	9
計	115	339

<表16-(4)-4. 支援内容別件数（複数選択）>

単位：件

支援内容	件数	
相談・助言	191	
心理テスト	知能・発達テスト	6
	人格テスト	0
	その他の心理テスト	1
家族への相談・助言	59	
関係者への相談・助言	85	
計	342	

<表 16-(4)-5. 精神保健福祉集団活動>

対象者	開催数 (回)	参加者数 (人)
精神障がい者当事者教室	0	0
その他当事者教室・GW等	1	35
精神障がい者家族教室	0	0
その他家族教室・GW等	0	0
計	1	35

<表 16-(4)-6. 地域における精神保健福祉活動>

事業内容	開催数 (回)	参加延数 (人)
企画・連絡会議	37	318
普及啓発・衛生教育	0	0
専門教育	0	0
組織支援	0	0
社会資源整備・運営支援	0	0
その他	3	3
計	40	321

(5) ひきこもり地域支援センター事業

大阪府ひきこもり地域支援センターは、平成29年度よりひきこもり支援専門のコーディネーターが、市町村や保健所等の支援ケースに対し、訪問もしくは電話でコンサルテーション等を実施している。

令和5年度は生活困窮者自立相談支援機関への支援が113件であり、支援内容は事例に関するコンサルテーションが82件、市町村等関係機関への講師派遣が16件であった。また、本人・家族等からの電話相談の相談件数は506件であった。

<表 16-(5)-1. 相談支援機関支援件数>

単位：件 (%)

相談支援機関	実数		延数						
			電話等		訪問		計		
保健所	7	(12.1)	9	(4.0)	0	(0.0)	9	(3.1)	
市町村	生活困窮者自立相談支援機関	13	(22.4)	78	(34.4)	35	(51.5)	113	(38.3)
	障がい福祉課	1	(1.7)	0	(0.0)	1	(1.5)	1	(0.3)
	青少年・児童福祉課	4	(6.9)	4	(1.8)	1	(1.5)	5	(1.7)
	その他の機関	4	(6.9)	6	(2.6)	4	(5.8)	10	(3.4)
ひきこもり支援団体	3	(5.2)	21	(9.3)	5	(7.4)	26	(8.8)	
社会福祉協議会	11	(19.0)	90	(39.6)	18	(26.5)	108	(36.6)	
教育機関	2	(3.4)	3	(1.3)	0	(0.0)	3	(1.0)	
他府県等ひきこもり地域支援センター	1	(1.7)	1	(0.4)	0	(0.0)	1	(0.3)	
その他の機関	12	(20.7)	15	(6.6)	4	(5.8)	19	(6.5)	
計	58	(100.0)	227	(100.0)	68	(100.0)	295	(100.0)	

<表 16-(5)-2. 相談支援機関支援内容件数>

単位：件 (%)

支援内容	延数					
	電話等		訪問		計	
事例に関するコンサルテーション	50	(22.0)	32	(47.1)	82	(27.8)
市町村等関係機関への講師派遣に関すること	59	(26.0)	16	(23.5)	75	(25.4)
支援体制の構築	19	(8.4)	17	(25.0)	36	(12.2)
情報収集・情報提供	53	(23.3)	2	(2.9)	55	(18.7)
その他	46	(20.3)	1	(1.5)	47	(15.9)
計	227	(100.0)	68	(100.0)	295	(100.0)

<表 16-(5)-3. 相談支援機関地域別支援件数>

単位：件

地域	延数		
	電話等	訪問	計
豊能	5	2 (2)	7
三島	31	7 (1)	38
北河内	0	3 (3)	3
中河内	0	0 (0)	0
南河内	55	24 (2)	79
泉州	67	15 (3)	82
高槻市	7	2 (1)	9
東大阪市	22	3 (1)	25
豊中市	3	1 (1)	4
枚方市	2	0 (0)	2
八尾市	9	2 (0)	11
寝屋川市	0	1 (1)	1
吹田市	6	0 (0)	6
大阪市	10	1 (0)	11
堺市	0	0 (0)	0
府全域	7	7 (1)	14
他府県	3	0 (0)	3
計	227	68 (16)	295

※ () 内は市町村等関係機関職員への講師派遣再掲

<表 16-(5)-4. 相談支援機関コンサルテーション事例延数>

単位：件

	電話等	訪問	計
事例延数	50	93	143

<表 16-(5)-5. ひきこもり専門電話相談者別延数>

単位：件 (%)

	男	女	不明	計
本人	147	103	1	251 (49.6)
親	32	150	0	182 (36.0)
きょうだい	9	25	0	34 (6.7)
その他	5	30	0	35 (6.9)
不明	2	2	0	4 (0.8)
計	195	310	1	506 (100.0)

<表 16-(5)-6. ひきこもり専門電話相談対象者年齢別延数>

単位：件 (%)

年齢	性別	男	女	不明	計
0～19歳		48	18	0	66 (13.0)
20～39歳		145	54	1	200 (39.5)
40～64歳		102	63	2	167 (33.0)
65歳以上		2	4	0	6 (1.2)
不明		30	35	2	67 (13.3)
計		327	174	5	506 (100.0)

<表 16-(5)-7. ひきこもり専門電話相談者居住地域別延数>

単位：件 (%)

居住地	男	女	不明	計
政令指定都市・中核市を除く府内	110	116	0	226 (44.7)
東大阪市	11	17	0	28 (5.5)
高槻市	6	44	0	50 (9.9)
豊中市	2	14	0	16 (3.2)
枚方市	14	5	0	19 (3.8)
八尾市	6	8	0	14 (2.8)
寝屋川市	1	7	0	8 (1.6)
吹田市	2	10	0	12 (2.4)
大阪市	13	41	1	55 (10.9)
堺市	5	8	0	13 (2.6)
他府県	13	10	0	23 (4.5)
不明	12	30	0	42 (8.3)
計	195	310	1	506 (100.0)

＜表 16-(5)-8. ひきこもり専門電話相談内容別数＞

単位：件

相談内容	件数
受診・治療について	18
日常生活の困りごとについて	26
人間関係について	2
社会復帰について	13
暴力への対応について	1
本人への対応の仕方について	86
訪問について	3
相談機関・支援団体等の情報提供について	140
話を聞いてほしい	210
その他	7
計	506

＜表 16-(5)-9. ひきこもり専門電話相談対応内容別数＞

単位：件

対応内容	件数	
傾聴	184	
問題対処に関する助言	68	
機 関 紹 介	保健所	37
	生活困窮者自立相談支援機関	16
	ひきこもり支援団体	23
	市町村他部署	12
	他府県等ひきこもり地域支援センター	43
	若者サポートステーション	24
	社会福祉協議会	47
	地域包括支援センター	2
	教育機関	5
	医療機関	0
その他の相談機関	30	
その他	15	
計	506	

17. こころのケア

概要

新型コロナウイルス感染症の流行に伴うこころのケアに対応するため、府民、医療従事者及び支援者とその家族、宿泊療養・自宅療養者等に対して、①刊行物・ホームページによる情報提供・普及啓発、②電話相談窓口を開設した。

事業実績

(1) 新型コロナウイルス感染症流行時のこころのケア

1) 刊行物・ホームページによる情報提供・普及啓発

府民向けのこころのケアに関する情報提供・普及啓発は、以下の表のとおりである。

＜表 17-(1)-1. 刊行物・ホームページによる情報提供・普及啓発＞

名 称	内 容	発行・掲載月
チラシ「新型コロナウイルスの感染拡大で不安などを感じておられる方へ」	新型コロナウイルス感染症に関するメンタルヘルスについての情報提供	初版：R2.4月 最新：R2.10月

2) 電話相談府民向け

①府民向け電話相談「新型コロナこころのフリーダイヤル」の開設

令和2年10月1日にフリーダイヤルでの電話相談窓口「新型コロナこころのフリーダイヤル」を開設し、令和5年度は感染症法上の位置づけが5類に移行となる令和5年5月8日の前日（5月7日）まで、新型コロナウイルス感染症の影響による不安やストレスなど、こころの健康に関する相談に対応した。

○電話番号：0120-017-556（まるいなこころ）

○日時：9時30分から17時まで（土曜日・日曜日・祝日・年末年始も実施）

○実績：令和5年度の相談件数は533件

＜表 17-(1)-2. 新型コロナこころのフリーダイヤル＞

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
件数	427	106											533

○相談内容：感染や病状に関する不安、制度やワクチン、感染後の対応等のコロナに関連する質問、コロナ禍での孤独や経済状況・人間関係の悪化、政治や社会への不安・不満などに関する相談

②医療従事者及び支援者等支援者向け電話相談「こころのホットライン」

令和2年4月20日に「こころのホットライン」を開設し、9月1日より、宿泊療養者・自宅療養者・入院者等対象と併せて一本化し、令和5年度は感染症法上の位置づけが5類に移行となる令和5年5月8日の前日（5月7日）まで、医療従事者・支援者とその家族等を対象に、電話による相談に対応した。

○対象：医療従事者・支援者・その家族

○日時：平日9時30分から17時まで（令和2年のゴールデンウィークのみ連休中の対応を実施）

○実績：令和5年度の相談件数は0件

＜表 17-(1)-3. 「こころのホットライン」 医療従事者・支援者等＞

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
件数	0	0											0

○相談内容：感染に関する不安・心配、職場環境、業務量・業務内容、職場復帰などに関する相談

③宿泊・自宅療養者向け電話相談「こころのホットライン」

令和2年4月20日から「こころのホットライン」を開設し、令和5年度は感染症法上の位置づけが5類に移行となる令和5年5月8日の前日(5月7日)まで引き続き、宿泊療養者・自宅療養者等を対象に、電話による相談に対応した。

- 対象：宿泊療養者・自宅療養者・入院者（療養後、退院後も含む）
（令和2年9月1日より、医療従事者・支援者・その家族等を対象者と併せて一本化で対応）
- 日時：平日9時30分から17時まで（令和2年のゴールデンウィークのみ連休中の対応を実施）
- 実績：令和5年度の相談件数は12件

＜表 17-(1)-4. 新型コロナこころのホットライン＞

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
件数	11	1											12

- 相談内容：感染や病状・後遺症に関する不安・心配、療養環境、復帰（仕事や学校、日常生活）、経済問題、偏見・理解不足などに関する相談や、書類の書き方、提出先など事務的なことについての問合せ

18. 会議出席・講師派遣・事業協力・国などの研修への参加

(1) 会議等出席

1) 障がい福祉関係

＜表 18-(1)-1. 障がい福祉関係の会議等出席＞

会 議 名		主 催
自立支援協議会 大阪府障がい者	障がい者自立支援協議会	大阪府福祉部障がい福祉室障がい福祉企画課
	高次脳機能障がい相談支援体制連携調整部会	大阪府福祉部障がい福祉室地域生活支援課
	地域移行推進部会精神障がい者地域移行推進ワーキンググループ	大阪府福祉部障がい福祉室生活基盤推進課
	発達障がい児者支援体制整備検討部会（書面開催）	大阪府福祉部障がい福祉室地域生活支援課
社会生活適応訓練事業推進委員会		大阪府福祉部障がい福祉室自立支援課
障がい者相談支援アドバイザー連絡調整会議（Web 開催）		大阪府障がい者自立相談支援センター
大阪府発達障がい者支援センター連絡協議会		大阪府発達障がい者支援センター アクトおおさか

2) 精神保健福祉関係

＜表 18-(1)-2. 精神保健福祉関係の会議等出席＞

会 議 名	主 催
第 58 回全国精神保健福祉センター長会定期総会（Web 参加）	全国精神保健福祉センター長会
近畿ブロック精神保健福祉センター長会	近畿ブロック精神保健福祉センター長会
中部・近畿精神保健福祉センター長会	中部・近畿精神保健福祉センター長会
全国精神医療審査会長・精神保健福祉センター長会議	厚生労働省
東ブロック会議（Web 開催）・北ブロック会議・南ブロック会議	各ブロック担当保健所
大阪府精神科救急医療運営審議会	大阪府健康医療部保健医療室地域保健課
大阪府精神保健福祉審議会	大阪府健康医療部保健医療室地域保健課
大阪府被害者支援会議第 23 回代表者会議	大阪府警察本部総務部府民応接センター

3) 自殺対策関係

＜表 18-(1)-3. 自殺対策関係の会議等出席＞

会 議 名	主 催
大阪府自殺対策審議会	大阪府健康医療部保健医療室地域保健課
大阪府自殺対策推進本部実務担当者会議	大阪府健康医療部保健医療室地域保健課
市町村自殺対策主管課担当者会議	大阪府健康医療部保健医療室地域保健課
八尾市自殺対策計画審議会	八尾市
高槻市自殺対策連絡協議会	高槻市
吹田市自殺対策推進懇談会	吹田市
東大阪市保健所自殺対策計画策定会議	東大阪市
守口保健所管内自殺対策関係機関連絡会	大阪府守口保健所
岸和田保健所自殺対策推進連絡会議	大阪府岸和田保健所
泉佐野保健所自殺対策推進関係機関職員連絡会	大阪府泉佐野保健所
能勢町自殺対策ネットワーク会議	能勢町
大阪府妊産婦こころの相談センター運営委員会	大阪府妊産婦こころの相談センター
地域自殺対策推進センター近畿ブロック会議 (Web 開催)	自殺総合対策推進センター
地域自殺対策推進センター連絡会議 (Web 開催)	自殺総合対策推進センター
全国自殺対策主管課長会議 (Web 開催)	厚生労働省・自殺総合対策推進センター
自殺未遂者相談支援事業・事例検討会	大阪弁護士会

4) 依存症対策関係

＜表 18-(1)-4. 依存症対策関係の会議等出席＞

会 議 名	主 催
ギャンブル等依存症対策都道府県説明会	内閣官房ギャンブル等依存症対策推進本部事務局
都道府県等依存症専門医療機関相談員等全国会議	依存症対策全国センター
大阪府ギャンブル等依存症対策推進会議	大阪府健康医療部保健医療室地域保健課
(仮称) 大阪依存症センター機能検討会議	大阪府健康医療部保健医療室地域保健課
大阪府精神保健福祉審議会アルコール健康障がい対策推進部会	大阪府健康医療部保健医療室地域保健課
大阪府依存症対策庁内連携会議	大阪府健康医療部保健医療室地域保健課
市町村依存症対策主管課等担当者会議	大阪府健康医療部保健医療室地域保健課
大阪府麻薬覚醒剤等対策本部 連絡協議会	大阪府健康医療部生活衛生室薬務課
大阪府麻薬覚醒剤等対策本部 乱用依存症者対策部会 (書面開催)	大阪府健康医療部生活衛生室薬務課
大阪府麻薬覚醒剤等対策本部 啓発対策部会	大阪府健康医療部生活衛生室薬務課

5) 災害時対応関係

＜表 18-(1)-5. 災害時対応関係の会議等出席＞

会 議 名	主 催
災害精神保健医療担当者向け会議	日本精神科病院協会 DPAT 事務局
豊中市メンタルヘルス対策推進会議ネットワーク会議 専門部会Ⅳ「災害時等こころのケア体制づくり」	豊中市メンタルヘルス対策推進会議事務局

6) その他

＜表 18-(1)-6. その他関係会議の出席＞

会 議 名	主 催
令和 5 年度大阪府子ども・若者支援地域協議会	大阪府福祉部子ども家庭局子ども青少年課
令和 5 年度大阪府子ども・若者育成支援に関する市町村と民間支援団体の意見交換	大阪府福祉部子ども家庭局子ども青少年課

(2) 講師派遣

1) 精神保健福祉関連

＜表 18-(2)-1. 精神保健福祉関連の講師派遣＞

研修会名	講義テーマ	主 催
福祉専門職新規採用職員研修	こころの健康総合センターの業務概要について・保健所の業務概要について	大阪府福祉部福祉総務課
障がい者虐待防止・権利擁護研修	基礎研修、現任研修の企画、演習	大阪府福祉部障がい福祉室障がい福祉企画課
障がい支援区分認定調査員研修（オンライン）	障がいの特性（精神障がい）	大阪府福祉部障がい福祉室障がい福祉企画課
相談支援従事者専門コース別研修（オンライン）	精神障がいについての基本的な理解と支援	大阪府障がい者自立相談支援センター
日常生活自立支援事業新任者研修会	精神障がい者の理解	大阪府社会福祉協議会
障がい者ホームヘルパー知識習得研修	精神障がい者に関する基礎知識（医療編）	大阪障害者自立支援協会
障がい者ホームヘルパー知識習得研修	精神障がい者に関する基礎知識（福祉編）	大阪障害者自立支援協会
人権相談対応研修	精神疾患を有する者への対応について	大阪法務局
学校教育相談課題別研修	精神疾患の理解と対応	大阪府教育センター
大阪府小・中・高等学校障がい理解教育研修会	精神疾患・障がいについて、関わり方について	教育庁市町村教育室小中学校課
人権擁護士連絡会	精神障がいのある方への基本的な理解と対応について	大阪府府民文化部人権局人権擁護課
身体障がい者相談員研修	精神的辛さを抱えた方に対する傾聴の仕方（大阪府版ゲートキーパー研修を参考に）	大阪府障がい者自立相談支援センター
グループホーム世話人等研修（オンライン）	精神障がいについて	大阪府障がい者自立相談支援センター
福祉専門職員研修	精神障がいの理解	大阪府福祉部福祉総務課
関係機関研修	こころに傷を抱える妊産婦への支援～トラウマインフォームドケア～	大阪府池田保健所
高齢者あんしんセンター職員研修会	支援者のこころのケアについて	八尾市健康福祉部高齢介護課
多重債務相談に係る市町村担当者連絡会議	大阪府こころの健康総合センターの取り組み～さまざまな相談への対応について～	大阪府商工労働部中小企業支援室金融課

2) 自殺対策関連

＜表 18-(2)-2. 自殺対策関連の講師派遣＞

研修会名	講義テーマ	主催
民生委員協議会会長連絡会	高齢者の自殺対策について	大阪府民生委員協議会
要介護認定事務担当者研修	高齢者の自殺対策について	大阪府福祉部高齢介護室介護支援課
地域包括ケアシステム充実強化研修	高齢者の自殺を防ぐために～ゲートキーパー研修～	大阪府福祉部高齢介護室介護支援課
生活困窮者自立支援制度人材養成研修	自殺のリスクへの対応～ゲートキーパーの役割～	大阪府福祉部地域福祉推進室地域福祉課

3) 依存症関連

＜表 18-(2)-3. 依存症関連研修の講師派遣＞

研修会名	講義テーマ	主催
依存症治療指導者・依存症相談対応指導者・地域生活支援指導者養成研修(薬物)	地域連携の実践報告とグループワーク	国立精神・神経医療研究センター
第 41 回覚醒剤等薬物乱用者対策保護司特別研修会	依存症の方への支援のポイントについて	大阪保護観察所
大阪高等裁判所看護師研修	「アディクション」の理解と支援	大阪高等裁判所
大阪司法書士会司法ソーシャルワーク委員会勉強会	大阪府こころの健康総合センターにおける依存症相談について	大阪司法書士会
大阪大学大学院医学系研究科社会医学講座公衆衛生学医学生向け講演	依存症の基礎知識	大阪大学大学院医学系研究科社会医学講座公衆衛生学
淀協ファルマ教育研修	ギャンブル等依存症の基礎知識体験談	公益社団法人 淀川勤労者厚生協会
第 51 回大阪府断酒会酒害相談講習会	精神保健福祉行政について	一般社団法人大阪府断酒会
一般社団法人大阪福祉防犯協会依存症対策に関する講演会	依存症の基礎知識	一般社団法人大阪福祉防犯協会
更生保護 4 団体合同研修会	「依存症」の理解と支援	箕面地区保護司会
茨木地区保護司会自主研修会	薬物依存症の理解と対応	茨木地区保護司会
第 4 期定例研修会	薬物の問題を抱えた方やそのご家族への対応について	泉北地区保護司会
大阪府警察本部生活安全部少年課教養	大麻の健康被害と依存症、過量服薬について	大阪府警察本部生活安全部少年課
大阪府生活保護自立支援研修	ギャンブル等依存症の理解	大阪府福祉部地域福祉推進室社会援護課
大阪府薬物乱用防止指導員及び教育講師研修会	薬物依存症の相談窓口について	大阪府健康医療部生活衛生室薬務課
職業訓練指導員研修	・ 依存症の理解と対応について ・ 傾聴ロールプレイ	大阪府商工労働部雇用推進室人材育成課

研修会名	講義テーマ	主催
大阪府薬物乱用防止教育推進講習会	・依存症の理解と生きづらさを抱える人へのかかわりについて ・依存症予防啓発ツールの紹介	大阪府教育庁教育振興室保健体育課
第1回大阪府少年サポートセンター学警補導連絡会	依存症の理解と支援	大阪府教育庁教育振興室高等学校課
地域包括ケアシステム充実強化研修	高齢者の飲酒問題(依存症対策)について	大阪府福祉部高齢介護室介護支援課
民生委員協議会会長連絡会	ギャンブル等依存症問題啓発月間について	大阪府民生委員協議会

4) メンタルヘルス関連

＜表 18-(2)-4. メンタルヘルス関連の講師派遣＞

研修会名	講義テーマ	主催
グループホーム世話人等研修	支援者のストレスケアについて	大阪府障がい者自立相談支援センター
支援者のこころのケア研修会	支援者のこころのケアについて	大阪府立砂川厚生福祉センター
大学との連携事業における特別講義	児童・生徒のこころの健康について	大阪府藤井寺保健所 (大阪教育大学)

5) ひきこもり関連

<表 18-(2)-5. ひきこもり関連の講師派遣>

研修会名	講義テーマ	主催
令和5年度「ひきこもり支援に関する研修」 豊能町民生委員児童委員協議会	ひきこもり支援に関する研修	豊能町生活福祉部福祉課
箕面市「ひきこもり支援」における社内研修	ひきこもりに関する理解と支援について	箕面市社会福祉協議会
令和5年度「ひきこもり支援に関する研修」 豊中市第4地区民生・児童委員協議会	ひきこもり支援に関する研修	豊中市民児協連事務局
令和5年度生活困窮者自立支援制度豊能・三島地域研修	ひきこもり支援の基礎知識	高槻市健康福祉部福祉相談支援課 くらしごとセンター
令和5年度摂津市生活支援課ひきこもり検討会	ひきこもり支援のポイント	摂津市保健福祉部生活支援課
令和5年度「ひきこもり支援に関する研修」 交野市民生委員児童委員協議会	ひきこもり支援に関する研修	交野市福祉部福祉総務課
令和5年度「ひきこもり支援に関する研修」 寝屋川市民生委員児童委員協議会	ひきこもり支援に関する研修	寝屋川市福祉部福祉総務課
令和5年度「ひきこもり支援に関する研修」 門真市民生委員児童委員協議会	ひきこもり支援に関する研修	門真市保健福祉部福祉政策課
令和5年度「ひきこもり支援に関する研修」 大東市民生委員児童委員協議会	ひきこもり支援に関する研修	大東市社会福祉協議会
東大阪市ひきこもり支援者向け研修会	ひきこもりのアセスメントと実際ー多軸診断システムの活用ー	社会福祉法人 つむぎ福祉会 くるみ東大阪
令和5年度「ひきこもり支援に関する研修」 藤井寺市民生委員児童委員協議会	ひきこもり支援に関する研修	藤井寺市社会福祉協議会
令和5年度中河内・南河内ブロックCSW 連絡協議会	ひきこもり支援の基礎知識	羽曳野市社会福祉協議会
令和5年度生活困窮者自立支援事業にかかわる相談員向け講座	ひきこもり支援のポイント	基幹包括支援センターいずみさの
令和5年度ひきこもり講演会	ご家族や支援者等の交流会	基幹包括支援センターいずみさの
生きづらさを感じている人々の多様な働き方(社会参加)を考えるための勉強会	ひきこもり支援から考える生きづらさを感じている方とは	基幹包括支援センターいずみさの
令和5年度大阪府ひきこもり支援に携わる人材の養成研修	ひきこもりの理解と基本の対応～聴く・伝えるスキル～	特定非営利活動法人 淡路プラッツ

(3) 事業協力

＜表 18-(3)-1. 事業協力＞

事業名	日時	内容
大阪府福祉専門職採用セミナー	3月12日(火) 13時～17時	大阪府福祉専門職(社会福祉職・心理職等)の採用選考に関心のある方に向けて、仕事内容を知っていただけるよう、採用セミナーに協力した。

(4) 国などの研修への参加

＜表 18-(4)-1. 国などの研修参加＞

研修名	日程
ギャンブル障害の精神保健福祉相談・支援の実践研修	6月14日
国立病院機構肥前精神医療センター ブリーフ・インターベンション&HAPPYプログラム研修会(Web開催)	7月8日
依存症対策全国センター・久里浜医療センター 依存症相談対応指導者 薬物依存症(Web開催)	7月11日
兵庫県こころのケアセンター 被災者や被害者をささえるためにーサイコロジカルファーストエイド(PFA)を学ぶー	8月23日・24日
厚生労働省 令和5年度こころの健康づくり対策事業 ひきこもり対策研修(Web開催)	8月30日・31日
令和5年度自殺対策基礎研修「これだけは知っておこうー地域で自殺対策に取り組むためにー」(Web開催)	9月13日
ひきこもり地域支援センター全国連絡協議会 総会及び研修会	10月10日
兵庫県こころのケアセンター 犯罪被害とこころのケア	10月19日・20日
依存症対策全国センター・久里浜医療センター 依存症相談対応指導者養成研修 ゲーム依存研修(Web開催)	11月30日・12月1日
依存症対策全国センター・久里浜医療センター 依存症治療指導者養成研修・依存症相談対応指導者養成研修 ギャンブル等依存症研修(Web開催)	1月18日・19日
兵庫県こころのケアセンター 複雑性PTSD	2月7日
国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所 令和5年度PTSD対策専門研修(C.犯罪・性犯罪被害者コース)(Web開催)	2月8日・9日
令和5年度 国立青少年教育振興機構教育事業 第40回全国青少年相談研究集会	1月18日・19日
入院者訪問支援事業運営研修	2月21日

紀要

ギャンブル等依存症簡易介入マニュアル普及事業について

中澤承子*¹ 東千浩*¹ 藤田知己*¹ 米田令*¹ 平山照美*¹ 籠本孝雄*¹

要約

ギャンブル等依存症は、DSM-5-TR(アメリカ精神医学会「精神疾患の診断・統計マニュアル第5版」)において「ギャンブル行動症」として診断基準が定められている病気であり、適切な支援や治療により回復が可能であるといわれている。こういったギャンブル等依存症の本人等が適切な治療を受けることができるよう、治療可能な医療機関の拡充と治療体制の構築を進めるため、新たにギャンブル等依存症簡易介入マニュアルの作成とマニュアルの普及研修を実施した。

はじめに

ギャンブル等は、それにのめり込むことにより、本人及び家族等の日常生活や社会生活に支障が生じ、多重債務等の社会問題につながる可能性がある。ギャンブル等依存症は、DSM-5-TR(アメリカ精神医学会「精神疾患の診断・統計マニュアル第5版」)において「ギャンブル行動症」として診断基準が定められている病気であり、早期の支援や適切な治療により回復が可能であるといわれている。しかしながら、ギャンブル等依存症についての正しい知識の不足や、相談機関や治療を行っている医療機関、自助グループ等の情報の不足等により、ギャンブル等依存症の本人や家族等が必要な相談・支援及び治療を受けられていない状況がある。

こういった背景のもと、平成28年12月に成立した特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律の附帯決議において、「ギャンブル等依存症患者への対策を抜本的に強化すること」「カジノにとどまらず、他のギャンブル等に起因する依存症を含め、関係省庁が十分連携して包括的な取組みを構築し、強化すること」が決議された。こうした中で、平成30年7月にギャンブル等依存症対策基本法が成立し、平成31年4月には、ギャンブル等依存症対策推進基本計画が策定された。

*1 大阪府こころの健康総合センター

The dissemination project of brief intervention manual for gambling and other addictions. By Shoko Nakazawa, Chihiro Higashi, Satomi Fujita, Rei Yoneda, Terumi Hirayama, Takao Kagomoto.

ギャンブル等依存症対策基本法(平成30年法律第74号)第13条において、都道府県は、「都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画」の策定に努めることとされており、これを受け、大阪府においても、令和2年3月に、ギャンブル等依存症対策を総合的に推進し、ギャンブル等依存症の予防と、早期発見・早期介入により、ギャンブル等依存症の本人やその家族等に対する支援の充実を図り、府民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的として、「大阪府ギャンブル等依存症対策推進計画」を策定した。現在は、令和5年3月に策定された「第2期大阪府ギャンブル等依存症対策推進計画」に定められた7つの基本方針にそって9つの重点施策を展開し、ギャンブル等依存症対策の強化を図っている。

本事業は、この「第2期大阪府ギャンブル等依存症対策推進計画」の基本方針Ⅲ「治療体制の強化」の重点施策④「治療可能な医療機関の拡充と治療体制の構築」に基づき、ギャンブル等依存症の本人や家族が地域の身近な医療機関で治療を受けることができ、必要に応じて、地域の医療機関から依存症専門医療機関等につながることをめざし、「ギャンブル等依存症簡易介入マニュアル普及事業」として実施した。

本稿では、ギャンブル等依存症簡易介入マニュアル普及事業について、令和5年度の取組みを報告する。

事業目的

地域の身近なかかりつけ医等が、ギャンブル等の問題に気づき、簡易介入し、必要に応じて専門医療機関

等につなげることができるよう、対応できる医療機関の裾野の拡大を図ることをめざし、ギャンブル等依存症の早期発見・早期介入等を行うための「ギャンブル等依存症簡易介入マニュアル」(以下「簡易介入マニュアル」という。)を作成し、精神科医療機関だけではなく、内科等のかかりつけ医療機関を含めた医療機関の職員を対象とした研修を通じて簡易介入マニュアルの普及を図った。

事業概要

1 実施主体

本事業は、依存症対策強化事業として実施した。

大阪府こころの健康総合センター(以下「こころの健康総合センター」という。)より、簡易介入マニュアルの作成については、公益社団法人 大阪精神科診療所協会(以下「大阪精神科診療所協会」という。)に、簡易介入マニュアルの普及については、一般社団法人 大阪府医師会(以下「大阪府医師会」という。)に委託をして実施した。

2 実施内容

(1)簡易介入マニュアルの作成

こころの健康総合センターで案を作成し、大阪精神科診療所協会による試行実施と監修により作成した。

①簡易介入マニュアル案の作成

まずは、作成にあたり、既存の「アルコール問題のある人への簡易介入マニュアル～SBIRTS～」や「ギャンブル等の問題で困っている人への支援のポイント」、「O-GAT～おおさかギャンブル障がい回復トレーニングプログラム(Osaka Gambling Addiction recovery Training)」を参考とした。

また、活用場面として、内科等のかかりつけ医療機関において、身体的な症状で受診した患者が、ギャンブル等をしている、またそれが原因で困っているという話が出たときに、必要な医療機関や相談機関等を紹介し、つないでいくことや、精神科医療機関において、うつ症状等の背景にギャンブル等がないかを見極めたり、本人からギャンブル等の話があれば、専門治療を行っていないからとすぐに依存症専門医療機関につなぐのではなく、まずは診察の中でギャンブル等のことについても話を聞く等の対応をすることを想定した。

その上で、ギャンブル等依存症の④スクリーニングテスト(PGSI「Problem Gambling Severity Index」)、

⑤本人向けリーフレット、⑥本人がギャンブル等の行動を記録するカレンダー、⑦～⑨を使用するにあたっての⑩支援者向けマニュアルの4点を、簡易介入マニュアル案として作成した。

簡易介入マニュアル案の⑤本人向けリーフレットには、目標や対処法、専門医療機関や相談機関等を掲載し、⑩支援者向けマニュアルには、ギャンブル等依存症についての説明や診断基準、簡易介入をすすめるときのポイント、専門医療機関や相談機関等のつなぎ先を掲載した。

②大阪府依存症治療拠点機関からの助言

作成した簡易介入マニュアル案について、試行実施を行う前に、大阪府依存症治療拠点機関である、地方独立行政法人 大阪府立病院機構 大阪精神医療センター(以下「大阪精神医療センター」という。)で、ギャンブル等依存症の治療に携わる精神科医より作成にあたってのポイントとして、表1のとおり助言をいただいた。

表1 大阪精神医療センターからの助言

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・簡易介入の流れは、「リスク判定⇒目標をたてる⇒記録する⇒目標が達成できたかどうかの確認」となる。目標が達成できていない場合は依存症の可能性はあるが、簡易介入ということであれば、医師が、診療中の短時間で実施できるコンパクトな内容がよい。・本人に手渡すものも減らすため、スクリーニングテストも本人向けリーフレットの中に入れてよい。・本人向けリーフレットには、専門治療や相談先につながる前でも、日常生活の中で取り入れられるストレスケアについて記載するとよい。・ギャンブル等依存症は「病気である」ことを記載する。・キャッチフレーズとしては、本人がギャンブルに頼らない、ギャンブルのことを見直すといった表現がよいのではないか。・「超」簡易減酒支援「Ultra-brief Intervention」が参考になるのではないか。 |
|---|

③大阪精神科診療所協会における試行実施

大阪精神医療センターからいただいた助言をもとに、本人向けリーフレットにスクリーニングテストを入れるとともに、ギャンブル等に頼らない生活のために日常生活で取り入れられる内容を記載する等し、また、支援者向けのマニュアルもできるだけ短時間で介入できる内容に修正した。

一方で、これまで精神科にかかっている、ギャンブル等の問題が見逃ごされていたり、専門医療機関ではないからと診てもらえず、問題が長期化してきた例もあることから、ギャンブル等依存症を診ることができる医療機関の裾野を広げるためには、少なくとも診断をして、普段の診察の中でギャンブル等のことも取り扱ってもらうための簡易介入マニュアルも必要であると考えた。

そこで、試行実施の段階では、簡易介入マニュアル案を、⑦スクリーニングテストやリーフレット等それぞれのツールが別々に分かれているもの、⑧短時間で簡易介入ができるもの、⑨短時間で簡易介入ができるものに診断基準を加えたものの3種類を準備し、大阪精神科診療所協会の会員医療機関で下記のとおり試行実施を行っていただき、表2のとおり意見をいただいた。

- 試行実施期間 令和5年8月～9月
- 試行実施医療機関数
大阪精神科診療所協会会員医療機関3機関

表2 簡易加入マニュアル試行実施後の意見

- ・ギャンブル等のことで困っている患者にカレンダーを使って記録してもらったところ、ギャンブル等が止まっている。カレンダーのように本人に記載してもらえそうなツールがあると、本人も取り組みやすい。
- ・リーフレットにあるギャンブル等依存症についての説明は、ギャンブル依存症自己診断ツール「LOST」を引用すると自分に当てはまると思ってもらいやすい。
- ・株やFXはギャンブル等というより、社会参加だという人もいる。ギャンブル等は何かを具体的に入れる方がよい。
- ・スクリーニングテストはリーフレットに入れるよりも別にした方が、本人と共有したり、コピーをカルテに添付したりと使いやすい。
- ・スクリーニングテストに、相談機関や医療機関の二次元コードを掲載すると、気になっている人は自身で確認するかもしれない。
- ・支援者向けマニュアルにスクリーニングテスト実施後のフローチャート図を入れると医療機関で使いやすくなる。
- ・まずはスクリーニングテストをどのように導入するかが課題である。ギャンブル等のことで困っていると話をしてくれる人には導入しやすいが、そうではない場合、唐突にスクリーニングテストをしてもらうことは難しい。
- ・ギャンブル等をするかどうかをたずね、するという人にはスクリーニングテストをしてもらい、高得点の人にはカレンダーを活用してもら

- い、高得点でない場合は、ギャンブル等のことを少し見直してみるよう、うまくいかなければ相談先につながるようなイメージで進めるといいのではないか。
- ・かかりつけ医において、診察でギャンブル等依存症の問題に気づき、心理的アプローチができればよいが、適切な相談先や専門医療機関につながるまでのかかわりとなるのではないか。ケースワーカーがいれば継続的なかかわりもできるがケースワーカーがいる診療所は多くない。
- ・ネットでのギャンブル等やオンラインカジノなどが増えていることを考えると、オンライン上でスクリーニングができるようにするといいいのではないか。

- ④大阪府依存症関連機関連携会議ギャンブル等依存症地域支援体制推進部会での意見
簡易介入マニュアル案について、表3のとおり意見をいただいた。
- 会議日時 令和5年11月22日

表3 ギャンブル等依存症地域支援体制推進部会委員からの意見

- ・スクリーニングテストの点数が低くても慎重に考えていかないといけない場合もあり、より早く相談につながるような記載がよいのではないか。
- ・借金のことから相談につながることも多く、「ギャンブル等にまつわる借金」といった表記がある方がよいのではないか。
- ・内科の医師は「一度やってみて」と患者にリーフレット等を持ち帰ってもらうことはできても、内容を説明するところまではなかなかできないのではないか。
- ・簡易介入マニュアルを広めていく方法の検討が必要である。
- ・医療機関以外でも使えるのではないか。
- ・薬局に本人向けリーフレットを置くなどして広く啓発が必要である。
- ・インターネットでマニュアルを公開し、医療機関以外でもスクリーニングテストをできるようにするといいいのではないか。そうすることで、例えば借金問題で法律相談につながったケース等にも、スクリーニングテストが実施できる。

以上の経過を経て、最終的に大阪精神科診療所協会に監修いただき、ギャンブル等依存症簡易介入マニュアルとして、医療機関向けマニュアル「ギャンブル等依存症へのサポート」(図5)と、府民向けリーフレット「ギャンブル等依存症について考えてみませんか」(図6)を作成した。

(2)簡易介入マニュアルの普及

作成した簡易介入マニュアルについて、大阪府医師会に委託し、マニュアル普及のための研修の実施(令和5年度は、アルコール問題のある人への簡易介入マニュアルの普及も合わせて実施)と、簡易介入マニュアルの印刷及び医療機関等への配布を行った。

①ギャンブル等依存症簡易介入マニュアル普及研修

○日時:令和6年2月29日(木)午後2時~4時

○場所:大阪府医師会館 7階会議室

(※Web 受講併用)

○対象:医師及びその他保健医療職種の関係者

○周知:大阪府医師会よりホームページや会報にて周知し、医師以外については、こころの健康総合センターから保健所等に案内した。

○参加人数:111名

(医師 88名 医師以外 23名)

○内容:

- ・ギャンブル等依存症の基礎知識
地方独立行政法人大阪府立病院機構
大阪精神医療センター 司法精神医学診療部
診療主任 入来 晃久 氏

- ・簡易介入マニュアルの活用
「ギャンブル等依存症簡易介入マニュアル」について

医療法人悠仁会 稲田クリニック
院長 稲田 泰之 氏

「アルコール問題のある人への簡易介入マニュアル」について

医療法人和気会 新生会病院
院長 和気 浩三 氏

○アンケート結果

研修会後のアンケートの回収率は55%であった。

アンケート結果から、理解度は、「とても理解できた」(31%)、「概ね理解できた」(64%)をあわせて95%と高く、満足度も、「とても満足した」(31%)、「概ね満足した」(62%)をあわせて93%と高かった。

また、今後の業務に役立つかどうかについては、「とても役に立つ」(44%)、「概ね役に立つ」(49%)をあわせて93%であり、簡易介入マニュアルを今後使ってみようと思うかどうかについては、「使ってみようと思う」が56%であった。

今回の研修についての意見や感想について自由

記載でたずねた設問でも、簡易介入マニュアルの使用についての前向きな意見や、ギャンブル等依存症の理解やかかわり方を知る機会になったという感想もあった。

一方で、簡易介入マニュアルについて、人間的、時間的な余裕がない、使い方が難しい等の理由から「使ってみようと思わない」といった回答(6%)や、依存症の方への対応の難しさを感じているというような感想もあった。

今後の研修に向けては、自助グループや回復施設の取り組みについて理解が必要であるといった意見もあった。

図1 今回の研修の理解度について

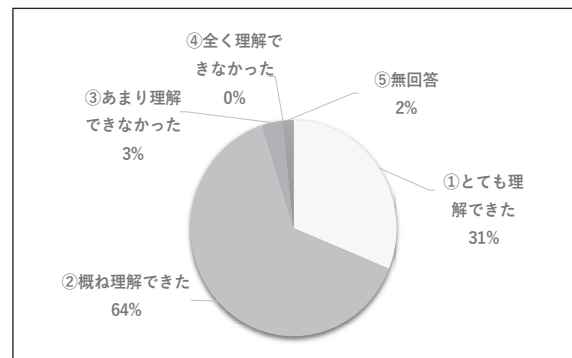


図2 今回の研修の満足度について

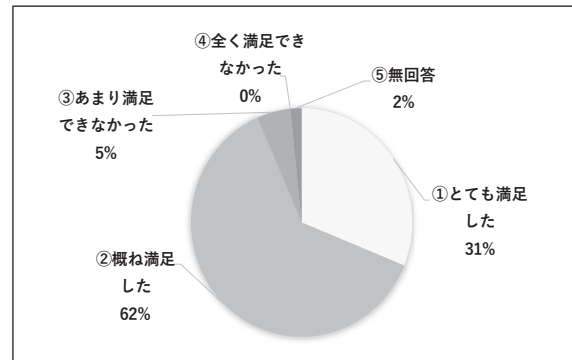


図3 今後の業務に役立つか

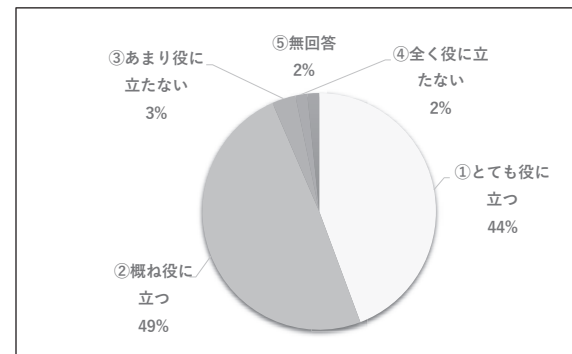


図4 「ギャンブル等依存症簡易介入マニュアル」
を使ってみようと思うか

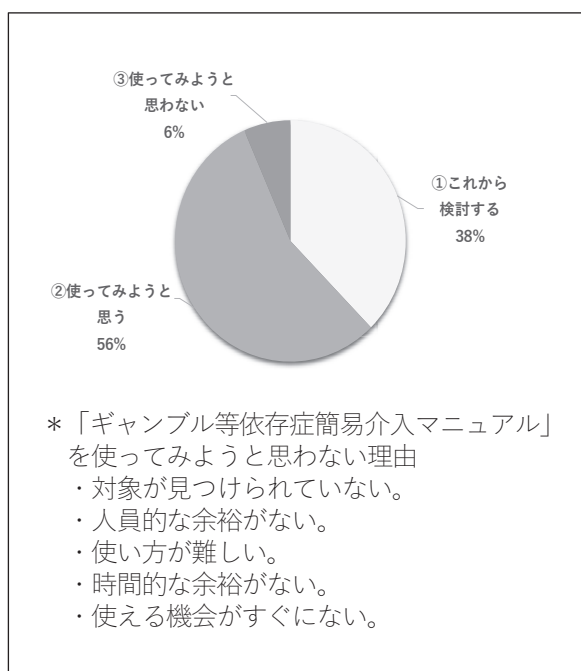


表4 今回の研修についての意見・感想(一部抜粋)

<ul style="list-style-type: none"> ・相談があれば簡易介入マニュアルを使用していきたいと思う。医療機関・関係機関の連携も行っていく。 ・ギャンブル等依存の方のかかわり方や思考がわかった。 ・コンパクトにまとめられた内容で一般医向けには良いと感じた。 ・なかなか一筋縄ではいかないと感じた。 ・依存症への理解や介入の必要性が良く分かった。 ・寄り添った言葉の選択がとても大切だと感じた。 ・根気強い対応が必要だと感じた。怒りを前面に出される人も多く、対応に苦慮している。 ・精神科以外にも役に立つ研修だと思う。

表5 今後の研修について希望

<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の依存への介入法。 ・依存症治療の要となる自助グループや回復施設における具体的な取組みを理解する機会があった方が患者を紹介しやすくなる。

②簡易介入マニュアルの印刷と配布

簡易介入マニュアルについて、医療機関向けマニュアル「ギャンブル等依存症へのサポート」は10,000部、府民向けリーフレット「ギャンブル等について考えてみ

ませんか」は30,000部をそれぞれ印刷し、大阪府医師会から地区医師会を通じて府内の医療機関に配布した。また、こころの健康総合センターからは、ギャンブル等依存症専門医療機関、相談機関である府保健所及び中核市保健所、大阪市こころの健康センターを通じて大阪市各区保健福祉センター、堺市健康部精神保健課を通じて堺市こころの健康センター及び堺市各保健センターにそれぞれ配布した。

また、簡易介入マニュアルをダウンロードして使用できるようにするため、大阪府医師会のホームページや、おおさか依存症ポータルサイトにも掲載をしている。

3 まとめ

今年度、新たに作成した簡易介入マニュアルは、ギャンブル等依存症に対応できる医療機関の裾野を広げることを目的に、医療機関において、ギャンブル等依存症の問題に気づき、簡易介入し、必要に応じて専門医療機関等につなげることができるよう作成し、医療機関職員向けに普及研修を行った。しかし、作成過程での意見聴取時や普及研修のアンケートの回答にもあったように、医療機関の診察時にこの簡易介入マニュアルやリーフレットを使用して簡易介入するためには、時間や人員を要することから、今後、医療機関における活用状況等を確認していく必要がある。

医療機関では、必ずしも簡易介入マニュアルのフローチャートに沿って順にすすめなければならないわけではなく、例えば、身体的及び精神的な不調で受診された時に、もしかしてギャンブル等の困りごとがあるかもしれないと意識して診察していただいたり、短時間でもギャンブル等のことを聞いていただく際のツールとしての活用も考えられる。本人向けリーフレットについても、診察時に本人や家族に手渡しするだけではなく、医療機関の待合等に配架していただくことで、ギャンブル等のことで困っている本人や家族が、自由にリーフレットを手にとることができ、ギャンブル等依存症について知り、支援につながるきっかけとなるかもしれない。併せて、簡易介入マニュアルの普及については、医療機関職員を対象とした研修を重ねる必要がある。研修では、作成した簡易介入マニュアルの活用を広く知ってもらうとともに、ギャンブル等依存症についてより深く知ってもらうよう、研修内容に、ギャンブル等依存症の理解や対応方法といった医師の講義とあわせて、自助グループや回復施設の情報、ギャンブル等依存症を経験

した本人の体験談を入れる等、依存症の回復について知っていただく機会としたい。

また、本事業では医療機関での簡易介入を想定した簡易介入マニュアルとしているが、作成過程で出された意見をもとに、医療機関以外における活用も期待し、相談支援機関等への配布も行った。相談機関である保健所等での相談場面で、例えば、簡易介入マニュアルを使って、スクリーニングテストをし、嘱託医が見立てやアドバイスをする際に活用したり、継続的なかわりのきっかけづくりとしてカレンダーやアプリの活用も考えられる。本人向けリーフレットについても、医療機関での待合に配架するのと同様に、相談機関等でのロビー等に配架することで、より広くギャンブル等で困っている本人や家族にリーフレットを手にとってもらう機会につながればと思う。さらに、ギャンブル等依存症では、金銭面での困りごとから相談につながることも多くあるため、借金相談窓口等の対応時に相談者の背景にあるギャンブル等のことについて気づいたり、依存症相談につなげるためのツールとしての活用も期待できる。

ギャンブル等のことで困っている本人や家族が、必要な相談・支援及び治療につながるためには、医療機関の裾野を広げることと合わせて、相談支援機関の対応の強化もすすめていく必要がある。そのため、今回作成した簡易介入マニュアルを基にし、今後は、さらに広く相談支援機関でも活用できるよう、相談支援機関向けのマニュアル作成や、関係機関向け職員研修等を通じたマニュアル普及もすすめていく等、本事業を展開できればと考えている。

4 おわりに

簡易介入マニュアルの作成に際し、大阪精神医療センターの専門医の先生方からご助言をいただき、大阪精神科診療所協会には試行実施や監修等にご協力いただいた。また、普及研修については、大阪府医師会より広く大阪府内の医療機関に周知いただくことで多くの医師にご参加いただけたとともに、簡易介入マニュアルの配布にもご協力いただいた。併せて研修においては、各専門医療機関の先生方に、依存症の理解とマニュアルの効果的な活用についてご講演いただいた。各機関の皆様にご協力をいただいたことに深く感謝いたします。

<参考文献>

・「大阪府 アルコール問題のある人への簡易介入マ

ニュアル」(2019年2月作成 大阪府健康医療部 地域保健課)

- ・「O-GAT～おおさかギャンブル障がい回復トレーニングプログラム 実施者用マニュアル」(令和3年3月23日 大阪府こころの健康総合センター)
- ・「多忙な「医療スタッフ、産業保健スタッフ」向け 30秒でできる「超」簡易減酒支援 Ultra-brief Intervention」ver.1.1 (令和2年3月作成 AMED「アルコール依存症予防のための簡易介入プログラム開発と効果評価に関する研究」(研究代表者:杠岳文))
- ・「お酒との上手な付き合い方」ver.1.1(令和2年3月作成 AMED「アルコール依存症予防のための簡易介入プログラム開発と効果評価に関する研究」(研究代表者:杠岳文))
- ・「ギャンブル等の問題で困っている人への支援のポイント」(令和2年2月改訂 大阪府こころの健康総合センター)
- ・「ギャンブル等依存症ってどんな病気？」(令和3年8月19日 令和3年度依存症相談対応・実践研修「ギャンブル等依存症の相談対応について」資料 大阪精神医療センター 精神科医師 入来晃久氏)
- ・「ギャンブル依存症自己診断ツール LOST」(2018年 田中紀子、松本俊彦、森田展彰、木村智和、病的ギャンブラーとギャンブル愛好家を峻別するものは何か:LINE アプリ・セルフスクリーニングテストを用いた病的ギャンブラーの臨床的特徴に関する研究)

図 5 医療機関向けマニュアル「ギャンブル等依存症へのサポート」

大阪府 大阪市 医療機関用マニュアル

身近なかかりつけ医が気づく・診る

ギャンブル等依存症へのサポート

○ギャンブル等依存症では、ギャンブル等によつて問題から気分が落ち込み、うつ状態になることがあります。
○ギャンブル等依存症の背景には、精神疾患や発達障がい、認知症などがあることもあります。
○普段診察している患者さんも「もしかすると……」という視点で診ていただくこと、本人のギャンブル等の問題が早期に発見されるかもしれません。
○身近なかかりつけ医と一緒にギャンブル等のことを振り返ることにより早期の対応につながります。
○まずは普段の診療時、以下を参考に、ギャンブル等依存症へのサポートも取り入れてみてください。

対象
ギャンブル等をやる人
○不眠・食欲不振・胃痛・吐き気・体重減少・下痢・便秘・真こり・疲れやすさ等の訴えがある人
○うつや不安の症状や希死念慮がある人
○学校や仕事に行っていない等、生活リズムの乱れがみられる人
○借金や生活費が足りない等の経済面の不安がある人

方法 下記の手順に沿ってすすめてみてください。

ギャンブル等依存症のスクリーニングテスト (PGSI) (5 ページ)

0点 問題なし | 1~2点 低リスク | 3~7点 中リスク | 8~27点 問題ギャンブリング

① 診断基準を参考に
OOさんは、ギャンブル等依存症といえます。(ギャンブル等依存症とはまだいえませんが、ギャンブル等の問題がどうかテストをしてみましょう。)

② リーフレット「ギャンブル等について考えてみませんか」を渡す(必要に応じて7ページのカレンダーも渡す)

③ リーフレット「ギャンブル等について考えてみませんか」を渡す(必要に応じて7ページのカレンダーも渡す)

④ かかわりのポイントを参考に
リーフレットを読んでみてどうでしたか。

⑤ 約束による動機付け

⑥ リーフレット「ギャンブル等について考えてみませんか」を渡す(必要に応じて7ページのカレンダーも渡す)

⑦ 次回診察にて

1 診断基準

DSM-5-TR(アメリカ精神医学会「精神疾患の診断・統計マニュアル第5版」)「ギャンブル行動症」。

A 臨床的に意味のある機能障害または苦痛を引き起こすに至る持続的かつ反復性の問題賭博行動で、その人が過去12か月間に以下のうち4つ(またはそれ以上)を示している。
B その賭博行動は、薬エピソードではうまく説明されない。

8~9項目当てはまると重度、6~7項目で中等度、4~5項目で軽度。

- 興奮を得たいがために、賭け金の額を増やして賭博をする必要
- 賭博をするのを中断したり、または中止したりすると落ち着かなくなる、またはいらだつことがある
- 賭博をするのを制限する、減らす、または中止するなどの努力を繰り返して成功しなかったことがある
- しばしば賭博に心を奪われている
- 苦痛の気分がよくなる、賭博をすることが多い
- 賭博で金をつた後、別の日にそれを取り戻しに働いてくることが多い
- 賭博へのめり込みを減らすために、嘘をつく
- 賭博のために、重要な人間関係、仕事、教育、または職業上の機会を危険にさらし、または失ったことがある
- 賭博によって引き起こされた絶望的な経済状況を免れるために、他人に金を出してくれるよう頼む

2 本人理解のヒント

依存症は、「本人の意志」や「性格」は関係なく、誰でもなる可能性のある病気です。

脳(無意識)の機能異常がおこる
自分ではコントロールできない
両儀性
「やめたい気持ち」と「やめたくない気持ち」の間を揺れ動いている

自己治療仮説
依存することでつらいことや苦痛を、軽減したり取り去ったりしている

本人はこんなふうにも思っているかもしれません。

- このままではだめだとわかってはいるけれどやめられない
- ギャンブル等をしているときは嫌なことを忘れられる(ギャンブル等がこころの痛み止めになっているかもしれない)
- 誰にも相談できない。相談してもいいことはどうにも変わらない

3 リーフレット「ギャンブル等について考えてみませんか」

リーフレットは皆さんに渡し、スクリーニングテストの結果に応じて、以下の点を中心に伝えてください。

スクリーニングテスト7点以下
ギャンブル等依存のリスクは低いですが、薬みにはまらないよう、ギャンブル等の危険な状態を避けることや、
⑤ ストレスをためないための日々の過ごし方をご案内ください。

スクリーニングテスト8点以上
ギャンブル等が生活等に問題が生じている状態のため、リーフレットの①ギャンブル等のことを見直してみるために、お読みし、必要時、7ページのカレンダーも渡してください。

4 かかわりのポイント

思っていることを正直に話してもらえよう、安心感・安全感を提供する
こんなやりとりをしてみてください。

- ・まずはリーフレットのことを話題にしてみる
「リーフレットはまだ読んでいいいね」
⇒「まだ読んでみてくださいね」
- ・とりくんだことをねぎらう
「とりあえずDay Seeをダウンロードしてみた」
⇒「さっそくダウンロードしてくれたんだね」
⇒「カレンダーをつけたらまた見せて」
- ・些細なことでもできていることに目を向けて伝える
「やめようと思ってもついやってしまう」
⇒「やめようと思っているんですね」
- ・正直だけで返さない、批判しない
「ギャンブル等をまたやりました」
⇒「やめたいとだめじゃないですか」
○「正直に話してくれてありがとう」
- ・無理せずできそうな目標をたてる
「ギャンブル等をやめようとしてみたけど、やっぱり無理」
⇒「回数減らすところからやってみましょう」
- ・否定的な発言もまずは聞き、本人の気持ちを受け止める
「私は依存症じゃないいつでもやめられる」
⇒「依存症ではないって思うんですね」
- ・怒ったり、抵抗感が出るのは、気にしている証拠、機嫌よくかわり続ける
「もう放っておいて」「相談しても何も変わらない」
⇒「気持ちには逆らわず、抵抗感の少ない話題に転換を」

大阪府ギャンブル等依存症 簡易相談支援アプリ「Day See」(デージー)

大阪府ギャンブル等依存症 簡易相談支援アプリ「Day See」(デージー)を活用すると便利です。

Android版 | iOS版

ギャンブル依存度チェック
アンケートであなたのギャンブル等依存度をはかってみましょう。

ギャンブル日記
ギャンブル等を控えるため、日々のギャンブル等に関する記録をつけましょう。

セルフケア日記
日常生活の目標を決めて、日々の記録をつけましょう。

お守り
ギャンブル等を控えるための画像を設定し、ギャンブル等をやりたくなってきたときに見ましょう。

お役立ち情報
ギャンブル等を控えるための知識をつけましょう。

介入しても、なかなかやめられない、状況が改善しない、悪化する場合は
精神保健福祉センターや地域の保健所等の相談機関、専門医療機関への紹介をご検討ください。
○精神保健福祉センター

大阪府内(大阪市を除く)在住の方	大阪市在住の方	堺市在住の方
大阪府こころの健康センター	大阪市こころの健康センター	堺市こころの健康センター
06-6691-2818 月~金:9時~17時45分 土日・年末年始を除く	06-6922-3475 月~金:9時~17時30分 (祝日・年末年始を除く)	072-245-9192 月~金:9時~17時30分 (祝日・年末年始を除く)

○その他相談先や医療機関、回復施設、自防グループ等の情報は、「おさがり依存症ポータルサイト」へ

おさがり依存症ポータルサイト

ギャンブル等依存症のスクリーニングテスト(PGS1)

ギャンブル等のことで困っていませんか

ギャンブル等によって、体調不良や、お金の問題、人間関係の悪化などいろいろな問題が起こっていませんか。もしかすると、それはギャンブル等依存症によるものかもしれません。ギャンブル等依存症の可能性について、一度自己チェックし、主治医に相談してみましょう。

○以下の9問のギャンブル等についての質問について、過去12ヶ月のあなたの状況に最もよくあてはまるものにチェックしてください。

参考：ここでは、「ギャンブル等」について、以下の行為を含めてご回答ください。

- ・パチンコ、パチスロ・競馬・競輪・モーターボート競走(競艇)
- ・オートレース・宝くじ、ナンバーズ、サッカーくじ・競け麻雀、麻雀対局
- ・スポーツ(野球等)賭博・インターネット賭博・カード(花札、バカウ等)賭博
- ・合法または非法のカジノ・証券の信用取引(FX)・先物取引市場への投資等

		全くない	ときどき	たいていの場合	ほとんどいつも
1	どのくらいの頻度で、失っても本当に大丈夫な金額以上のお金をかきましたか。	0	1	2	3
2	どのくらいの頻度で、同じだけの興奮の感覚を得るために、それまでよりも多くの金額をギャンブル等に費やさなければならませんでしたか。	0	1	2	3
3	どのくらいの頻度で、ギャンブル等で負けた金額を取り返そうと、別の日にギャンブル等をしに戻りましたか。	0	1	2	3
4	どのくらいの頻度で、ギャンブル等をするお金を得るために借金をしたり、物を売ったりしましたか。	0	1	2	3
5	どのくらいの頻度で、自分がギャンブル等に関して問題を抱えているかもしれないと感じましたか。	0	1	2	3
6	どのくらいの頻度で、あなたがその通りだと思おうかがいかわからず、周囲の人があなたがギャンブル等をすることを批判したり、あなたがギャンブル等の問題を抱えていると言ってきたりしましたか。	0	1	2	3
7	どのくらいの頻度で、自身のギャンブル等のやり方や、ギャンブル等の結果として起こることについて、悪いとか申し訳ないと感じましたか。	0	1	2	3
8	どのくらいの頻度で、ギャンブル等が健康問題を引き起こしましたが、これにはストレスや不安も含みます。	0	1	2	3
9	どのくらいの頻度で、ご自身のギャンブル等によって、あなたやご家族に金銭的問題を引き起こされましたか。	0	1	2	3

出典：ギャンブル等依存症のスクリーニングテスト PGS1 (Problem Gambling Severity Index)

いかがでしたか。回答の点数を合計しましょう

合計 点

結果判定

0点	問題なし
1~2点	低リスク
3~7点	中リスク
8~27点	問題ギャンブリング

8点以上の方は、ギャンブル等のことを見直してみることをお勧めします。ぜひ、一度かかりつけ医に相談してみてください。



6

「ギャンブル等」について考えてみてください(付録カレンダー)



ギャンブル等行動を毎日記録してみましょう

目標

- ギャンブル等をやめる
- ギャンブル等を1回に減らす
- ギャンブル等を1か月に1回に減らす
- その他

記録方法
ギャンブル等を行った日、「G」(使用した金額)等
ギャンブル等の欲求がなくなった日、「O」(欲求はあったがギャンブル等をしなかった日)等

月	日	月	日	月	日	月	日
	日		日		日		日
	土		土		土		土
	金		金		金		金
	木		木		木		木
	水		水		水		水
	火		火		火		火
	月		月		月		月

発行元：大阪府こころの健康総合センター 相談支援・依存症対策課 大阪府住居生活支援センター 相談支援・依存症対策課 大阪府住居生活支援センター 相談支援・依存症対策課 TEL: 06-6591-2818 FAX: 06-6591-2814 発行：令和6年2月

7



発行元：大阪府こころの健康総合センター 相談支援・依存症対策課
大阪府住居生活支援センター 相談支援・依存症対策課
発行：令和6年4月改訂 TEL: 06-6591-2818 FAX: 06-6591-2814

監修：公益社団法人 大阪精神科診療所協会

図6 府民向けリーフレット「ギャンブル等について考えてみませんか」

大阪府 大阪市

ギャンブル等について考えてみませんか

このリーフレットは、ギャンブル等によって、体調不良や、お金の問題、人間関係の悪化などいろいろな問題が起こっている方向けのものです。きっと役立つ内容ですので、ぜひお読みください。

参考 以下の行為は依存症になる可能性があります

- ・パチンコ、パチスロ・競馬・競輪・モーターボート競走(競艇)
- ・オートレース・宝くじ、ナンバース、サッカーくじ
- ・賭け麻雀、賭け将棋・スポーツ(野球等)賭博・インターネット賭博
- ・カード(札札、パカラ等)賭博・合法または非法のカジノ
- ・証券の信用取引(FX)・先物取引市場への投資 等

1 ギャンブル等の問題がないかテストしてみましょう

「ギャンブル等依存症のスクリーニングテスト(PGSI)」(5ページ)の結果は何点でしたか

_____点

結果判定	問題なし	低リスク	中リスク	問題ギャンプリング
0点	問題なし	1~2点	3~7点	8~27点

8点以上の方は、ギャンブル等のことを見直してみることをおすすめします。2ページ3ページの「[②ギャンブル等のことを見直してみるために](#)」をお読みください。

2ページ、3ページの「[②ギャンブル等依存症を知っていますか](#)」、4ページの「[④ストレスをためないための日々の過ごし方](#)」をお読みください。

1

2 ギャンブル等依存症を知っていますか

- ギャンブル等依存症とは、借金や生活上の困りごと、人間関係の悪化など、社会生活に悪い影響が生じて、ギャンブル等を自分ではやめられない状態をいいます。
- 「本人の意志」や「性格」は関係なく、だれでもギャンブル等依存症になる可能性があります。
- 様々な対応や支援により、ギャンブル等に頼らない生き方をしていくことができます。

ギャンブル等依存症は回復が可能な病気です。

3 ギャンブル等のことを見直してみるために

「ギャンブル等をする日は1か月に〇日以内」
「ギャンブル等は休みの日だけ」
「1回のギャンブル等で使う金額は〇円以内で、〇時間までにする」など、できるところから始めましょう。

ギャンブル等を控えるため、日々のギャンブル等に関する記録をつけましょう。7ページのカレンダーを使ったり、3ページのアプリ「Day See(ディジー)」は手軽で便利です。

目標は達成できましたか？
なかなかやめられない、状況が改善しない、悪化する場合は依存症の可能性もあります。3ページの精神保健福祉センターや、「[おおさか依存症ポータルサイト](#)」から、相談先や医療機関に相談しましょう。

2

矛盾や時間の制限を決めない、決めても守れない

賭ったときは「次のギャンブル等に使う」と考える

ギャンブル等をしたことを誰かに隠す

負けたときに、すぐに取り返したいと思う

(出典:ギャンブル依存症自己診断ツール(DOST))

大阪府ギャンブル等依存症 簡易相談支援アプリ「Day See」(ディジー)

- アンケートであなたのギャンブル等依存度をはかってみましょう。
- ギャンブル日記
- セルフケア日記
- お守り
- お役立ち情報

アンケートであなたのギャンブル等依存度をはかってみましょう。

ギャンブル等を控えるため、日々のギャンブル等に関する記録をつけましょう。

日常生活の目標を決めて、日々記録をつけましょう。

ギャンブル等をとめるための画像を設定し、ギャンブル等をやりたくなくなったときに見ましょう。

ギャンブル等を控えるための知識を見つけましょう。

なかなかやめられない、状況が改善しない、悪化する場合

精神保健福祉センターや地域の保健所等の相談機関、専門医療機関へ相談してください。

大阪府内(大阪市・堺市以外)在住の方	大阪市在住の方	堺市在住の方
大阪府こころの健康総合センター ☎ 06-6691-2818 月～金 9時～17時45分 (祝日・年末年始を除く) 堺市 4土曜日:9時～17時30分	大阪市こころの健康センター ☎ 06-6922-3475 月～金 9時～17時30分 (祝日・年末年始を除く)	堺市こころの健康センター ☎ 072-245-9192 月～金 9時～17時30分 (祝日・年末年始を除く)

○その他相談先や医療機関、回復施設、自助グループ等の情報は、4ページの「[おおさか依存症ポータルサイト](#)」へ

3

4 ストレスをためないための日々の過ごし方

ストレスの発散がギャンブル等になっていませんか。自分なりのセルフケアの方法を持つことが大切です。一つではなく、いくつか見つけておくことが望ましいです。

▷ **疲れを癒す・休息する**

ゆっくり入浴する、寝る、深呼吸するなどエネルギーを充電

▷ **気を紛らわす**

熱中できること、リフレッシュできることはありますか
(これだけにならないようにしましょう)

▷ **頑張っている自分にほほうび**

よく頑張っている！と自分で自分を褒めましょう

▷ **人とつながる・和む**

誰かに話す、一緒に過ごす時間を大切に

相談先や医療機関、回復施設・自助グループ等の情報は

[おおさか依存症ポータルサイト](#)

4

ギャンブル等依存症のスクリーニングテスト (PGS I)

ギャンブル等のことで困っていませんか

ギャンブル等によって、体調不良や、お金の問題、人間関係の悪化などいろいろな問題が起こっていませんか。もしかすると、それはギャンブル等依存症によるものかもしれません。ギャンブル等依存症の可能性について、一度自己チェックし、主治医に相談してみましょう。

○以下の9問のギャンブル等についての質問について、過去12ヶ月のあなたの状況に最もよくあてはまるものにチェックしてください。

参考：ここでは、「ギャンブル等」について、以下の行為を含めてご回答ください。

- ・パチンコ、パチスロ・競馬・競輪・モーターボート競走(競艇)
- ・オートレース・宝くじ、ナンバース、サッカーくじ・賭け博、賭け博
- ・スポーツ(野球等) 賭博・インターネット賭博・カード(花札、バカラ等) 賭博
- ・合法または非法法のカジノ・証券の信用取引(FX)・先物取引市場への投資 等

		全くない	ときどき	たいていの場合	ほとんどいつも
1	どのくらいの頻度で、失っても本当に大丈夫な金額以上のお金をかけましたか。	0	1	2	3
2	どのくらいの頻度で、同じだけの興奮の感覚を得るために、それまでよりも多くの金額をギャンブル等に費やさなければならなかったか。	0	1	2	3
3	どのくらいの頻度で、ギャンブル等で負けた金額を破り返そうと、別の日にギャンブル等をせしに戻りましたか。	0	1	2	3
4	どのくらいの頻度で、ギャンブル等をするお金を得るために借金をしたり、物を売ったりしましたか。	0	1	2	3
5	どのくらいの頻度で、自分がギャンブル等に関して問題を抱えているかもしれないと感じましたか。	0	1	2	3
6	どのくらいの頻度で、あなたがその通りだと思うかどうかにかかわらず、周囲の人々があなたがギャンブル等をすることを批判したり、あなたがギャンブル等の問題を抱えていると言ってきたりしましたか。	0	1	2	3
7	どのくらいの頻度で、自身のギャンブル等のやり方や、ギャンブル等の種類として起るることについて、悪いとか申し訳ないと感じましたか。	0	1	2	3
8	どのくらいの頻度で、ギャンブル等が健康問題を引き起こしましたか。これにはストレスや不安も含まれます。	0	1	2	3
9	どのくらいの頻度で、ご自身のギャンブル等によって、あなたやご家庭に金銭的問題が引き起こされましたか。	0	1	2	3

出典：ギャンブル等依存症のスクリーニングテスト PGSI (Problem Gambling Severity Index)

いかがでしたか。回答の点数を合計しましょう

合計 点

結果判定

0点	問題なし
1~2点	低リスク
3~7点	中リスク
8~27点	問題ギャンブリング

8点以上の方は、ギャンブル等のことを見直していただくことをお勧めします。ぜひ、一度かかりつけ医に相談してみてください。



「ギャンブル等について考えてみませんか」付録カレンダー

ギャンブル等行動を毎日記録してみましょう

目標
 ギャンブル等をやめる
 ギャンブル等どうまく付き合う
 その他

1回 1回
 1回 1回
 1回 1回

月	日	金	土	日
月				
火				
水				
木				
金				
土				
日				

記録方法
 ギャンブル等の欲求が強く通じた日...○
 欲求はあったがギャンブル等をしなかった日...◎
 ギャンブル等をした日...■

「G」使った金額

発行元：大阪府こころの健康総合センター 相談支援・依存症対策課 大阪府住吉区万代東3-1-46 TEL/06-6691-2818 FAX/06-6691-2814 発行：8月25日

大阪府 大阪市

発行元：大阪府こころの健康総合センター 相談支援・依存症対策課
 大阪府住吉区万代東3-1-46 TEL/06-6691-2818 FAX/06-6691-2814
 発行：令和6年4月改訂

監修：公益社団法人 大阪精神科診療所協会

資料

I. こころの健康総合センターの統計

1. こころの健康相談統一ダイヤル
2. 精神医療審査会
3. 精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療受給者証（精神通院）
4. 措置診察
5. 医療保護入院のための移送
6. 精神科救急医療情報センター

II. 大阪府の精神保健福祉統計

1. 認知症疾患医療センター機能別活動状況
2. 大阪府の保健所精神保健福祉活動
3. 中核市の保健所精神保健福祉活動
4. 自殺未遂者相談支援事業の実施状況（大阪府及び中核市）

III. 大阪府の精神保健福祉施策年表

I. こころの健康総合センターの統計

1. こころの健康相談統一ダイヤル

＜表 1-1. 「こころの健康相談統一ダイヤル」の実施状況＞

年度	実施期間	回線	相談件数	接続率
平成 23年度	9月10日～23日	集中電話相談（24時間3回線）	497	36.1%
24年度	9月～2月	「こころの電話相談」1回線に接続	186	4.9%
	9月・3月	集中電話相談（24時間3回線）	2,230	29.7%
25年度	4月～8月	「こころの電話相談」1回線に接続	1,464	57.1%
	9月～3月	統一ダイヤル（こころC・専用1回線）	1,017	28.8%
		統一ダイヤル（府13保健所・専用各1回線）	668	51.6%
	9月10日～24日 3月	集中電話相談（24時間2回線）	347	30.4%
26年度	4月～3月	統一ダイヤル（こころC・専用1回線）	2,071	54.9%
		統一ダイヤル（府12保健所・専用各1回線）	2,803	70.6%
		土日48時間1回線	2,392	35.2%
	9月・3月	集中電話相談（24時間2回線）	2,300	
27年度	4月～3月	統一ダイヤル（こころC・専用3回線）	5,974	40.0%
	9月・3月	集中電話相談（24時間2回線）	3,128	26.5%
28年度	4月～3月	統一ダイヤル（こころC・専用2回線）	4,568	20.0%
	3月	集中電話相談（24時間2回線）	1,206	30.0%
29年度	4月～3月	統一ダイヤル（こころC・専用3回線）	6,238	28.4%
	9月・3月	集中電話相談（24時間2回線）	2,715	
30年度	4月～8月	統一ダイヤル（こころC・専用2回線）	5,046	19.6%
	9月～3月	統一ダイヤル（こころC・専用1回線）		
	9月・3月	集中電話相談（24時間1回線）	1,374	
令和 元年度	4月～3月	統一ダイヤル（こころC・専用2回線）	5,383	14.8%
	9月・3月	集中電話相談（24時間1回線）	1,505	
2年度	4月～3月	統一ダイヤル（こころC・専用3回線）	5,854	29.5%
	9月・3月	集中電話相談（24時間2回線）	2,961	
3年度	4月～3月	統一ダイヤル（こころC・専用3回線）	5,678	25.6%
	9月・3月	集中電話相談（24時間2回線）	2,544	
4年度	4月～3月	統一ダイヤル（こころC・専用3回線）	6,163	27.8%
	9月・3月	集中電話相談（24時間2回線）	2,114	
5年度	4月～3月	統一ダイヤル（こころC・専用3回線）	6,931	26.7%
	9月・3月	集中電話相談（24時間2回線）	2,080	

こころC：こころの健康総合センター

※平成25年度、27年度、29年度、30年度は、9月、3月の各1ヵ月間平日17時～翌日9時30分と土日祝日の相談件数。

※平成26年度は、9月、3月の各1ヵ月間平日17時～翌日9時30分と土日祝日の相談件数に加えて、26年4月～27年3月の土日48時間の相談件数。

※平成28年度は、3月の1ヵ月間平日17時～翌日9時30分と土日祝日の相談件数。

※平成30年9月～令和元年度は、統一ダイヤルのうちの1回線を、LINEアプリを活用した電話相談に変更して実施した。

2. 精神医療審査会

＜表 2-1. 退院・処遇改善請求の審査状況の推移（令和元年度～令和5年度）＞

単位：件

		令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
退院請求	請求件数	389	375	422	404	398
	退院及び取り下げ件数	128	157	169	154	159
	審査件数	204	199	203	195	208
処遇改善請求	請求件数	135	105	98	91	111
	退院及び取り下げ件数	50	43	30	23	39
	審査件数	67	62	54	42	62
計	請求件数	524	480	520	495	509
	退院及び取り下げ件数	178	200	199	177	198
	審査件数	271	261	257	237	270
請求者数	請求件数	439	407	456	441	441
	退院及び取り下げ件数	149	173	182	158	175
	審査件数	224	214	212	203	225

※請求者が退院と処遇改善請求を併せて行う場合があるので請求件数とは一致しない。

＜表 2-2. 病院での本人からの意見聴取の実施回数推移（令和元年度～令和5年度）＞

単位：件

	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
退院請求	158	163	183	179	179
処遇改善請求	59	56	47	38	52
計	217	219	230	217	231
請求者数	177	176	194	183	190

＜表 2-3. 審査結果の推移（令和元年度～令和5年度）＞

単位：件

		令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
退院請求	入院継続が適当	189	182	198	188	182
	他の形態での入院継続が必要	7	1	9	7	8
	入院継続の必要は認められない	17	16	20	23	18
	計	213	199	227	218	208
処遇改善請求	処遇が適当	46	51	54	39	55
	処遇が適当ではない	6	3	3	12	7
	計	52	54	57	51	62

＜表 2-4. 定期病状報告等の審査状況（令和元年度～令和5年度）＞

単位：件

		令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
医療保護入院の届け出		9,910	9,320	9,716	9,870	10,021
定期病状報告	医療保護入院	4,558	4,566	4,522	4,436	4,094
	措置入院	33	16	14	18	16
計		14,501	13,902	14,252	14,324	14,131

3. 精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療受給者証（精神通院）

＜表 3-1. 精神障害者保健福祉手帳の承認件数の推移（令和元年度～令和 5 年度）＞

単位：件

		令和元年度	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
判定分	申請件数	2,600	2,635	2,985	3,110	3,192
	不承認	21	22	29	30	25
	承認	2,579	2,613	2,956	3,080	3,167
判定省略分	年金証書	818	1,035	992	1,029	1,164
	転入	134	153	144	176	190
承認件数		3,531	3,801	4,092	4,285	4,521

(大阪府交付分)

＜表 3-2. 権限移譲市町村からの判定依頼件数の推移（令和元年度～令和 5 年度）＞

単位：件

	令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
判定依頼件数	17,578	16,457	18,973	19,191	21,411
うち非該当(判定不能含む)	94	154	180	195	167

＜表 3-3. 自立支援医療受給者証（精神通院）承認件数の推移（令和元年度～令和 5 年度）＞

単位：件

		令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
判定分	申請	73,565	103,601	73,565	113,420	119,431
	不承認	10	32	10	23	24
	承認	73,555	103,569	73,555	113,397	119,407
判定省略分	転入	1,425	1,317	1,425	1,777	1,663
承認件数		96,055	74,980	104,886	115,174	121,070

※新型コロナウイルス感染症対策基本的対処方針に基づく自動継続は含まず。

4. 措置診察

＜表 4-1. 精神保健指定医による措置診察件数推移（令和元年度～令和5年度）＞

単位：件

年度	精神保健福祉法								計	29条の2
	22条	23条	23条 本鑑定	24条	25条	26条	26条 の2			
令和元年度	1	120	143	18	0	0	0	282	169	
令和2年度	0	135	164	21	0	1	1	322	225	
令和3年度	0	130	148	32	0	0	0	310	222	
令和4年度	0	101	156	31	0	1	0	289	208	
令和5年度	0	100	140	21	0	0	0	261	190	

＜表 4-2. 措置入院患者の状況の推移（令和元年度～令和5年度）＞

単位：人

年度	状況	新規措置 入院患者数	緊急措置 入院患者数	措置解除者数	年度末 措置患者数	年度末仮退院 中の患者数
令和元年度		242	164	237	35	0
令和2年度		268	193	275	28	0
令和3年度		266	126	256	37	0
令和4年度		262	179	259	40	0
令和5年度		225	155	243	22	0

＜表 4-3. 病名別新規措置入院患者数推移（令和元年度～令和5年度）＞

単位：人

疾患名	年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
		統合失調症	132	118	112	99
気分障害		28	44	32	48	37
てんかん		0	2	2	1	1
脳器質性精神障害	老年精神障害	3	8	6	8	4
	その他	5	3	5	3	1
その他の精神病		3	4	18	41	10
精神作用物質使用による 精神および行動の障害	アルコール	4	8	3	8	3
	覚せい剤	12	11	9	11	7
	その他	1	1	4	1	1
知的障害		6	4	2	2	6
パーソナリティ障害		4	9	3	1	8
精神神経症		5	2	2	3	2
その他		0	1	0	0	10
幻覚妄想状態		28	46	44	24	28
精神運動興奮状態		8	13	20	16	16
計		242	268	266	262	225

5. 医療保護入院等のための移送

＜表 5-1. 医療保護入院等のための移送の実施状況（令和元年度～令和5年度）＞

単位：件

	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
依頼	1	0	0	0	1
実施	1	0	0	0	1

6. 精神科救急医療情報センター

＜表 6-1. 精神科救急医療情報センター性別対応件数推移（令和元年度～令和5年度）＞

単位：件

性別	年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
男性		1,284	1,260	1,239	1,227	1,096
女性		1,422	1,373	1,368	1,433	1,189
不明		19	8	2	0	2
計		2,725	2,593	2,725	2,642	2,287

＜表 6-2. 精神科救急医療情報センター相談経路別推移（令和元年度～令和5年度）＞

単位：件

経路	年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
救急隊		574	549	519	567	513
精神科救急ダイヤル		855	928	893	830	794
警察		916	889	932	1044	785
精神科医療機関		380	276	265	219	989
計		2,725	2,642	2,609	2,660	2,287

＜表 6-3. 精神科救急医療情報センター対応結果別推移（令和元年度～令和5年度）＞

単位：件

対応結果	年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
任意入院		359	292	319	323	320
医療保護入院		965	945	1,004	1,020	929
応急入院		220	148	154	150	161
対象外（窓口段階）		120	153	142	87	57
対象外（病院判断）		177	270	242	288	202
外来受診		275	276	262	257	222
外来後要入院		0	0	0	1	0
来院せず		139	136	124	162	130
取り下げ		61	32	47	54	247
その他		409	390	315	318	19
計		2,725	2,642	2,609	2,660	2,287

II. 大阪府の精神保健福祉統計

1. 認知症疾患医療センター機能別活動状況（大阪府健康医療部保健医療室地域保健課）

＜表 1. 認知症疾患医療センター機能別活動状況の年次推移＞

単位：件

年度		令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
専門医療相談	電話	4,396	4,271	5,179	5,035	4,879
	面接	2,241	2,333	2,114	2,593	2,672
鑑別診断		1,920	1,992	1,948	2,261	2,039
入院件数（連携先病院含む）		1,429	1,429	1,287	1,225	1,254

2. 大阪府の保健所精神保健福祉活動

※大阪市、堺市、東大阪市、高槻市、豊中市、枚方市、八尾市、寝屋川市、吹田市を除く大阪府保健所（9か所）の状況

＜表 2-1. 大阪府保健所の精神保健福祉相談及び訪問実施状況＞

		件数
相談	実数	2,880
	延数	23,304
訪問	実数	808
	延数	2,343

＜表 2-2. 年齢別大阪府保健所のこころの健康相談・訪問実施の状況＞

単位：人

年齢	相談件数					
	支援実数	相談実数	相談延数	訪問実数	訪問延数	相談・訪問延数計
0～19才	226	226	1,329	43	95	1,424
20～39才	947	942	7,351	220	669	8,020
40～64才	1,239	1,233	11,470	386	1,212	12,682
65才以上	469	467	3,078	157	364	3,442
不明	12	12	76	2	3	79
計	2,893	2,880	23,304	808	2,343	25,647

※大阪府保健所のこころの健康相談・訪問実施実数は、平成27年度より以下のとおり変更して計上。

相談実数＝「相談のみ」の実数＋「相談＋訪問」の実数

訪問実数＝「訪問のみ」の実数＋「相談＋訪問」の実数

支援実数＝「相談のみ」の実数＋「訪問のみ」の実数＋「相談＋訪問」の実数

<表 2-3. 問題別大阪府保健所のこころの健康相談・訪問実施状況>

単位：人

問題別内訳	相談件数					
	支援実数	相談実数	相談延数	訪問実数	訪問延数	相談・訪問延数計
高齢者に関する問題	63	62	346	22	39	385
社会復帰に関する問題	8	8	55	4	18	73
アルコールに関する問題	245	243	2,139	81	245	2,384
薬物に関する問題	61	61	606	18	63	669
ギャンブルに関する問題	91	90	586	9	23	609
ゲームに関する問題	18	18	52	2	3	55
思春期に関する問題	82	82	461	10	21	482
心の健康づくり	375	375	2,459	76	203	2,662
うつ・うつ状態	376	375	3,102	88	206	3,308
摂食障害に関する問題	19	19	111	2	3	114
てんかんに関する問題	10	10	67	3	8	75
精神病に関する問題	766	762	7,021	289	907	7,928
パーソナリティ障害に関する問題	66	65	504	12	32	536
その他の精神疾患に関する問題	606	604	5,161	166	526	5,687
その他	107	106	634	26	46	680
計	2,893	2,880	23,304	808	2,343	25,647

<表 2-4. 支援内容別大阪府保健所のこころの健康相談・訪問実施状況>

単位：人

支援内容	相談件数					
	支援実数	相談実数	相談延数	訪問実数	訪問延数	相談・訪問延数計
受療支援(未治療)	467	464	3,309	134	390	3,699
受療支援(治療中断)	192	189	2,260	114	353	2,613
治療継続支援	906	903	9,432	232	980	10,412
診断・判定	14	11	296	33	67	363
心の健康づくり	298	298	3,706	60	198	3,904
障がい受容支援	9	9	107	2	6	113
就労支援	6	6	241	3	25	266
社会復帰・生活支援	39	39	925	31	173	1,098
その他	962	961	3,028	108	151	3,179
計	2,893	2,880	23,304	808	2,343	25,647

<表 2-5. 保健所別こころの健康相談・訪問実施延件数>

保健所	相談件数		
	相談延数	訪問延数	総件数
池田	2,687	229	2,916
茨木	1,959	167	2,126
守口	4,081	450	4,531
四條畷	2,132	271	2,403
藤井寺	2,746	266	3,012
富田林	1,950	236	2,186
和泉	2,586	264	2,850
岸和田	3,267	237	3,504
泉佐野	1,896	223	2,119
総数	23,304	2,343	25,674

<表 2-6. 集団活動開催状況>

対象者	回数
統合失調症圏	11
認知症本人及び家族	0
その他本人及び家族	4
総延回数	15
参加延人数	318

3. 中核市保健所の精神保健福祉活動

(1) 東大阪市保健所保健センターの精神保健福祉活動 (東大阪市健康部保健所、東・中・西保健センター)

<表 3-(1)-1. 東大阪市保健所の精神保健福祉相談及び訪問実施状況>

		件数
相談	実数	917
	延数	6,297
訪問	実数	248
	延数	816

<表 3-(1)-2. 年齢別 東大阪市保健所の精神保健福祉相談及び訪問実施状況>

単位：人

年齢	相談件数				相談・訪問 延数計
	相談実数	相談延数	訪問実数	訪問延数	
0～18才	26	137	3	7	173
19～39才	291	1,641	60	227	2,219
40～64才	452	3,533	135	418	4,538
65才以上	148	986	50	164	1,348
計	917	6,297	248	816	8,278

＜表 3-(1)-3. 問題別 東大阪市保健所の精神保健福祉相談及び訪問実施状況＞

単位：人

問題別内訳	相談件数				
	相談実数	相談延数	訪問実数	訪問延数	相談・訪問延数計
精神病に関する問題	342	2,768	105	365	3,580
高齢者に関する問題	61	334	18	68	481
アルコールに関する問題	50	364	18	54	486
薬物に関する問題	4	12	4	9	29
その他精神疾患に関する問題	410	2,622	101	300	3,433
思春期に関する問題	11	55	0	1	67
心の健康づくり	22	92	1	14	129
その他	17	50	1	5	73
計	917	6,297	248	816	8,278

＜表 3-(1)-4. 問題別 東大阪市保健所の精神保健福祉相談延数及び訪問延数の再掲＞

単位：人

問題別内訳（再掲）	相談件数	
	相談延数	訪問延数
社会復帰に関する問題	1,353	217
ギャンブルに関する問題	24	0
ゲームに関する問題	3	0
摂食障害に関する問題	3	0
てんかんに関する問題	4	1
ひきこもりに関する問題	86	27
計	1,470	245

＜表 3-(1)-5. 支援内容別 東大阪市保健所の精神保健福祉相談及び訪問実施状況＞

単位：人

支援内容	相談件数				
	相談実数	相談延数	訪問実数	訪問延数	相談・訪問延数計
医療・保護	418	2,118	107	259	2,902
社会復帰・日常生活支援	410	3,755	130	531	4,826
心理相談	0	21	0	2	23
診断・判定	0	13	3	6	22
その他	89	390	8	18	505
計	917	6,297	248	816	8,278

＜表 3-(1)-6. 東大阪市保健所の集団活動開催状況＞

	回数	参加延人数
グループワーク (休止中)	0	0

(2) 高槻市の保健所精神保健福祉活動（高槻市保健所保健予防課）

<表 3-(2)-1. 高槻市保健所の精神保健福祉相談及び訪問実施状況>

		件数
相談	実数	432
	延数	2,650
訪問	実数	76
	延数	291

※匿名等の電話相談は除く

<表 3-(2)-2. 年齢別 高槻市保健所の精神保健福祉相談及び訪問実施状況>

単位：人

年齢	相談件数				
	相談実数	相談延数	訪問実数	訪問延数	相談・訪問延数計
0～19 才	29	127	1	1	128
20～39 才	105	818	18	69	887
40～64 才	171	1,253	39	168	1,421
65 才以上	52	296	15	49	345
不明	75	156	3	4	160
計	432	2,650	76	291	2,941

<表 3-(2)-3. 問題別 高槻市保健所の精神保健福祉相談及び訪問実施状況>

単位：人

問題別内訳	相談件数				
	相談実数	相談延数	訪問実数	訪問延数	相談・訪問延数計
精神病に関する問題	111	950	41	184	1,134
高齢者に関する問題	39	203	13	34	237
社会復帰に関する問題	0	0	0	0	0
アルコールに関する問題	17	98	3	20	118
薬物に関する問題	1	1	0	0	1
ギャンブルに関する問題	8	35	0	0	35
ゲームに関する問題	1	3	0	0	3
摂食障害に関する問題	1	6	0	0	6
てんかんに関する問題	1	9	0	0	9
パーソナリティ障がいに関する問題	6	258	1	12	270
その他精神疾患に関する問題	42	274	8	19	293
思春期に関する問題	34	123	1	1	124
心の健康づくり	85	296	4	11	307
うつ・うつ状態	32	123	3	4	127
その他	54	271	2	6	277
計	432	2,650	76	291	2,941

＜表 3-(2)-4. 支援内容別 高槻市保健所の精神保健福祉相談及び訪問実施状況＞

単位：人

支援内容	相談件数				
	相談実数	相談延数	訪問実数	訪問延数	相談・訪問延数計
受療支援	82	499	20	75	574
治療継続支援	94	1,000	42	174	1,174
診断・判定	0	0	0	0	0
心理的相談・心の健康づくり	125	450	4	7	457
障がい受容支援	0	0	0	0	0
就労支援	1	1	0	0	1
社会復帰・生活支援	1	6	0	0	6
その他	129	694	10	35	729
計	432	2,650	76	291	2,941

＜表 3-(2)-5. 高槻市保健所の集団活動開催回数の対象者別＞

対象者	回数
統合失調症圏	0
認知症本人及び家族	0
その他本人及び家族	0
総延回数	0
参加延人数	0

(3) 豊中市保健所精神保健福祉活動（豊中市保健所医療支援課）

＜表 3-(3)-1. 豊中市保健所の精神保健福祉相談及び訪問実施状況＞

		件数
相談	実数	578
	延数	3,191
訪問	実数	131
	延数	379

※その他、1回のみでの電話相談・コロナこころのケアダイヤルとよなか
相談支援件数：1,648 件

＜表 3-(3)-2. 年齢別 豊中市保健所の精神保健福祉相談及び訪問実施状況＞

単位：人

年齢	相談件数				
	相談実数	相談延数	訪問実数	訪問延数	相談・訪問延数計
0～19 才	46	392	3	9	401
20～39 才	110	615	22	51	666
40～64 才	242	1,570	55	212	1,782
65 才以上	105	407	45	100	507
不明	75	207	6	7	214
計	578	3,191	131	379	3,570

＜表 3-(3)-3. 問題別 豊中市保健所の精神保健福祉相談及び訪問実施状況＞

単位：人

問題別内訳	相談件数				
	相談実数	相談延数	訪問実数	訪問延数	相談・訪問延数計
精神病に関する問題	190	1,203	73	245	1,448
高齢者に関する問題	30	81	19	24	105
社会復帰に関する問題	2	14	0	0	14
アルコールに関する問題	55	237	5	23	260
薬物に関する問題	11	95	6	15	110
ギャンブルに関する問題	18	95	2	2	97
ゲームに関する問題	5	21	0	0	21
摂食障害に関する問題	2	13	0	0	13
てんかんに関する問題	0	0	0	0	0
パーソナリティ障がいに関する問題	10	129	0	0	129
その他精神疾患に関する問題	61	278	11	23	301
思春期に関する問題	33	313	4	10	323
心の健康づくり	41	203	1	3	206
うつ・うつ状態	44	224	5	28	252
その他	76	285	5	6	291
計	578	3,191	131	379	3,570

＜表 3-(3)-4. 支援内容別 豊中市保健所の精神保健福祉相談及び訪問実施状況＞

単位：人

支援内容	相談件数				
	相談実数	相談延数	訪問実数	訪問延数	相談・訪問延数計
受療支援	56	468	18	45	513
治療継続支援	115	919	73	239	1,158
診断・判定	27	27	3	3	30
心理的相談・心の健康づくり	55	730	10	43	773
障がい受容支援	1	1	0	0	1
就労支援	4	8	0	0	8
社会復帰・生活支援	2	13	1	2	15
その他	304	1,025	26	47	1,072
計	564	3,191	131	379	3,570

＜表 3-(3)-5. 豊中市保健所の集団活動開催状況＞

対象者	回数
統合失調症圏	0
認知症本人及び家族	0
その他本人及び家族	18
総延回数	18
参加延人数	93

(4) 枚方市の保健所精神保健福祉活動（枚方市保健所 保健医療課）

<表 3-(4)-1. 枚方市保健所の精神保健福祉相談及び訪問実施状況>

		件数
相談	実数	416
	延数	2,465
訪問	実数	143
	延数	494

<表 3-(4)-2. 年齢別 枚方市保健所の精神保健福祉相談及び訪問実施状況>

単位：人

年齢	相談件数				
	相談実数	相談延数	訪問実数	訪問延数	相談・訪問延数計
0～19才	24	92	4	6	98
20～39才	109	676	33	111	787
40～64才	213	1,425	81	317	1,742
65才以上	70	272	25	60	332
不明	0	0	0	0	0
計	416	2,465	143	494	2,959

<表 3-(4)-3. 問題別 枚方市保健所の精神保健福祉相談及び訪問実施の問題別>

単位：人

問題別内訳	相談件数				
	相談実数	相談延数	訪問実数	訪問延数	相談・訪問延数計
精神病に関する問題	82	515	52	205	720
高齢者に関する問題	34	144	9	22	166
社会復帰に関する問題					
アルコールに関する問題	30	182	8	24	206
薬物に関する問題	1	2	0	0	2
ギャンブルに関する問題	9	21	0	0	21
ゲームに関する問題	1	4	0	0	4
摂食障害に関する問題	2	3	0	0	3
てんかんに関する問題	0	0	0	0	0
パーソナリティ障がいに関する問題					
その他精神疾患に関する問題					
思春期に関する問題	10	41	2	4	45
心の健康づくり	160	1,169	59	213	1,382
うつ・うつ状態	23	71			71
その他	64	313	13	26	339
計	416	2,465	143	494	2,959

＜表 3-(4)-4. 支援内容別 枚方市保健所の精神保健福祉相談及び訪問実施状況＞

単位：人

支援内容	相談件数				
	相談実数	相談延数	訪問実数	訪問延数	相談・訪問延数計
受療支援	46	154	28	60	214
治療継続支援	11	74	15	70	144
診断・判定	4	28	4	10	38
心理的相談・心の健康づくり	223	1,439	70	282	1,721
障がい受容支援					
就労支援					
社会復帰・生活支援	6	55	3	11	66
その他	126	714	23	61	775
計	416	2,464	143	494	2,958

＜表 3-(4)-5. 枚方市保健所の集団活動開催状況＞

対象者	回数
統合失調症圏	0
認知症本人及び家族	0
その他本人及び家族	24
総延回数	24
参加延人数	137

(5) 八尾市保健所精神保健福祉活動（八尾市役所保健予防課（八尾市保健所））

＜表 3-(5)-1. 八尾市保健所の精神保健福祉相談及び訪問実施状況＞

		件数
相談	実数	415
	延数	5,296
訪問	実数	135
	延数	572

＜表 3-(5)-2. 年齢別 八尾市保健所の精神保健福祉相談及び訪問実施状況＞

単位：人

年齢	相談件数				
	相談実数	相談延数	訪問実数	訪問延数	相談・訪問延数計
0～19 才	47	475	9	36	511
20～39 才	118	1,624	34	142	1,766
40～64 才	190	2,239	70	315	2,554
65 才以上	60	958	22	79	1,037
不明	0	0	0	0	0
計	415	5,296	135	572	5,868

＜表 3-(5)-3. 問題別 八尾市保健所の精神保健福祉相談及び訪問実施の問題別＞

単位：人

問題別内訳	相談件数				相談・訪問 延数計
	相談実数	相談延数	訪問実数	訪問延数	
精神病に関する問題	149	1,893	62	266	2,159
高齢者に関する問題	17	221	10	34	255
社会復帰に関する問題	0	0	0	0	0
アルコールに関する問題	37	386	10	40	255
薬物に関する問題	17	226	6	19	245
ギャンブルに関する問題	16	521	5	12	533
ゲームに関する問題	6	47	1	3	50
摂食障害に関する問題	0	0	0	0	0
てんかんに関する問題	1	1	0	0	1
パーソナリティ障がいに関する問題	3	14	1	1	15
その他精神疾患に関する問題	15	496	6	18	514
思春期に関する問題	16	229	4	24	253
心の健康づくり	54	593	12	92	685
うつ・うつ状態	61	501	11	51	552
その他	23	168	7	12	180
計	415	5,296	135	572	5,868

＜表 3-(5)-4. 支援内容別 八尾市保健所の精神保健福祉相談及び訪問実施状況＞

単位：人

支援内容	相談件数				相談・訪問 延数計
	相談実数	相談延数	訪問実数	訪問延数	
受療支援	211	2,538	78	322	2,860
治療継続支援	101	1,487	30	122	1,609
診断・判定	7	38	1	1	39
心理的相談・心の健康づくり	33	365	8	66	431
障がい受容支援	0	0	0	0	0
就労支援	0	0	0	0	0
社会復帰・生活支援	1	36	1	10	46
その他	62	832	17	51	883
計	415	5,296	135	572	5,868

＜表 3-(5)-5. 八尾市保健所の集団活動開催状況＞

対象者	回数
統合失調症圏	4
認知症本人及び家族	0
その他本人及び家族	1
総延回数	5
参加延人数	47

(6) 寝屋川市保健所の精神保健福祉活動（寝屋川市保健所保健予防課）

<表 3-(6)-1. 寝屋川市保健所の精神保健福祉相談及び訪問実施状況>

		件数
相談	実数	507
	延数	3,943
訪問	実数	170
	延数	690

<表 3-(6)-2. 年齢別 寝屋川市保健所の精神保健福祉相談及び訪問実施状況>

単位：人

年齢	相談件数				
	相談実数	相談延数	訪問実数	訪問延数	相談・訪問延数計
0～19 才	36	260	8	34	294
20～39 才	129	980	40	129	1,109
40～64 才	253	2,151	84	420	2,571
65 才以上	89	552	38	107	659
不明	0	0	0	0	0
計	507	3,943	170	690	4,633

<表 3-(6)-3. 問題別 寝屋川市保健所の精神保健福祉相談及び訪問実施の問題別>

単位：人

問題別内訳	相談件数				
	相談実数	相談延数	訪問実数	訪問延数	相談・訪問延数計
精神病に関する問題	112	1,140	50	300	1,440
高齢者に関する問題	48	283	21	68	351
社会復帰に関する問題	0	0	0	0	0
アルコールに関する問題	51	311	18	39	350
薬物に関する問題	7	51	1	2	53
ギャンブルに関する問題	5	52	0	0	52
ゲームに関する問題	5	40	2	7	47
摂食障害に関する問題	2	19	1	2	21
てんかんに関する問題	1	1	0	0	1
パーソナリティ障害に関する問題	5	79	3	6	85
その他精神疾患に関する問題	19	102	6	19	121
思春期に関する問題	18	165	3	20	185
心の健康づくり	80	561	16	78	639
うつ・うつ状態	55	488	18	61	549
その他	99	651	31	88	739
計	507	3,943	170	690	4,633

＜表 3-(6)-4. 支援内容別 寝屋川市保健所の精神保健福祉相談及び訪問実施状況＞

単位：人

支援内容	相談件数				
	相談実数	相談延数	訪問実数	訪問延数	相談・訪問延数計
受療支援	155	866	55	150	1,016
治療継続支援	105	1,137	51	255	1,392
診断・判定	4	41	4	9	50
心理的相談・心の健康づくり	68	462	17	78	540
障がい受容支援	3	24	0	0	24
就労支援	8	81	3	7	88
社会復帰・生活支援	32	460	20	72	532
その他	132	872	20	119	991
計	507	3,943	170	690	4,633

＜表 3-(6)-5. 寝屋川市保健所の集団活動開催状況＞

対象者	回数
統合失調症圏	0
認知症本人及び家族	0
その他本人及び家族	4
総延回数	4
参加延人数	32

(7) 吹田市保健所の精神保健福祉活動（吹田市地域保健課）

＜表 3-(7)-1. 吹田市保健所の精神保健福祉相談及び訪問実施状況＞

		件数
相談	実数	417
	延数	2,827
訪問	実数	84
	延数	255

＜表 3-(7)-2. 年齢別 吹田市保健所の精神保健福祉相談及び訪問実施状況＞

単位：人

年齢	相談件数				
	相談実数	相談延数	訪問実数	訪問延数	相談・訪問延数計
0～19 才	36	163	2	17	180
20～39 才	129	655	21	49	704
40～64 才	194	1,745	43	149	1,894
65 才以上	57	261	18	40	301
不明	1	3	0	0	3
計	417	2,827	84	255	3,082

＜表 3-(7)-3. 問題別 吹田市保健所の精神保健福祉相談及び訪問実施の問題別＞

単位：人

問題別内訳	相談件数				相談・訪問 延数計
	相談実数	相談延数	訪問実数	訪問延数	
精神病に関する問題	111	1,030	34	96	1,126
高齢者に関する問題	7	23	5	9	32
社会復帰に関する問題	0	0	0	0	0
アルコールに関する問題	40	143	8	8	151
薬物に関する問題	7	56	1	5	61
ギャンブルに関する問題	15	82	2	8	90
ゲームに関する問題	3	5	0	0	5
摂食障害に関する問題	4	8	0	0	8
てんかんに関する問題	2	8	2	3	11
パーソナリティ障害に関する問題	4	19	2	9	28
その他精神疾患に関する問題	67	706	12	50	756
思春期に関する問題	18	58	2	9	67
心の健康づくり	83	327	9	25	352
うつ・うつ状態	53	226	8	31	257
その他	32	136	2	2	138
計	446	2,827	87	255	3,082

＜表 3-(7)-4. 支援内容別 吹田市保健所の精神保健福祉相談及び訪問実施状況＞

単位：人

支援内容	相談件数				相談・訪問 延数計
	相談実数	相談延数	訪問実数	訪問延数	
受療支援	113	411	33	63	474
治療継続支援	139	1,110	35	106	1,216
診断・判定	52	55	9	9	64
心理的相談・心の健康づくり	124	610	11	34	644
障がい受容支援	1	2	0	0	2
就労支援	0	0	0	0	0
社会復帰・生活支援	14	57	5	6	63
その他	171	582	20	37	619
計	614	2,827	113	255	3,082

※支援内容重複有

＜表 3-(7)-5. 吹田市保健所の集団活動開催状況＞

対象者	回数
統合失調症圏	0
認知症本人及び家族	0
その他本人及び家族	0
総延回数	0
参加延人数	0

4. 自殺未遂者相談支援事業の実施状況（大阪府及び中核市保健所）

＜表 4-1. 新規情報提供書受理数の年次推移＞

単位：件

同意者	年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
本人		148	122	166	179	170
家族		365	417	471	463	507
本人・家族両方		30	31	35	48	55
その他		5	3	2	1	2
計		548	573	674	691	734

＜表 4-2. 性別別の年次推移＞

単位：件

性別	年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
男		202	205	243	254	250
女		346	372	430	436	483
不明		0	0	1	1	0
計		548	577	674	691	734

＜表 4-3. 年齢区別の年次推移＞

単位：件

年齢	年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
0～19才		50	85	82	102	105
20～29才		134	142	163	189	181
30～39才		76	103	102	93	127
40～49才		111	100	125	93	112
50～59才		83	65	87	103	96
60～69才		36	24	40	45	33
70～79才		34	34	38	31	40
80才以上		24	24	37	35	40
不明		0	0	0	0	0
計		548	577	674	691	734

＜表 4-4. 未遂の手段別の年次推移（複数選択）＞

単位：件

未遂の手段	年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
過量服薬		160	152	179	195	246
刃物		144	124	183	180	194
飛び降り		42	47	50	59	43
首つり		38	60	50	62	57
有機溶剤		2	2	2	0	1
その他	未遂行為あり	51	64	57	39	53
	未遂行為なし	147	127	171	183	169
不明		4	6	2	1	1
練炭		0	7	13	5	3
計		566	596	707	724	767

＜表 4-5. 原因動機別の年次推移（複数選択）＞

単位：件

原因動機	年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
家庭問題		132	160	157	163	187
健康問題		242	226	280	312	293
経済・生活問題		43	45	55	60	86
勤務問題		44	47	54	58	71
男女問題		53	67	73	64	89
学校問題		16	25	23	25	45
その他		61	51	67	63	82
不明		44	59	68	59	63
計		635	680	777	804	916

＜表 4-6. 相談支援の方法別の年次推移＞

単位：件

相談支援の方法	年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
電話相談（不通も含む）		4,972	5,037	5,396	6,306	5,902
来所相談		434	424	321	390	352
訪問		360	255	284	272	264
検討会議		832	933	972	1,049	1,085
健康相談（再掲載）		24	16	20	23	19
計		6,598	6,649	6,973	8,017	7,603

＜表 4-7. 相談内容別の年次推移＞

単位：件

相談内容別	年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
家庭問題（虐待・DV・子育て・介護等）		1,253	1,498	1,615	2,118	2,127
健康問題（精神疾患）		2,499	1,854	2,099	3,323	2,786
健康問題（その他）		636	751	674	812	537
経済・生活問題（雇用問題を除く多重債務等）		538	299	346	477	830
経済・生活問題（雇用問題）		238	195	228	420	336
勤務問題（労働環境・失業・就職等）		340	406	373	606	615
男女問題		413	632	514	545	672
学校問題（いじめ・不登校）		239	211	171	204	385
自死遺族関係		0	119	5	2	2
不明（相談希望なし・相談拒否）		23	30	37	32	34
不明（電話不通・来所せず・訪問不在）		238	180	546	479	457
その他（犯罪発覚・後追い・孤独感等）		644	640	489	767	791
計		7,061	6,815	7,097	9,785	9,572

＜表 4-8. 対応状況別の年次推移＞

単位：件

対応状況	年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
警察からの情報提供書受理		534	580	676	689	734
対応のアドバイス		439	341	287	401	391
関係機関の紹介		67	66	57	41	65
連絡調整（本人・家族）		642	588	596	740	610
連絡調整（関係機関）		1,147	972	962	1,213	999
安否・状況確認		1,326	1,634	1,679	1,659	1,720
心理面接・検査		41	7	0	15	3
自殺リスクの評価		186	248	155	197	170
傾聴のみ		312	181	235	275	296
相談希望なし・相談拒否		52	43	60	50	51
電話不通・来所せず・訪問不在		879	986	1,188	1,493	1,402
対応方法の検討		757	814	880	916	942
その他		216	189	198	328	220
計		6,598	6,649	6,973	8,017	7,603

<表 4-9. 保健所別新規情報提供書受理数の年次推移>

単位：件

保健所 \ 年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
池田	31	25	35	27	22
吹田	19				
茨木	41	20	30	27	29
守口	23	43	50	23	31
四條畷	25	19	49	33	31
藤井寺	26	29	55	60	60
富田林	39	43	34	48	40
和泉	32	47	54	44	51
岸和田	40	51	39	61	62
泉佐野	28	28	27	33	38
豊中市	25	33	45	42	59
高槻市	16	24	20	12	16
枚方市	45	30	57	41	52
東大阪市	97	88	92	146	155
八尾市	14	18	7	8	12
寝屋川市	47	40	50	33	35
吹田市		35	30	53	41
計	548	573	674	691	734

Ⅲ. 大阪府の精神保健福祉施策年表

年	国の施策	府・保健所の施策
T6 (1917)	・精神病患者全国一斉調査	
T8 (1919)	・精神病院法公布	
T15 (1926)		・府立中宮病院開設
S21 (1946)		・予防課設置
S23 (1948)	・保健所法改正	・豊中・八尾・富田林保健所（モデル指定） ・医療社会事業係設置
S25 (1950)	・精神衛生法施行	
S26 (1951)		
S27 (1952)	・国立精神衛生研究所設置	・精神衛生相談所設置
S28 (1953)		・精神衛生相談所業務開始
S29 (1954)	・第1回精神衛生実態調査	
S31 (1956)		・中宮病院 18 病棟竣工 ・（社）精神衛生協議会設立（※H2（社）大阪精神保健協議会と名称変更）
S32 (1957)		・処務規定改正で優生係を精神衛生係に改める
S33 (1958)	・「緊急救護施設の運営について」社会局施設課長通知	
S35 (1960)	・日本ソーシャルワーカー協会設立	・精神衛生 5 か年計画 ・同計画で府内 4 保健所（豊中、吹田、岸和田、布施）へ出張相談開始（半日/週） ・公衆衛生研究所設置
S36 (1961)		・同所精神衛生部設置 ・池田、守口、和泉へ出張相談（相談所から）（半日/週） ・富田林保健所河内長野支所開設
S37 (1962)		・高槻、藤井寺、八尾へ出張相談開始（3～4 日/週に増加）
S38 (1963)	・第2回精神衛生実態調査	
S39 (1964)	・日本 PSW 協会設立 ・ライシャワー事件 ・警視庁長官、精神衛生法改正申し入れ	
S40 (1965)	・精神衛生法一部改正 ・全国家族会連合会結成 ・PSW 協会第1回東京大会	・砂川厚生福祉センターかつらぎ寮開設

年	国の施策	府・保健所の施策
S41 (1966)	・「保健所における精神衛生業務について」(公衆衛生局長通知)	・府内保健所に精神衛生相談員配置 ・(社) 大阪精神病院協会設立 ・(社) 大阪断酒会設立
S42 (1967)	・地域精神衛生学会設立	
S43 (1968)	・PSW 協会第4回大阪大会	・豊中精神保健(当時、衛生)協議会発足 ・泉北精神衛生協議会発足 ・八尾精神衛生協議会発足
S44 (1969)	・森永ヒ素ミルク被害児14年目の訪問 ・精神神経学会理事会において病院不祥事告発	・藤井寺保健所地区精神衛生協議会発足
S45 (1970)	・「精神衛生特別都市対策事業の推進について」(公衆衛生局長通知) ・東京都老人医療費無料化	・府立中宮病院に自閉症児施設松心園設置 ・(社) 大阪府精神障害者家族会連合会設立 ・岸和田精神衛生協議会発足
S46 (1971)		・大阪府就労「保健所白書」 ・寝屋川保健所開設 ・府内保健所でグループワーク開始 ・狭山・三原地区精神衛生協議会発足
S47 (1972)	・「保健所問題懇談会」答申	・吹田保健所摂津支所開設 ・(社) 大阪府精神障害者家族連合会に対し補助金交付
S48 (1973)	・精神衛生実態調査(大阪府は実施せず)	・門真保健所開設 ・「(社) 断酒会酒害相談員養成事業」に助成
S49 (1974)	・ひかり協会設立	・枚方市精神衛生協議会発足 ・保健婦に対し精神衛生相談員資格取得講習会開始 ・「府営福祉住宅への精神障害者入居制度」開始 ・二種救急医療施設制度化 ・「社会復帰研究会」中間報告
S50 (1975)	・「回復途上における精神障害者の社会復帰指導について」厚生省通達	・池田保健所箕面支所開設 ・グループワーク予算化 ・松原保健所開設 ・民間病院施設整備事業への助成制度→保健衛生施設等・設備 整備費国庫補助金・大阪府医療施設近代化施設整備費補助金
S51 (1976)	・地域保健対策要項(案)	
S52 (1977)		・職業訓練校(タイル科)へ精神障害者入校枠設置 ・松原市精神衛生協議会発足
S53 (1978)	・「市町村保健センター構想」(厚生省)	・精神病院入院患者キャンプ事業開始 ・「指定病院事故補償対策事業への助成制度」制定→指定病院事故補償対策補助事業

年	国の施策	府・保健所の施策
S54 (1979)		<ul style="list-style-type: none"> ・大東保健所開設 ・吹田保健所千里支所開設 ・救急医療端末始動
S55 (1980)		<ul style="list-style-type: none"> ・「民間病院施設整備助成制度」制定→保健衛生施設等・設備整備費国庫補助金・大阪府医療施設近代化施設整備費補助金
S56 (1981)		<ul style="list-style-type: none"> ・「社会生活適応訓練事業」開始
S57 (1982)	<ul style="list-style-type: none"> ・通院患者リハビリテーション事業（厚生省）実施 ・老人精神衛生相談事業（厚生省）予算化 	
S58 (1983)	<ul style="list-style-type: none"> ・精神衛生実態調査 ・「保健所における精神衛生業務中の老人精神衛生相談指導について」（公衆衛生局長通知） 	<ul style="list-style-type: none"> ・老人精神衛生相談事業 6 保健所で開始 ・布施・枚岡保健所東大阪市に移管
S59 (1984)	<ul style="list-style-type: none"> ・「精神病院に対する指導監督等の強化徹底について」（三局長通知） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「府措置入院患者病状等審査委員会」設置
S60 (1985)	<ul style="list-style-type: none"> ・こころの健康づくり推進事業予算化 ・「精神病院入院患者の通信面会に関するガイドラインについて」保健医療局長通知 	<ul style="list-style-type: none"> ・東大阪市中保健所設置、移管
S61 (1986)	<ul style="list-style-type: none"> ・精神科訪問看護科等が保険点数化 	<ul style="list-style-type: none"> ・思春期精神衛生相談事業開始
S62 (1987)	<ul style="list-style-type: none"> ・精神衛生法一部改正 ・社会福祉士及び介護福祉士法成立 	
S63 (1988)	<ul style="list-style-type: none"> ・精神保健法施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・「こころの保健所構想について」（大阪府精神衛生審議会答申） ・「精神医療審査会」設置 ・アルコール健康相談事業開始 ・応急入院指定病院の指定 ・富田林保健所デイケア開始
H 元 (1989)		<ul style="list-style-type: none"> ・精神障害者共同作業所運営助成事業開始 ・精神障害者社会復帰施設整備助成事業開始 ・精神障害者状態証明書交付事業開始
H2 (1990)		<ul style="list-style-type: none"> ・高石分室⇒支所開設 ・「精神科救急医療体制の整備について」（大阪府精神保健審議会答申） ・老人性痴呆疾患センター事業実施病院の指定 ・精神障害者社会復帰施設運営補助事業開始 ・グループワークブロック交流事業を開始 ・社会生活適応訓練事業事業所育成講座を開始
H3 (1991)		<ul style="list-style-type: none"> ・精神科救急医療体制整備運営事業開始 ・精神障害者共同作業所施設整備促進事業を開始
H4 (1992)		<ul style="list-style-type: none"> ・民間精神障害者社会復帰施設整備資金貸入金利子補助金制度開始 ・性に関するこころの悩み相談事業を開始 ・松原保健所で保健所デイケア事業を開始

年	国の施策	府・保健所の施策
H5 (1993)	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者基本法の成立 ・精神保健法の一部改正 	<ul style="list-style-type: none"> ・精神障害者地域生活援助事業（グループホーム）開始 ・民間精神障害者社会復帰施設整備促進事業を開始 ・第41回精神保健全国大会開催 ・「精神病院における老人性痴呆疾患治療体制の整備に向けて」大阪府精神保健審議会提言
H6 (1994)		<ul style="list-style-type: none"> ・大阪府こころの健康総合センター設置（大阪府精神衛生相談所と公衆衛生研究所精神衛生部を統合再編）
H7 (1995)	<ul style="list-style-type: none"> ・「精神保健法」を「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（精神保健福祉法）」と改正 ・精神障害者保健福祉手帳交付事業を開始 	
H8 (1996)		<ul style="list-style-type: none"> ・大都市特例制度（大阪市）開始
H9 (1997)	<ul style="list-style-type: none"> ・精神保健福祉士法成立 	<ul style="list-style-type: none"> ・精神障害者地域生活支援事業（地域生活支援センター）を開始
H10 (1998)		<ul style="list-style-type: none"> ・大阪府精神障害者生活ニーズ調査、同家族調査報告書 ・「安田系病院問題に対する大阪府の取組み」をまとめ
H11 (1999)	<ul style="list-style-type: none"> ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正 	<ul style="list-style-type: none"> ・「大阪府障害福祉圏域における精神障害者の生活支援施策とシステムづくりについて」大阪府精神保健福祉審議会答申 ・精神障害者訪問介護試行的事業（ホームヘルプサービス）実施 ・（社）大阪精神科診療所協会設立
H12 (2000)	<ul style="list-style-type: none"> ・「精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準」厚生省令 ・「保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領」障害保健福祉部長通知 ・「精神障害者社会復帰施設運営要綱」障害保健福祉部長通知 ・「精神障害者社会復帰施設指導監査要綱」精神保健福祉部長通知 ・「精神障害者地域生活援助事業（精神障害者グループホーム）実施要綱」一部改正 ・「精神障害者保健福祉手帳制度実施要領」一部改正 ・「精神障害者地域生活援助事業等に対する指導監督の徹底について」精神福祉課長通知 ・「身体障害者、知的障害者及び精神障害者に係る授産施設の相互利用制度」制定 ・「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等」一部改正 ・「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令」一部改正 	<ul style="list-style-type: none"> ・「精神病院内における人権尊重を基本とした適正な医療の提供と処遇の向上について」大阪府精神保健福祉審議会意見具申 ・病院実地指導の権限を保健所長に委任 ・社会的入院解消研究事業（退院促進支援事業）実施 ・精神障害者ピアカウンセラー養成研修事業実施 ・市町村精神保健福祉担当職員研修事業実施（H13年度から予算化） ・「通院患者リハビリテーション事業実施要綱」一部改正（名称：社会生活適応訓練事業実施要綱となる） ・措置診察の一次診察の権限を保健所長に委任 ・業務分担制により保健師も精神保健福祉業務を担当 ・東大阪市が1保健所3保健センター体制になる ・精神保健福祉士実習生を保健所で受け入れ ・22保健所7支所体制を15保健所14支所体制に編成

年	国の施策	府・保健所の施策
H13 (2001)	<ul style="list-style-type: none"> ・「こころの健康づくり週間の廃止について」障害保健福祉部長通知 ・「医療法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係通知の改正について」障害保健福祉部長通知 ・「書面の交付等に関する情報通信の技術の利用のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う障害保健福祉部関係通知の改正について」障害保健福祉部長通知 ・「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律等の施行に伴う精神保健及び精神障害者福祉に関する法律における法定受託事務に係る処理基準の取り扱いについて」障害保健福祉部長通知 ・「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令」一部改正 ・「精神保健福祉及び精神障害者に関する法律施行規則」一部改正 	<ul style="list-style-type: none"> ・精神障害者ピアヘルパー等養成事業実施 ・障害者福祉サービスニーズ調査（精神障害者長期在院調査）実施 ・精神障害者小規模通所授産施設運営等助成事業実施 ・情報通信（IT）講習推進特別交付金事業実施 ・精神障害者ケアマネジメント従事者養成研修事業実施
H14 (2002)	<ul style="list-style-type: none"> ・「今後の精神保健医療福祉施策について」（報告書：社会保障審議会障害者部会精神障害分会） ・精神保健福祉対策本部設置（厚生労働省） ・「自殺予防に向けての提言」（報告書：自殺防止対策有識者懇談会） 	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪府第三次障害者計画 ・「精神科病院における入院患者の権利擁護システムの構築について」提言（大阪府精神障害者権利擁護検討委員会） ・移管業務に伴う市町村支援開始（3年間） ・精神障害者理解促進事業の開始 ・保健所を14保健所に再編統合 ・保健所の業務分担制（精神保健福祉・母子・難病・感染症）の導入 ・保健所精神保健福祉業務のあり方検討会（1回目）の開催
H15 (2003)	<ul style="list-style-type: none"> ・「精神保健福祉の改革に向けた今後の対策の方向」（中間報告：精神保健福祉対策本部） ・「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（心神喪失者等医療観察法）」成立 ・司法精神医療専門病棟整備事業の実施について（障害保健福祉部長通知） 	<ul style="list-style-type: none"> ・高槻市保健所開設 ・精神医療オンブズマン制度の創設 ・精神障害者退院促進支援事業（国庫補助モデル事業） ・大阪府精神障害者権利擁護連絡協議会設置 ・大阪府自殺防止対策懇話会設置（～H18年度）
H16 (2004)	<ul style="list-style-type: none"> ・「心のバリアフリー宣言」策定 ・精神保健福祉の改革ビジョン（報告：精神保健福祉対策本部） ・「今後の精神保健医療福祉施策について（改革のグランドデザイン案）」公表 ・発達障害者支援法（H17年施行） 	<ul style="list-style-type: none"> ・保健所の支所統合（14保健所） ・精神保健福祉チーム制となり、リーダーを設置 ・地域生活支援センターに退院促進支援事業障害者ケアマネジメント従事者を位置付け ・保健所精神保健福祉業務のあり方検討会（2回目）の開催
H17 (2005)	<ul style="list-style-type: none"> ・「障害者自立支援法」成立 ・「心神喪失者等医療観察法」施行 ・「精神保健福祉法」一部改正（精神分裂病から統合失調症へ名称変更など） 	<ul style="list-style-type: none"> ・心神喪失者等医療観察法ケア会議への出席等 ・精神科救急医療情報センターの設置 ・精神障害者宿泊体験用居室確保事業を開始（※H20年度から退院促進用居室確保事業） ・ひきこもり対策地域ネットワーク等推進事業を開始 ・堺市と美原町が合併

年	国の施策	府・保健所の施策
H18 (2006)	<ul style="list-style-type: none"> ・精神病院の用語の整理等のための関係法律の一部改正（精神病院から精神科病院へ名称変更） ・精神障害者保健福祉手帳への写真貼付欄追加 ・「障害者自立支援法」施行 ・「自殺対策基本法」成立 	<ul style="list-style-type: none"> ・大都市特例（堺市）開始 ・「第1期大阪府障害福祉計画」策定 ・相談支援従事者初任者研修の開始 ・大阪府自殺対策連絡協議会の設置（～H24年度）
H19 (2007)	<ul style="list-style-type: none"> ・「自殺総合対策大綱」閣議決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪府退院促進強化事業（特別交付金）の開始 ・障害者相談支援アドバイザー派遣事業の実施 ・相談支援従事者現任研修の開始 ・「生活保護精神障害者退院促進計画」策定 ・精神科緊急措置診察受付窓口の設置
H20 (2008)	<ul style="list-style-type: none"> ・「精神障害者退院促進支援事業」が「精神障害者地域移行特別対策事業」に名称変更 	<ul style="list-style-type: none"> ・退院促進ピアサポーター事業開始（～H28年度）
H21 (2009)	<ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省・援護局「セーフティーネット支援対策等事業費補助金」において、ひきこもり地域支援センター事業が都道府県事業として創設 ・「今後の精神保健医療福祉のあり方等に関する検討会」報告 ・障害者自立支援法違憲訴訟原告と国が合意、障害者自立支援法の廃止を決定 ・障害者制度改革推進本部設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪府自殺対策庁内連絡会議の設置（～H23年度） ・こころの健康総合センターにひきこもり地域支援センターを設置 ・こころの健康総合センターに自殺予防情報センター設置（～H27年度） ・自殺予防対策基金事業をこころの健康総合センターで開始 ・大阪府精神科医療機関療養環境検討協議会設置 ・障がい者自立支援調査研究プロジェクト（退院促進支援事業を利用して退院した方への調査）発足
H22 (2010)	<ul style="list-style-type: none"> ・「精神障害者地域移行特別対策事業」が「障害者地域移行・地域定着支援事業」へ名称変更 ・こころの健康政策構想会議による「こころの健康推進」の提言 ・「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」成立 ・精神保健福祉法一部改正 	<ul style="list-style-type: none"> ・こころの健康総合センターストレス対策課廃止
H23 (2011)	<ul style="list-style-type: none"> ・「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」成立 ・精神疾患が医療計画に明示すべき疾患に追加（5疾病5事業） ・東日本大震災：全国で「こころのケアチーム」の組織化と派遣 ・障害者基本法の改正 	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪府自殺対策推進本部の設置 ・大阪府自殺対策推進会議の設置 ・「第4次大阪府障がい者計画」策定（H24年度～H33年度） ・精神障がい者社会復帰施設の新体系への移行完了 ・大阪府自殺対策基本指針の策定（H23年度～H28年度） ・退院促進支援事業で実施していた保健所の圏域自立支援促進会議の廃止（市町村の自立支援協議会へ引継ぎを提案） ・障がい者手帳発行交付事務の権限を市町村に移譲

年	国の施策	府・保健所の施策
H24 (2012)	<ul style="list-style-type: none"> ・「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に改正・解消 ・精神障害者地域移行・地域定着支援事業（補助金）開始 ・「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」成立 ・医療法に基づく「医療提供体制の確保に関する指針」の改定:精神疾患の5大国民疾病入り ・自殺総合対策大綱（閣議決定） 	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪府障がい者自立支援協議会地域支援推進部会（精神障がい者地域移行推進ワーキング・基盤整備促進ワーキング）の発足 ・豊中市保健所開設 ・第6次大阪府保健医療計画の策定（H25年度～H29年度） ・保健所での自殺対策事業の開始 ・自殺未遂者相談支援事業（いのちの相談支援事業）を政令指定都市・中核市を含む府全体で開始 ・大阪府自殺対策審議会の設置 ・精神科救急審議会の設置
H25 (2013)	<ul style="list-style-type: none"> ・精神保健福祉法一部改正（精神障害者の医療に関する指針、保護者制度の廃止、医療保護入院手続きの見直し、精神医療審査会に関する見直し）（H26年施行） ・大規模災害時の心のケア体制整備：DPATの創設.DMHISSの整備 ・障害者差別解消法の成立（H28年施行） ・薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律の成立（H28年施行） ・アルコール健康障害対策基本法の成立（H26年施行） ・生活困窮者自立支援法の成立（H27年施行） 	<ul style="list-style-type: none"> ・内閣府の設置するこころの健康相談統一ダイヤルを活用した保健所及びこころの健康総合センターでの専用相談電話の設置 ・こころの健康総合センターリハビリテーション課廃止
H26 (2014)	<ul style="list-style-type: none"> ・医療介護総合確保推進法の制定 ・良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針 ・依存症治療拠点機関設置運営事業 ・災害派遣精神医療チーム（DPAT）活動要領 	<ul style="list-style-type: none"> ・枚方市保健所開設 ・自殺予防電話相談週末48時間電話相談事業（H26年度のみ） ・薬物依存症等ケア強化事業の開始 ・依存症治療拠点機関設置運営事業（～H28年度）
H27 (2015)	<ul style="list-style-type: none"> ・精神病床転換型居住系施設モデル的实施 ・長期入院精神障害者地域移行総合的推進体制検証事業（～H28年度） ・公認心理師法の成立（H29年施行） ・生活困窮者自立支援法の成立（H27年施行） 	<ul style="list-style-type: none"> ・こころの健康総合センター 診療課廃止 ・こころの健康総合センターを組織改編し、総務課・事業推進課・医療審査課・地域支援課となる。 ・長期入院精神障がい者地域移行総合的推進体制検証事業実施（～H28年度） ・大阪アクションセンター（OAC）の設置 ・第4期大阪府障がい福祉計画の策定（～H29年度） ・大阪府精神科合併症救急医療システム開始 ・大阪府自殺未遂者支援センター（IRIS アイリス）の設置（～H30年度） ・大阪府妊産婦こころの相談センターの設置

年	国の施策	府・保健所の施策
H28 (2016)	<ul style="list-style-type: none"> 自殺対策基本法の一部を改正する法律の成立・施行 熊本地震に対する全国からの DPAT 支援活動 アルコール健康障害対策推進基本計画の策定 再犯の防止の推進に関する法律の成立、施行 特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律 (IR 推進法) の成立・施行 	<ul style="list-style-type: none"> こころの健康総合センターに自殺対策推進センターを設置 大阪 DPAT の熊本への災害支援 メールマガジン「こころのオアシス通信」の配信開始 「大阪府長期入院精神障がい者地域移行総合的推進体制について」報告書
H29 (2017)	<ul style="list-style-type: none"> これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会報告書 自殺総合対策大綱 (閣議決定) 再犯防止推進計画 (閣議決定) 	<ul style="list-style-type: none"> 大阪府自殺対策基本指針の改正 大阪 DPAT ガイドラインの作成 長期入院精神障がい者退院促進事業 (～R 元年度) 大阪府アルコール健康障がい対策推進計画の策定 (H29 年度～R5 年度) 依存症相談拠点の設置 (こころの健康総合センター、府及び中核市保健所) 依存症拠点医療機関・専門医療機関の選定
H30 (2018)	<ul style="list-style-type: none"> 自治体による精神障害者の退院後支援に関するガイドライン 措置入院の運用に関するガイドライン ギャンブル等依存症対策基本法の成立・施行 生活困窮者自立支援法改正 	<ul style="list-style-type: none"> 大阪府自殺対策基本指針の一部改正 第 7 次大阪府医療計画の策定 (H30 年度～R5 年度) 八尾市保健所開設 大阪府措置入院者退院後支援事業 おおさか依存症土日ホットライン開設 (～R4 年度) 第 5 期障がい福祉計画、第 1 期障がい児福祉計画を包含する第 4 次大阪府障がい者計画 (後期計画) の策定 (H30 年度～R2 年度)
R 元 (2019)	<ul style="list-style-type: none"> 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム構築のための手引き ギャンブル等依存症対策推進基本計画 	<ul style="list-style-type: none"> 寝屋川市保健所開設 大阪府てんかん支援拠点病院設置
R2 (2020)	<ul style="list-style-type: none"> ひきこもり支援施策の推進について (通知) 	<ul style="list-style-type: none"> こころの健康総合センターの組織改編により、地域支援課を廃止し、相談支援・依存症対策課を新設 大阪府ギャンブル等依存症対策推進計画の策定 (R2 年度～R4 年度) 吹田市保健所開設 SNS 相談「大阪府こころのほっとライン」開始 大阪依存症包括支援拠点 (OAITIS) の設置 こころの健康総合センターにおいて、第 2・4 土曜日に依存症専門相談開始 長期入院精神障がい者退院支援強化事業開始
R3 (2021)	<ul style="list-style-type: none"> 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る検討会報告書 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム構築のための手引き(2020 年度版) アルコール健康障害対策推進基本計画(第 2 期) の策定 	<ul style="list-style-type: none"> 府、保健所圏域、市町村における「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る協議の場」の設置 第 6 期障がい福祉計画、第 2 期障がい児福祉計画を包含する第 5 次大阪府障がい者計画の策定 (R3 年度～R5 年度) 大阪 DPAT 活動マニュアル作成

年	国の施策	府・保健所の施策
R4 (2022)	<ul style="list-style-type: none"> ・ギャンブル等依存症対策推進基本計画 ・自殺総合対策大綱（閣議決定） ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の成立 ・精神保健福祉法一部改正（R5年一部施行） 	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪府アルコール健康障がい対策推進計画（H29年度～R5年度）の中間見直し ・大阪府ギャンブル等依存症依存症対策基本条例制定え ・大阪府ギャンブル等依存症対策推進会議設置
R5 (2023)	<ul style="list-style-type: none"> ・こどもの自殺対策緊急強化プラン 	<ul style="list-style-type: none"> ・第2期大阪府ギャンブル等依存症対策推進計画の策定（R5年度～R7年度） ・大阪府自殺対策計画の策定（R5年度～R10年度） ・大阪 DPAT 活動マニュアル改定 ・大阪依存症ほっとライン開設 ・大阪府精神保健福祉審議会アルコール健康障がい対策推進部会設置 ・おおさか依存症ポータルサイト開設 ・入院者訪問支援事業
R6 (2024)	<ul style="list-style-type: none"> ・精神保健福祉法一部改正施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・第2期大阪府アルコール健康障がい対策推進計画の策定（R6年度～R8年度） ・第8次大阪府医療計画の策定（R6年度～R11年度） ・第7期障がい福祉計画、第3期障がい児福祉計画を包括する第5次大阪府障がい者計画（後期計画）の策定（R6年度～R8年度）



大阪府こころの健康総合センター
〒558-0056 大阪市住吉区万代東 3-1-46
TEL 06(6691)2811 / FAX 06(6691)2814
ホームページアドレス <http://kokoro-osaka.jp/>

